

金 光 教 學

金光教教学研究所以紀要

36

1996

金 光 教 教 学 研 究 所

金光教学

——金光教教学研究所以要——

1996

No. 36

天地と心の構造

……竹部 弘…… 1

神道金光教会における講社結収の展開とその特質

……北林 秀生…… 31

資料 金光四神言行資料集(五) …………… 86

平成七年度研究論文概要 …………… 130

紀要掲載論文検討会記録要旨 …………… 143

第十九回教学に関する懇談会記録 …………… 146

彙報 ——平成7.4.1～平成8.3.31—— …………… 161

(第34・35号正誤表 p. 176)

天地と心の構造

竹 部 弘

はじめに

金光大神の教えには、心に言及した教えが多々見られ、それも「一心に願う」「和賀心」「表行よりは心行」等々、信仰上重要な特質を示すものと了解されてきている。また諸学問からも、より広く日本の民衆宗教・新宗教における「心直し」の重要性は、近代社会成立期における広範な民衆の自己鍛錬・自己変革による主体形成の論理として、あるいは他者との繋がりにおいて「思いやり」や「調和」を志向する生命主義的思想の一環として、指摘されてきた。しかし、いよいよ心とは何を指すかということになると、日本語として多様な意味と微妙なニュアンスを持つ上、学問の分野でも方向の異なる規定がなされているように、全ての人間に備わり日常的に経験している自明なものと思われながら、容易に説明・定義し難いものと言えるであろう。

殊に、現代は「心の時代」と呼ばれたり、「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと人々の志向が変化したとも言われるが、果たして心とは「ものの豊かさ」が満たされた後に求められたり、「ものの豊かさ」と対比して求められるような豊かさなのだろうか。また、そのように心が尊重されるかのような潮流とは裏腹に、それに伴って「心の商品化」が指摘されたり、心が操作可能なものであるかのように捉えられるなど、心とは何かを問う上で様々な問いが突きつけ

られている。こうした事柄において問題となる心は、おそらく心のある局面を捉えたものではあるが、それに対する、心の全体性への思索が求められる。

『金光教典』中の心に関する教えの内の多くは、心が「わが心」すなわち自分の心という意味で強調されることと相俟って、通常、個人の気の持ち様・思い様を整えたり改めたりする意味で受け止められてきた。しかし他方そればかりでなく、心に関する教えには、例えば「世界はわが心にある」（理解Ⅰ市村光五郎一44―1）のように、内的な意識の作用・心模様と言うよりは、身体の外部をも含めた空間的な広がりをもって構想されうるものがある。また「金光大神御覚書」（以下「覚書」と略記）には、安政五―六年の農作業に関する記述を中心に、金光大神が心に受けた神からの知らせと、天候を始めとする現実の諸事象とが合致した出来事が記されている。このような記述は、自然現象は人間の外側に生起する出来事である一方、心は身体の内閉じられたものとする一般の通念や、或いは教内においても先に述べたような見解とは異なる心の捉え方を、金光大神がしていたことを示唆するものである。こうしたことから、金光大神の信仰における心の意味は、個人の内なる気の持ち様という意味に尽くせぬ謎を留保する余地があると思われるのである。以上の関心から本稿では、心の問題を個人の内心の事柄と了解することに留めず、個人がそこにおいて在る場との関わりに着目して考察していきたい。

以下、一章では従来の研究でなされた「わが心」に関する解釈を回顧することを通して問題点を抽出し、二章では、その問題を検討すべく、「わが心」に神があるという教えをめぐる、日本の伝統的な宗教観念との対比において論述する。三章では心に宿るとされる「生きた神」を実感させる背景となる生成の働きを、天地の中での生において見るべく、季節の循環と農耕生活の周期との呼応関係、並びにより大きな周期の循環に関わる干支について語られた明治十一年旧四月三日の神伝^⑤に注目し、最後に四章では、以上で論述したような天地と人間との間の、心を中心とした連関構造へと考察を及ぼしたい。

なお、日付は特に断らない限り、「覚書」「覚帳」に従って旧暦を使用し、教典からの引用箇所は章（または類・伝

承者)・節・項番号を以て示した。

一、「わが心」

かわいいと思う心が、そのまま神である。それが神である。(理解Ⅱ近藤藤守17―2)

右の理解のように、神の心は「かわいい(かわいい―筆者注)と思う心」である^⑩とされ、慈しみの心が教示される。またそこから、「盗人も憎いと思わず、かわいいそうなどという心で、その者が善心に立ち返るようお願いしてやれ」(理解Ⅱ藤井広武⁴)などの実践が勧められている。また、腹を立てることが体の障りをもたらすとして、腹立ちを和め、「わが心でわが身を助ける」ことを勧めた理解がある。腹立ちという心の状態で健康を害することが述べられ、反対に腹立ちは「心の鏡を磨く」ことで克服しようと説くものである。同様に、自分の心を意味する「わが心」を、同音の漢字を用いて「和賀心」と表現し、「和」と「賀」の漢字の意味を取って「やわらぎ、喜ぶ」心になるようにと教示されることもあった。

以上のような喜びや慈しみの心、穏やかな心が説かれる一方で、「真」「真一心」等、ひたむきに向かう厳しさを求める教えもある。そこで説かれるのは偽りのない本当の心(理解Ⅰ市村光五郎242)、迷い無く変わらぬ心(理解Ⅱ押木マズ1、同佐藤光治郎30、同難波なみ2)、実意丁寧さ(理解Ⅱ福嶋儀兵衛4)であり、それらが「親に孝、人に実意丁寧、家業を大切に、神仏も粗末にしないように」(理解Ⅱ斎藤重右衛門1)と言われるように、様々な対象や場面との関係において求められる。

3
そうした様々な教えが、集約的に「おかげはわが心」(理解Ⅰ近藤藤守63)、「わが心でわが身を救い助ける」(理解Ⅰ山本定次郎59)、「おかげはわが心にある」(理解Ⅱ浅野喜十郎4、同佐藤彦太郎2等)というように、「わが心」におい

て果たされるべく説かれていた。

では金光大神の信仰における「わが心」は、研究史上、どのように位置づけられてきたであろうか。金光大神の信仰史に沿って「覚書」や「覚帳」を見ていくと、「わが心」についての教えが再三に亘って記されるようになるのは、明治期の記述に入ってからであり、両書共に初めて「わが心」に言及される神伝は、次に記すものである。

一つ、天地乃神の道を教える生神金光大神社立てぬき、信者氏子に申しつけ。金光大神社願ひ、一心に。拜むと言ふな、願ひ届けいたしてあげましようと申してよし。頼む氏子の心で頼めいと申して聞かせい、わが心におかげあり。明治五壬申七月二十八日。（「覚帳」一六一―19―1―3）

この神伝は、主として、社地上知令及び戸籍制定に伴い金神社や金光大神の神官身分の取り扱いが問題になっていたこと、及び笠岡在住の弟子斎藤重右衛門が官憲に捕らえられ布教活動を断念させられた事件に代表されるように、布教上の困難な状況に位置づけて解釈されてきたものである。但し、本稿と直接関わる「拜むと言ふな。・・・わが心におかげはあり」との一節については、資格なき者の祈祷行為がはばかれる状況への対応の意味に加えて、そこに金光大神の信仰展開を読み取る解釈がなされている。例えば、この一節を、金光大神の祈祷力に頼る信者に対して自立を要請するものであるとして、神と金光大神と氏子の心によって新たな「神との交わりの場」の醸成が志向されたとの解釈がある他、同様に「拜み信心」や「祈禱性」へ依存することの問題性と、信仰者の主体性回復という主題の論述がなされてきた^④。そして翌明治六年に定められた「天地書附」中の「おかげは和賀心にあり」という一句も、右に述べた見解の延長上で解釈されている^⑤。

一方、金光大神理解の研究でも、例えば「神様を拜むのに手や口を洗っても、心を洗わねば何にもならぬ。心は火や水では洗えない。真一心で心を洗って信心をせよ」（理解Ⅱ国枝三五郎1―2）、「わが心が神に向かう」（理解Ⅰ市村光

五郎一十―1〕等の理解について、神仏への帰依において一定の形式に従うことから「信仰の主体を回復せしめる」と、慣習的世界に捕らわれた世人としてでなく「他にかけがえのない個としての人が生をかけて、神の住まいへと志向すること」の教示と解されている。¹⁶⁾

こうして「わが心」は、従来の祈祷や参拝の作法等への依存に代わる新たな拠り所として位置づけられ、そうした「わが心」の「わが」へ力点を置いた解釈により、信仰的自立性・主体性の問題へ収斂されて論じられてきた。

しかしながら、先に見てきたような心に関する多様な教えは、上述してきたような意味での信仰の「主体性」という意義を志向するものばかりではない。また「わが心」に関する教示は、「覚帳」のその後の神伝にも見られるが、そこではもはや慣習的信仰形式への依存や世人に埋没せぬ自己という問題指摘の文脈からは離れて、殊に次の神伝では、難儀と安心の分岐をめぐる「わが心」の在り様に責めを帰する言辞が中心となって言明されている。

一つ、お知らせ。人代と申し、わが力で何事もやり。今般、神が知らしてやること、そむく者あり。神の教えどおりをする者は神になり。昔は神代と申し、今は人代。昔へもどり、神代になるように教えてやる。難儀はわが心、安心になるもわが心。(明治十三年十一月二十四日の神伝、「覚帳」二四―25)

この神伝¹⁶⁾で、人間の世は神の教えに背き、わが力で何事もする「人代」と指摘され、これに対して、神の教えどおりにして自らも神になっていくという意味での「神代」が求められ、それら二つの在り方は、「わが心」に因るとされた。ここで問題となる「わが心」について、確かに他人にその心の責任を負わせることができないう意味では、自分の心としか言えないものであり、それを自らに担い改めていく責任が消えることはないという点は、当然ながら確認しておかねばならないことである。しかし「わが心」が主体性や自立の側面で強調され、「神の教えどおりをする」ことが「わが心」の作用として完結するところには、また結果的に心の主体としての「わが」が伴って浮上し、それは「わが

力」の「わが」を惹起する懸念をも孕んでいる。そこには、「わが心」でありながら、自らは容易に如何ともし難い心が示され、「主体」「自立」という規定の存立根拠を内から脅かす局面が映じているであらう。

また「わが心」については、近世・近代の民衆思想史研究に、近世後期から明治二十年代までを見通しながら、「心の哲学」とも呼ぶべき主体形成の論理を見出す見解がある。「心の哲学」とは、心こそが人間の本質であるとして、外の規範の追究ではなく、自分の心を知り心に基づく思想や実践を目指すことと規定されるものである。この「心の哲学」には、享保期（十八世紀初頭）の石門心学から幕末期に成立した宗教思想や農村改良運動を指導した老農達の思想等が対象として含まれ、その実践が、没落の危機にさらされ続ける人々の自己鍛錬・自己変革の論理となり、その内面的な起動力として働いたと評価されている。^⑩

先述のように、確かに金光大神の教えにも、「実意」「真」「真心」を以て神にも人にも社会にも接すべきことを説き、或いは出世や繁盛を目指して家業への出精と儉約を勧めるものがあり、その実践を通じた鍛錬によって経済的社会的に危機を乗り越えていった者も多いと考えられる。その場合の「実意」や「真」「真心」は実践を担う個々の取り組みを促す価値規範であるという意味では、自立して世の荒波を乗り切って行くべき人間の、主体性として捉えられる範疇に属するものである。しかし、先述の「和賀心」のように、自分の心でありながら「わが心」とは表されぬ点では、自らの意志の力による取り組みで打開すべき鍛錬の中に位置づけられるのとは、異なる様相が示されている。

金光大神や多くの人々が自らの心と格闘し、乗り越えることで生きて行かねばならなかった諸々の問題や、信仰の場でも既成の慣習的形式・通念があった当時の状況に即して見れば、「わが心」に自立・主体という価値を見出すことは、基本的に首肯し得ることである。但し、前述のように心に關する多様な教えからの照らし返しや、或いは主体や自己という近代的な価値を伴った概念が問い直されていることは、^⑪「わが心」の「わが」に比重を置いた意味に再考を促すものであると考える。その意味で、「わが心」は問題の所在と入り口をこそ示しているのであって、自立の人間の主体性への志向において通常観念される、「わが心」の境域の境目にまで視野を広げ、「心」について考察する要がある。

二、心の回路

前章で述べたように、金光大神は「わが心」の改まりを語ったが、それでは「おかげはわが心」とまで言われる根拠は、「わが心」の何にどのように基づくとして語られているであろうか。

これまでは、神へ参りて、おかげをくだされいと言うてもどるぎり。おかげはあるやらないやら、沙汰なし。それでも、一心と拝めばわが心に生きたる神様がござるがゆえに、めいめいに拜んでおかげを受けるのぞ。こころをよく、氏子、合点をして信心をせよ。死んだ神へ信心してはおえぬぞ。金光が祈るところは、天地金乃神と一心なり（理解Ⅰ市村光五郎二五―一―二）

この理解では、「めいめいに拜んでおかげを受ける」という、信仰の自立を志向すると見なされる勧めがなされるが、その拠り所が「わが心に生きたる神様がござる」と述べられる、「わが心」の在り様に求められており、その在り様として「一心」を立てることが求められる。

ところで、心への注視は、金光大神の生誕に先立つ近世社会の精神史上の特質ある動向として指摘されているものである。即ち、儒教思想を基盤にして、「心に宿る神」という觀念が一般的に成立し、神道にも「心は神明の舎、混沌の宮で、神・混沌・理の宿る所である」との觀念があった。また民間宗教者に広く用いられた六根清浄戒の中には「心はすなわち神と神とのもとのあるじたり」という句があり、この句については同戒の解説書で「一神八百万、八百万一神の分化なれば、・・・天に在りては神といい、万物に在りては靈といい、人に在りては心という」と説かれていたから、天の神・万物の靈・人の心は、分化した元は一つのものであり、「心に神宿る」とする説は、広範に受容された觀念であったことが予想される。とりわけ六根清浄戒に関して、金光大神はしばしばこの戒から様々な章句を引用して説諭し

ており、^⑧また語句の引用に留まらず、これら祓の語句を用いて表現し得た金光大神の信仰の基本的な内容との共通性が、特に心に関する側面で指摘されてもいる。^⑨

先の理解で「わが心に生きたる神様がござる」と言われる場合にも、先述のような日本の伝統的・心情的宗教事情が背景にあったと思われる。しかしながら、人間の心に神が宿るとの觀念についての評価も様々な脈絡の下にあり、例えば特別な人間の悟りに対して、心を根拠にして万人に教えの真髄を理解する可能性があるとの觀念が開かれることに意義が見出されるものがある。^⑩また、より庶民に浸透した心学の教えで人の尊厳性が説かれる場合にも、その教えが現実生活に充足感を与えることで知足安分の意義を持ったというものもある。^⑪

これに対し、金光大神において心に神があると説かれる場合には、どのような心の状態が指し示されていると解されるであろうか。

堂宮へ参拝して、おかげがいただけるか。堂宮は死んだ物なり。生きた神にすがりてこそ、おかげがあるぞ。(理

解I島村八太郎12)

天地金乃神のご神体は天地である。宮社に鎮まり納まっておられるのではない。真一心の心に神がおられて、おかげになる。(理解II福嶋儀兵衛10―2)

先の理解で「死んだ神」と対比されていたように、金光大神において心に「生きたる神」があると語られるところは、右の理解によれば、堂宮に生きた神はなく、生きた神は天地を身体としており、真一心の心に宿る、というものである。そのことは、先の市村の伝えで、更に念を押すように、「説得あるは、『天は昔から死んだことなし、地が昔から死んだことなし。日月、相変わらず』」(理解I市村光五郎二五―三)と続けられたことにも表されている。それらは内心に宿っているとされる靜態的な神ではなく、身体その他諸々の事柄との関わりにおいて、天地の間で事実として働きを表

す心の様態を可能ならしめるべく生起する体験を基盤として把握され、その教えが発せられたものである、と考えられる。

その上で、先の理解で「天地金乃神と一心」と言い表された様態に注目すれば、それはまずは「一心に拝」むと同義、即ち一生懸命、二心なき純一無雑な心という意味での「わが心」の在り様として示されているが、そのように「わが心」を一心に傾けることにより、その行方に「生きたる神」の発現がなされる境地として、重層的な意味で示されている、と考えられる。こうした心の層については、次のような理解もなされているので、併せてその意味するところを検討していく。

めいめいに信心しなさいと言うのは、六根の祓にも、「霊と団体なるがゆえに、なすところの願いとして成就せず」ということなし」とあるごとく、神様のような心でおれば神様と団体である。かような心になり、こういう考えで信心しなさい。めいめいに願うて、直々のおかけが受けられます。（理解1山本定次郎39―1）

この理解も先の理解と同じく、「めいめいに信心」する、「めいめいに願う」ことの勧めが、人間の心と神との関係を用いて語られるところを拠り所としてなされている点で共通するものである。すなわち前者では「一心と拝めばわが心に生きたる神がござる」と、また後者では「神様のような心でおれば神様と団体」と説かれ、人間の心と神との関係が、わが心に神を見出す方向と、神の心になり神と一体化する方向という、やや異なる二つの方向で示される。換言すれば、そこには、人間が持つ経験的に了解可能な「わが心」を保ちつつ、その心に神が生まれてくるのを見出す方向と、「わが心」が誰その心とは言えない「神のような心」に融解して神と団体と言える層に参入する方向との、二つが示される。ここでは、各自が「めいめいに」おかけを受けることを求めるといふ、一章で紹介したところの信心の「自立」「主体」の相と、逆に「神様のような心」「神と一心」という各自の「自立」「主体」の融解という相とが認められ、

前者の方向での主張が後者の方向での主張に支えられて成り立つという関係として表されるのである。そしてまた、こうした理解からは、二つの方向の、向きの違いはあれ、金光大神において心は、人間個々の内面と、人間個々を超えた領域を有し、その双方向への参入が可能となる次元を持つことが示唆される。

天地は生き通しぞ。天地が生きてござるから、人間もみんな生きておれるのぞ。天地の親神様のおかけを受けたら、人間も生き通しじゃ。そのおかげを受けようと思えば、天地金乃神様と一つ心になれい。(理解Ⅲ 尋求教語録Ⅳ)

この理解も、天地金乃神と「一つ心」になることによっておかけが受けられると教示されている点で、「わが心」の行方に重点が置かれているが、そのことが成り立つ根拠として、天地が生き通しであること、そしてその天地が生きることの中で人間も生きることが語られている。天地が生き通しであるとは、先の理解で「生きたる神」とも「天は昔から死んだことなし、地が昔から死んだことなし。日月、相変わらず」とも語られたことに呼応するものであろう。このような、天地が生き通しであると捉えられる相と、人間の生きる相とが、天地金乃神と「一つ心」になることで結ばれると説かれる関係構造について、次章で引き続き考えていきたい。そのことは、本章で述べてきた心の様態を、天地の動きと人間の生との関わりから反照することになるであろう。

三、天地の運行と人間

1 いのちとリズム

(明治六年)八月十七日早朝、私気がかりごとあり、お伺い申しあげ。何事も変わることなし。月と潮の満ち干変

わらんから、右のとおり。旧。

火難、中天、災難、毒害、悪事払いのけ、別状なし、仰せつけられ。〔「覚帳」一七―22〕

この神伝では、月と潮の満干を以て「何事も変わるることなし」と説諭され、併せて諸災難の消除が保障されている。右の記述の直後には、七月七日・八月十一日の雨風とその被害が記されていることから、右の記述にある「気がかりごと」はこれら二度の災害を受けてのものであり、それに応える内容を持つ神伝であったと考えられる。従って、災害という変事の後に、変わらぬものが天地の姿として指し示され、そのことが人間に安泰をもたらし得る根拠として教示されている訳である。逆説的なことに、ここで変わらぬものとして挙げられたのは、確固不動のものではなく、それ自体は周期的な動きを伴う月と潮であった。一般に、曆に月出・月入、満潮・干潮の時刻が記載されていたり、出産は満潮・死亡は干潮の時間に符合するとの観念があったこと等、自然の周期的なリズムと人間の生活や生命とが密接に結びつけられており、そこに「自然のいのちのリズムという観念」が窺える。ここでは月の順行と潮の満干という周期と繰り返しを持った動きに「いのち」としての天地の変わらぬ相が看取されているのである。次節では、そうした天地・人間それぞれに備わり、或いは相互に関連して存在する周期的リズムという観点から考察する。

2 天地の周期的リズムと人間

一つ、お知らせ。正、五、九月と申し。正月に一年中のこと、身上無事のこと。五月、五穀取りあげ、しつけ。九月、取りあげ。十月までにしつけ、秋、かたづけ。せちゆう、また正月ごしらえ楽しみ。

大しようぐんご披露申しあげ、天地金乃神、不残御神、干支の十二ご免、氏子安心の理解いたし。生神金光大神、信者氏子申すようにいたしてやる。大しようぐんご縁日。〔「覚帳」二二―7〕

右は、明治十一年四月三日の神伝である。この神伝では、前半で一年を三期に分けて、季節の移りゆきに伴う農耕生活の在り方について、また後半では「大しよぐん」という神を氏子に教え広めるについて、それぞれ教示がなされている。両者は互いに関連する内容を持つものであるが、論述の都合上、前後の順をおって考察する。

まず神伝の前半部では、前節で述べた自然と人間生活との関係が、季節の循環に歩みを合わせた農耕生活として語られている。この季節の循環に基づく年毎の年中行事の円環と、人が一生の間に通過する人生儀礼の円環とは、それぞれの行事の時期と性格との対照において、互いに照応関係にあると考えられることから、日本の民俗宗教の「大宇宙の中に小宇宙としての自己を位置づけることによって生の保証を得ることを中核とし」た世界観が指摘されている。^⑧

では、年毎の季節の順行と生活の繰り返しについて語るのに、「正、五、九月」を区切りとして言及されているのは、どうしたところからであろうか。その民俗背景として、大谷村周辺では、これらの時期に各種の講が開かれ神仏に祈願を込める傾向があり、また大谷周辺に限らず、一般に江戸時代に盛んだった日待ち・月待ちの講は、正五九の三か月に行われることが多く、その他の寺の縁日・開帳、神社の神楽・参詣日・諸々の講等、多くの宗教行事がこの三か月に行われた。^⑨そして、こうした傾向が生じたのは、正五九の三か月に「業鏡輪」即ち月が世を照らして人の罪過を調べるとの仏説により、その間は身を慎み、悪行を避けて善行を積まねばならないという忌み月の觀念が、定着していたことによる、と考えられている。^⑩

金光大神理解にも「正五九」の三月に言及したものがあつた。妻とせが、金光大神の下へ毎月参っていた近藤藤守夫妻に対して、「年に正五九と三度ぐらになされ」と諭した(理解1近藤69―2)ということも、これら三月を区切りとする觀念のあつたことを示しているが、その場合は忌み月とは異なる意味で説いているように思われる。

正月はめでたいものじゃ。世の言葉に正五九ということがあろうが。この三期を縮めると、正月三が日となる。正月一日に神に伺えば、正、二、三、四、この四か月のことは教える。二日が五、六、七、八、三日は九、十、十一、

十二と教える。のう近藤さん、そこで正月三日をもつて一年中のことを伺うておきさえすれば、みな、神が教えてやる。その徳を受けられよ。(理解 I 近藤藤守 50)

この理解では、正五九の「三期を縮めると、正月三日が日となる」と語られ、一年が正月三日に縮約される。そしてその三日間で、一日には正一四月、二日には五一八月、三日には九一十二月に起こる出来事を、神が予め教えるという、不思議とも思える内容が語られている。しかし今、先の神伝との関わりで見れば、正月に一年中のこと、身上のことを願うという点で共通し、また「正五九」という区切りが正月三日における願いと対応するとの捉え方が窺える。

その上で、先の神伝に戻ると、季節の変転に従う一方で、そのリズムに乗りつつ進められる農作業についての教示が、まず正月になされる一年の願いのこと、次にその上で各時期になすべき作業の指示という形で記されており、更に文面にはないが、そこで教示されたことは年々繰り返されることになる。そこには年のサイクルと季節のサイクルと日のサイクルという、重層的な天地の周期的リズムの上で、願いを基として農耕生活を進めるべき旨が記されている。

以上のような天地の周期的リズムの中での人間の生ということは、神伝後半部にも見出される。重複するが、再度掲げておく。

大しようぐんご披露申しあげ、天地金乃神、不残御神、干支の十二ご免、氏子安心の理解いたし。生神金光大神、信者氏子申すようにいたしてやる。大しようぐんご縁日。

「大しようぐん」という神は、民間信仰においては方位・方角を司る崇りの激しい神として知られており、三年に一度、その位置を移すことから「三年塞がり」とも呼ばれていた。

一方「覚書」「覚帳」においては、両書共に明治期の記述になってからその名が見え始め、神名書付の形式の中に

「大しようぐん不残金神」の形で記されたり、右の引用にも見られるように毎月の三日がこの神の縁日である旨が記されている。^{③④}金光大神の祈念詞と伝えられるものの中にも幾つか共通して、「金光大神天地金乃神、大しようぐん、残らず金神様」等と、祈念を捧げる神々の中に、この名が含まれている他、藤井きよのや白神新一郎の伝えからも、「三方暗方（塞）りの金神」であり、「不残金神」或いは「不残御神」と言われる神々の中でも、「一のご眷属」であると特記すべき存在として、把握されていたことが窺える。^④

この神が、金光大神の信仰においていかなる性格と位置を占めるものであったのか、という点はなお今後の課題であるが、以上の点からは「三年塞がり」と恐れられる面影を残すその神に關して、方位・方角に關わる「干支の十二ご免」という趣旨で、氏子が安心できるように説き広めよとの神伝の文脈が把握できる。

従来、十二の干支が十二の氏子の自由にならぬようなりておるゆえ、さしつかえ多し。および、難儀多し。お願い申せば、将来、自由にさすとのこと。十二の干支と申すは、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支なり。十二の氏子と申すも同様なり。

普請作事、あるいは縁組み、転宅をするに、金神様にお障りなきようとお願ひ申すは違いなり。障りてお守りあるようとお願ひ申すがよろし。お障りなきようと言わば、何事もいたさぬよりほかなし。空たつ鳥にても、障りなければ生くることできず。海底も同断なり。金神様に当たりていたただかねば立たず。（理解Ⅲ教祖御理解②）

「干支の十二ご免」とは、端的に言つて、右の二代白神新一郎の伝えが示すように、建築・転宅に際して日柄方位の禁忌から「自由にさす」との意味であろうが、大しようぐんの神性を氏子に披露すべく、「干支の十二ご免」と教諭するとすれば、方位を司掌し、それを犯せば恐ろしい祟りをなすと一般に觀念されていた、この神の神性とは大きく異なるものとなる。その意味で、この神伝は、この前年、清浄を重んじると考えられていた天照皇大神から、「天地金乃神様

ご同様に、忌み、服、不浄、汚れ申さず」(「覚帳」二二—14—2)と、氏子へ広めるように依頼された明治十年七月二十九日の神伝と共に、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生、この三つこと、理解」(「覚帳」二二—9—1)と指示された明治十一年五月朔日の神伝につながるものである。

しかしながら、「干支の十二ご免」ということや「三つこと理解」の一環として日柄方角のことを説くにしても、それは右の理解(二代白神の伝え)の言葉で言えば、無前提の「自由」ではなく、「お願い申せば」という上でのことである。そのことが求められるのは、伝えの後半部で展開される、避けようとしても避けられぬ神なのであるから、「障り」や「当たり」がないように望むならば何もせずにいるしかない、との論理に依るものである。そのことは、逆説的に「障りてお守りあるよう」「当たりていたただかねば立たず」等と語られる「障り」「当たり」という形で、この世界を支え関わる神の在り方を指し示すものとして解釈されている。

周知の通り「干支の十二」は、十二年毎に一巡する年回りを初め、六十年で一巡する年、六十日で一巡する日を表す他、時刻や方位にも配当されるが、それは元々「存在するすべてが宇宙の構造の秩序とリズムとして道の宇宙論的な分類のカテゴリーに位置づけられ、それぞれそのカテゴリーの体系の中で解釈され」たことに発したものであった。金光大神の場合、先の理解で人間を指して「十二の氏子」と言い表しているように、「覚書」「覚帳」や「神号帳」「ご祈念帳」等に共通して、人物を指定し表す際にその人物の生まれ年の干支が用いられた。加えて、「覚書」「覚帳」に十二年を一区切りとして十二支の一巡に意味を与える時間感覚の画期が見られるように、「干支の十二」という表現は、人間の在り方が天地の構造とリズムに属さざるを得ないと観念されていたことを示している。先の神伝で「干支の十二」が「お廢し」ではなく、許容を意味する「ご免」となっていることから、「干支の十二」という言葉で示される存在構造を前提として、その許しの中での人間生活の在り方が語られている、と考えられる。その意味で、先の神伝の後半部では、人間が生きる上で関わらざるを得ない時空間的在り方を象徴する「干支の十二」ということが、金光大神の下へ、重層的な生命的リズムを前提としつつ、そのリズムの中で「お願い申し」て生を開いていく人間との連関にお

いて示されている、と捉え直されるであろう。

そして神伝の前半部と後半部との間で、第一に目に見える季節の循環の中で生を営む在り方と、目に見えぬ干支の循環の中で生を営む在り方とが、第二に農耕を基本とした呼応関係と、その他諸々の営為を含んだ領域における呼応関係とが、そして第三に一年の循環における呼応関係と、年々、更には生まれ年の干支を持って歩む生涯を通じた呼応関係とが、バラレルに、且つまた反復的に広がりつつ、視野が拡張されている。

3 偶然性と「差し向け」の意味

前節で述べた「干支の十二」ということは、金光大神の信仰史において、既にこれまでも言及されたことがあった。

(明治六年) 旧暦四月四日お知らせ。何事もみな天地乃神の差し向け、びっくりということもあるぞ。夫婦、子供五人夫婦十人になり、干支の十二組み合わせ、末の楽しみ。(「覚帳」一七—14—1—2)

この神伝では、金光大神夫婦と子供五人の夫婦^⑤と表現されており、それは合計人数が十二になることからの修辭的な譬えであるとも考えられる。しかし、この神伝で「差し向け」の旨が併せて示されているように、「干支の十二」を組み合わせるのには、明治元年十一月朔日の神伝で「家内、子供まで、神とお差し向けください」(「覚帳」二二—16—1)た家族達を「神守り役、氏子願うこと」(「覚帳」一七—31—2)に精勵させる願いの表明であり、十二に一致する人数のみの問題でなく、差し向けられた願いを担う人間そのものの意味が喚起されている。その点で、この「干支の十二組み合わせ」という表現も、先に引いた二代白神新一郎の伝えで語られていた、人間の在り方が天地の構造とリズムに属さざるを得ないことを、別の角度から参照するものとして興味深い。

「差し向け」という言葉は、国語的には遣わす・行かせるという語義であるが、「覚書」「覚帳」では人間を派遣する場合に限らず、物を与えること、出来事や境遇・状態の現成、神の教え等々が、神の意図においてなされることを指したり、或いはまた差し向けられた人や物や教えそのもの、及び差し向けられた者の使命や責務を表すこともある。^⑥ 場面によつては、それぞれの意味が重なり合い絡まり合うものもあり様々であるが、総じて、そうした事態が神の意図に基づくという意味で、「人間の救済に向かつて神の意志が発動している姿」と解釈されている。^⑦

引用した通り、右の神伝に言う差し向けは、「何事も」また「びっくりということも」とあるように、予想も説明もつかない突発事・偶然事を含む一切を指すとの言明である。その点で差し向けには、神の意志性が際立つ印象を与えるが、前述のようにこの言葉が、出来事の原動者たる神の意志と共に、差し向けられた人・物・事柄、更にそれを担う者の自覚をも意味するところからは、一方的な神の意志と言うよりは、差し向けとして受け止める人間の心との共働によつて成り立つものである。

更に、同年八月十九日の神伝（「覚帳」一七―二五）で金光大神は、「今般、天地乃神より生神金光大神差し向け」と告示され、自らが神から人の世に差し向けられたことの自覚に至る。^⑧ そして、差し向けとしての自らの生を把握させられた右の神伝を経て執筆された「覚書」は、人間金光大神が出生した土地の国・郡・村名、年月日と時刻、その日が氏神の祭り日であったこと、その年の干支、父祖の名・母の名、兄弟中の順、性別、父母の年齢等々を以て書き始められている。このことも、出生に当たり、自分の力では選ぶようもなく、また何故そうなつたかが説明できない偶然とも言える事柄が、差し向けとしての生の始まりに置かれていること、つまり差し向けと偶然性との表裏とも言える関係を示しているであろう。その意味からは、金光大神においては、世間の目から見れば偶然と思えることにも、天地と人間とが触れ合う差し向けの事態であることが看取されようとしたのだ、と思われる。

但し、以上のような解釈で、前節及び本節で引いた神伝の語るものを捉え得たとして、それは天地の構造とリズム、或いは差し向けとして示されるものが、その中で生きる人間にとって、動かしがたい規制の力であることばかりを意味

する訳ではない。むしろ先の二代白神の伝えでも、そうした構造の網の目が、人間にとつての恩沢でもあることが「当たり」「障り」などの逆説的な言葉で含意されていた。そのことは次の理解では、より直接的に語られていると考えられるので、先の理解を踏まえつつ、その極めて想像的・創像的な表現から、その意味するところを考察する。

願う心は神に届くものである。天地金乃神は、くもが糸を世界中に張つたのと同じことである。糸にとんほがかかればびりびりと動いて、くもが出て来る。神様も同じことで、空気の中はずっと神の道がついているから、何百里あつても、拝めばそれが神に届く。女郎ぐものとおりでである。(理解Ⅱ伍賀慶春⁵)

第一にこの理解では、天地金乃神がくもの糸に譬えられ、願う心はその糸に触れて神に届くと教示されており、直接的には人間の願いがくもの糸(のように張り巡らされた天地金乃神)に届くという方向と流れが語られていると、まずは把握できる。

しかし第二に、ここでは先に「干支の十二」に関して時間空間の構造と述べたものが、より視覚的な表象で示されていると言える。第一点で述べた方向を逆に言えば、願う人間は既に、目には見えないが天地に張り巡らされた網の目に周囲を包まれており、更に個々の自立した人間(その他万物)は、自らを包む天地の編み目構造によつて支えられていることが意味されているからである。そこには願う人間の側からと、前掲の理解で「障りてお守りあるよう」「当たりていただかねば立たず」等と語られた、神の側からとの、相互的・双方向的関係が示されるが、それがこの理解では、崇りを意味する「障り」「当たり」という言葉の意味を逆手にとつて意味展開することによつてではなく、むしろ「さわる」という言葉本来の意味^⑥において、語られていると了解される。

そして第三点は、天地金乃神の体である天地の構造がくもの糸の譬えに指し示されつつ、それが心を主題とする問題として示されていることである。神と人間の願いととの交感を成り立たせる心という通路が、人間個々の願う心から、く

もの糸のように張り巡らされた天地に連なっていくことが語られており、いわば身体を超えた心の構造とでもいうべきものが示されている訳である。次章では、そうした構造をめぐって、本章で述べてきた天地と人間との関わりを、今一度、心に焦点を戻して考察する。

四、天地と心

金光様、巳の年にご理解あるは、

「心は広う持つておれ。世界は広う考えておれ。世界はわが心にあるぞ」

とお下げあり。

「大天地というてある。また、小天地ともいうてあるぞ」

とお話しあり。

「『心はすなわち神と神とのものあるじたり。わが魂をいたましむることなかれ』ということもある」（理解I

市村光五郎一44）

右の理解では三つの句が並べて語られている。まず第一の句では、心も世界も広く考えておくと説いた後に、「世界はわが心にあるぞ」と言われるが、言葉通りの意味にとれば通常の観念との間に違和感を覚えさせるものであろう。ところで、一見したところ、右の三句は「とお下げあり」「とお話しあり」等の言葉で区切られ、それぞれに完結した教示内容を持つものとして羅列されているようにも見える。そうした見方によるものであろうか、旧教典においては、右の理解から最初の一句のみが切り取られ、「天地金乃神は宗旨嫌いをせぬ。信心は心を狭う持つてはならぬ」の後に併せて、一つの理解として合成され、元々の伝承における後の二つの句との関連においてではなく、他宗への寛容な態度と

いう意味での広い心を説く文脈に纏められている。しかし、市村の他の伝えでも「……とお話しあり。また……」という書き方で、一つの主題が連続的に語られたものが多々見受けられるように、文面上に明示されてはいないものの、伝承者をして一纏まりの理解として記させ提出させるような脈絡が、理解の現場では語られたのであろう。「大天地・小天地」についての句を間に挟み、その前後の句で心に関する教示がなされるという形で示された、それらを一連のこととして考察するところから、この句の意味も考え直す必要がある。

まず二番目の句は、「大天地というである。また、小天地ともいうであるぞ」とあるだけで、この句自体からは何を指したものであるかは明示されていないが、他に「人間は小天地で、……」（理解Ⅰ山本定次郎2―6）との伝えもあるように、人間は「大天地」に比される「小天地」であると規定したものである。そしてまた、金光大神自身は、その信境を神から「天地のしんと同根」（「覚帳」一四―3―2）と称されていた。

こうした関係について、筆者は先に明治九年八月九日の「天地とは雨土」と言表された神伝を基に、天地が雨土という形で万物に流入する生命の源であり、そうした形による生成の働きそのものでもあるという「天地、あめつち」の觀念について論究したが、この理解では右の神伝で示された内容を更に進めて、人間は天地のマイクロサイズという存在であり、大天地と等質であることが、より直截に説かれている訳である。また先の研究では併せて、金光大神が遠隔の地にある山本定次郎の屋敷地の配置を言い当てたとの伝えを取り上げ、空間の制約を脱した知覚が可能となる天地と、そうした天地に参入し得た金光大神の「天地のしんと同根」という信境から、「天地のしん」からする世界の空間的経験として考察したところである。先に引いた「人間は小天地」との理解は実は、金光大神が山本家を見通したという出来事について、真偽を尋ねた定次郎に対して、金光大神が一連の教えの中で語ったものであり、そうしたことが可能となる根拠として語られる一環に、大天地・小天地と呼ばれる関係が位置づけられることで、この両者が共に「天地のしん」で根を同じゅうするという空間的な隱喩を伴って同心円的に表象される。

次に、三番目の句は、六根清浄祓中の一節である。祓の内容は、眼・耳・鼻・口・身・意の六識が不浄に触れても、

心が清浄であれば六根も自ずから清浄になるといふものであり、先述のように、金光大神自身、若いときから読誦して耳に親しんでおり、理解の中で引用することもあった。

ここで引用された「心はすなわち神と神とのものあるじたり」について、この祓の解説書である「六根清浄大祓松風抄」（青木永弘著、享保五年）では、「色体（肉体）は神明の分身、一人小天地。天地我、我天地」とあつて、先に述べた大天地・小天地という理解の内容と親縁性を持つものと解説されていることがわかる。また心について同祓には「意（こころ）に諸々の不浄を思いて、心に諸々の不浄を想わず」とあるように、六根の内で「こころ」のみは「意」と「心」との二種類の漢字が使い分けられ、目・耳・鼻・口・身と同様に不浄に触れる「意」と、不浄に触れない「心」とが対置される。このような捉え方には、心の現象態の層と、心の根元とも言うべき層との二つを想定する観念が示されている、と言える。^⑤

金光大神が、こうした解説書の内容に通じていたか否かは定かではないが、右の事柄は、二番目の句で大天地・小天地と言ひ表された相互の關係が、三番目の句で、その主題を心へと転換し集約して述べられた、先の理解とも呼応する内容を持つものと考えられる。この点について、「わが心」に即して考える上で、次の理解は示唆的である。

金光様、巳の年にお下げあるは、

「信心をせよ。信心ということは、しんはわが心、じんは神なり。わが心が神に向かうをもって信心と言ふなり。恩徳の中におつても、氏子、信なければ、おかげはなし」

とお話しあり。ありがたき、恐れ多き理解なり。悟りてみるに、カンテラに油がいっぱいあつても、芯がなければ火もうつることなしと思ひ定め、信心なければ世界が闇なりと悟り、またカンテラに火がうつらば夜が闇なりと悟り申し候。（理解Ⅰ市村光五郎一〇）

この理解で「しんはわが心、じんは神なり」と述べられる箇所では、「信心」が二つに分けられ、信||わが心、心||神であると比定されている。信心の構成要素とでもいうべきものを、わが心と神であるとして挙げ、両者の関係を「わが心が神に向かうをもって信心」と教示したものである。この「信と心、心と神」という、同じ音を経由して異なる文字に置き換えられた比定に基づけば、信||わが心、心||神であることを意味することになる。但し、今述べたことについて逆に、この理解で「しんはわが心、じんは神なり」と表現されたのは、「信心」の漢字それぞれに、「わが心」と「神」とを便宜的に当てはめて語つただけの技術的な問題であり、心||神という意味を本意としたものでも、そうした観念が金光大神の中にあつた訳でもない、との考えも起こりうるかも知れない。むしろ信心という広い概念を、より端的に「わが心が神に向かう」ことと表現し、その実践を促すという要件からすれば、便宜的に「信心」という言葉を二つに分けて譬えたと考えただけで充分である、とも言える。

しかし「覚書」「覚帳」には、「信心」という言葉を書き記す幾つかの用字例の中に「心神」があり、年代的に見てもこの理解に先立って「信心||心神」との把握は存していた。また、二章で挙げた理解の中で、金光大神が心に神があると語っていることから、心と神とは単に向かい合うべき対象という関係ではないことを了解せしめるものがあり、「信心」を「心神」と言い換えて心||神との比定がなされる信仰的内実は備わっていた、と考えられる。

こうした言い換えが、既成の意味秩序からの解放と共に、言い換えにより生じた観念が組み込まれて新たな意味秩序が生成されるとの指摘⁵⁶を踏まえつつ、改めて先の比定を理解全体の中で眺め返してみると、「信」―わが心―氏子の信―カンテラの芯と、「心」―神―恩徳―油という二つの系譜が対応関係をなして、意味の秩序網が形成されているのを読み取ることができる。そして信||わが心が、理解の後半部では恩徳の中にあるとされることや、また市村自身の咀嚼した内容において「カンテラの芯」に譬えて了解されているところからは、「わが心」を芯として、それを包むものが暗示されており、信||わが心に対して心||神とされる意味が、わが心を芯としてこれを包摂するような心として浮上してくるのである。逆に言えば、神や恩徳そのものと等値されるような心の中で、芯をなすものが「わが心」とあると位

置づけられる。

このように考えると、二章で引いた種々の理解で語られる「心」に見出された、主体の自立と融解という二つの局面に対応する、心の二つの層が示されていると思われる。そして、そのような層においては、心は身体の内閉じられたものではなく、前章で述べた身体を超えて天地に充滿する構造として、むしろ身体を包むものでもあることになる。本章冒頭に掲げた理解で、「世界はわが心にある」という、一見逆説的で茫漠とした言葉が発せられるところには、右に述べたような心の在り方が感得されていたのではないかと考えられる。

終わりに

日本の宗教史的な系譜においては、殊更に「自らの」心という意味を強調することが「自力・我執の心」であるとして否定的に捉えられ、「無心」や「本心」に対する「私心」として否定的に位置づけられる傾向があった。^⑧また日本思想の伝統において、本来の心とは、修行に従って心身を捨て去ることによって、或いは「私」を押さえることによつてなど、否定的な仕方で至り得ると観念されるものであり、そのことは心の本来的な在り様が対象化されなかつたことと表裏をなしているといふ。^⑨

金光大神も、私心を去つて神任せにすることを、譬えて「天地日月の心になる」(理解Ⅰ市村光五郎三〇―二)とも、「天地の心になって」(理解Ⅱ福嶋儀兵衛一八―二)とも説いており、二章で挙げた理解からも神と一つ心という形での心が導かれた。しかしながら、前章末に引いた市村の伝えで、自分の心と対比されるような、恩徳に譬えられ、心Ⅱ神とも言える心の層が示された場合でも、逆に「わが心」もまた、「心」として消えることなく残されている。その意味で「わが心」と心そのものとも言うべき層とは、一方向的関係ではなく、前者は後者に支えられて在ることを示される形で「わが心」に還帰する関係にある。

心はそのような動態的な運動において捉えられると共に、またその運動は三章で述べたように、天地の運行や神の「差し向け」との関わりにおいて展開するものである、と捉えられる。その意味で、本来的な心と言うよりは、「わが心」を去って神のはからいに生きること、いよいよ「私」が生きているという天地と心の構造が見出されるのであり、そこに「氏子あつての神、神あつての氏子」と言い表される関係原理が、心という局面において発現している様を見ることが出来る。

(教学研究所所員)

注

- ① 例えば、畑徳三郎は「金光教信心の要訣」の中で「今日今日で一心に頼め、おかげは和賀心であり」という神訓を引いて、「本教信仰上の心得として、一番大切な点」であると述べ（『畑徳三郎説教集』、金光教徒社、一九六一年、一五六頁）、また瀬戸美喜雄は、「人間の助かり」の内、「和賀心を開く」と題して、「和賀心とは」「一心」「和賀心と我が心」「ありがたい心」「人を折る心」「天地書附の心」の各項に亘って論述している（『教典に聴く』第一集、金光教甲山教会、一九八六年）。
- ② 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』（青木書店、一九七四年）。
- ③ 島蘭進『現代救済宗教論』（青弓社、一九九二年）第六章。
- ④ 小学館『日本国語大辞典』の「こころ（心・情・意）」の項
目には、次のような解説がなされ、二十七通り以上の語意に分
- けられている。（一）人間の精神活動を総合して、1人間の理性、知識、感情、意志等、あらゆる精神活動のもとになるもの、2本心、3性格、4内心。（二）精神活動のうち、知・情・意のいずれかの方面を特にとり出して、1思慮分別、2機転、3度量、4感情、5人情味、6風流心、7ことばの発想のもとになる、人間の意識や感情、8意志、9心構え、10積もり、11予期。（三）行動の特定の分野に関わりの深い精神活動として、1逆心、2宗教心、3雑念。（四）事物について人間の心に相当するものとして、1風情、2内情、3物事の道理、4趣向、5語義、6理由、7和歌や連歌の主題等。（五）人体や事物の「心」に相当する位置として、1物の中心、2心臓等。その他略。
- ⑤ 脳生理学・解剖学の中にも、心は脳の作用・機能であり、脳の活動が停止すれば心も消滅するという、脳への還元論（養老

- 孟司『唯脳論』、青土社、一九九〇年」と、心の働きを脳の仕組みで説明し尽くすことに疑念を抱き、脳と心を分離して考えようとする二元論（ベンフィールド『脳と心の正体』、文化放送出版、一九七七年）との異なる立場がある。また人文系の分野では、「他者や人類や地球環境全体や宇宙と一体化するようになり深く深い意識体験も存在していることを認め、それをも心理学の対象として取り扱う」動向（岡野守也『トランスパーソナルの可能性』『イマージ』第四巻七号、一九九三年）や、認知できる生理的・心理的作用連関の底に「感覚的には認知できない存在次元があり、そこでは身心はより密接な一体性において」存在するとうい立場（湯淺泰雄『身体論 東洋的身心論と現代』、講談社、一九九〇年）等を挙げておく。
- ⑥ 例えば、「おかげは和賀心にあり」について、おかげは神が授けるのではなく、「教祖の教えを信じて絶対に信頼し、一心に頼めば、その上に、おかげは現われる」、或いは等しく神の氏子であるから、銘々の信心で教祖の通りにおかげが受けられると、「わが心」に帰結させる向きで説かれている。前掲『金光信心の要訣』一七一一―一七九頁。
- ⑦ 例外的に瀬戸美喜雄は、金光大神が「心」や「わが心」を説くことで何を言い表そうとしたかを教典の用例から分析した上で、最終的に、金光大神の説く心を、個人の心の持ち様次第という意味で了解してはならないとして、「大きな深い心」「天地というか、或いは神というか、そういうものから大きくみた心」を対置している。しかし、その内実については触れておらず、そこに尚考究の途があると思われる。『世を照らす光―『お知らせ事覚帳』の心―』（一九八八年、金光教本部教庁）第四章。
- ⑧ 『覚書』五―六・七、五―一〇―一三、六―三・四、七―二・四。
- ⑨ 「お知らせ事覚帳」二二―一七、以下「覚帳」と略記。
- ⑩ 他に、「かわいいと思う心」を説くものに、理解Ⅲ金光教祖御理解8・74、同尋求教語録5・168等がある。
- ⑪ 理解Ⅰ山本定次郎59―2―3。
- ⑫ 理解Ⅱ角南佐之吉8。
- ⑬ 橋本真雄「出社の成立とその展開（中）」（紀要『金光教学』第五号）三四―三五頁、福嶋義次「維新时期における金光大神の視座」（紀要『金光教学』第二二号）三六頁、高橋行地郎「生神金光大神社についての一考察」（紀要『金光教学』第一五号）七四頁、渡辺順一「天地の規範と生神の道伝え」（紀要『金光教学』第三三号）四頁等。
- ⑭ 瀬戸美喜雄「維新时期における金光大神の信仰」（紀要『金光教学』第一六号）二〇頁、福嶋義次「慣習世界と信仰形式」（紀要『金光教学』第一五号）三四―三五頁、石河道明「天地書附の生成過程に関する一考察」（紀要『金光教学』第一九号）一三頁。
- ⑮ 前掲「生神金光大神社についての一考察」七四―七五頁、前

掲「天地書附の生成過程に関する一考察」一三―一五頁。

①⑥ 前掲「慣習世界と信仰形式」四〇頁、福嶋義次「『理解』のことばについて」(紀要『金光教学』第一六号)八一頁。

①⑦ 「一つ、一子大神、猫のこと、諸事、虫、ねずみ、虫わくこと、わが心一心でなんでもこしよいにならず」(『覚帳』一三―一四―一)、「当七月には使い下女につき格別の心配。金子につき親兄弟まで心配かけ。いたしかたもなし、わが心ゆえ」(『覚帳』一三―一八―三)等。

①⑧ この神伝で示されようとした内容の教義的な究明を目指したものに、福嶋義次「『人代』―その神の忘却と隠蔽についての素描」(紀要『金光教学』第二号)がある。

①⑨ 前掲「日本の近代化と民衆思想」二九―三五頁。しかしながら、こうした評価には、その限界性に関する指摘も伴っている。それら諸思想は、通俗道徳の実現という形態をとった自己変革の論理としては強力であった反面、「自然や社会を客観的に認識し変革する力」は薄弱であり、自己の精神変革の一方で、現実世界はそのまま容認されることになったと評されている。同書四四―四八頁。

②⑩ 理解Ⅰ市村光五郎二25、同山本定次郎62、理解Ⅲ御道案内6等。

②⑪ 自明のように思われている主体という概念をめぐることも、これを有機体に内在するものとせず、有機体と環境との接点に主

体をおく考えや、身体的自我と外界とを分断し、両者を主体と客体として立てることへの疑義が呈せられつつある。木村敏・

花村誠一の対談「精神病理学とオートポイエーシス」(『現代思想』第二四巻二号、一九九六年)四二頁、廣松渉「身心問題」(青土社、一九八八年)三七―三九頁。

②⑫ 子安宣邦「本居宣長」(岩波書店、一九九二年)一四九頁。

②⑬ 平重道「近世の神道思想」(『日本思想体系』39 近世思想論 前期国学)、岩波書店、一九七二年)五二―四頁。

②⑭ 理解Ⅰ市村光五郎二25、同山本定次郎39・54、理解Ⅱ樋口鹿太郎6、同山本定次郎7、理解Ⅲ御道案内20、同御理解拾遺47、同尋求教語録119。また白神新一郎の「御道案内」(伊原本)でも、「天地の神と同根なり」「なす処の願として成就せずと云事なし」等、六根の祓の言葉を用いて叙述がなされた箇所がある。「御道案内」(大阪教会、一九八二年)六七・八七頁。

②⑮ 和泉乙三「六根清浄祓と金光大神」(学院研究部編『金光教学』第一四集)五頁、坂口光正「金光大神晩年の信仰と天照皇大神」(紀要『金光教学』第三号)一〇―一〇三頁。

②⑯ 前掲「本居宣長」一四八―一四九頁、樋口浩造「度会延佳と近世神道の成立」(『江戸の思想』1 救済と信仰)ペリかん社、一九九五年)。

②⑰ 平石直昭「天」(三省堂、一九九六年)九五―九六頁。

②⑱ 二度の大雨風は神伝より先に起こった出来事であるから、後

の時点で加筆するにしても神伝の前になされる方が妥当であり、また「覚帳」原文には神伝の記述の前にも挿入できるスペースがあるにも拘らず、右の神伝の後に加筆されている。このことから、教典では別の節(23節)を立てて掲載されているが、当神伝(22節)との関わりを念頭に置いた挿入であったことが、十分に考えられる。

- ⑲ 宮家準『民俗宗教への誘い』(慶応通信、一九九〇年)一五六―一五八頁。
- ⑳ 磯部忠正『無常の構造』(講談社、一九七六年)五頁。
- ㉑ 宮家準『日本の民俗宗教』(講談社、一九九四年)二六四―二六七頁。
- ⑳ 占見津の山上講が旧暦で正五九月の六日に、占見宮東の大師講が同じく二十日に開かれ、佐方でも伊勢講・荒神ごもりがこの三か月に行われた。長谷川明『年中行事』(岡山民俗学会調査報告『金光町周辺の民俗』、一九七一年)二五・二八頁、及び「吉田治郎氏よりの聴取記録」(金光大神に関する資料一七五二)五五―五七頁。
- ㉓ 飯田道夫『日待・月待・庚申待』(人文書院、一九九一年)一三―一四、五〇―五三、六八、七八頁に各地の事例が報告されている。
- ㉔ 同右書八〇―八三頁。
- ㉕ この理解については、語られた内容を裏書きするように、明治十五年、金光大神がその年の五月に起こる出来事を正月二日に知らされていたことを示したという、伝承者近藤藤守自身の見聞した体験が伝えられている。詳しくは『史伝近藤藤守』(金光教難波教会、一九八一年)八九―九三頁参照。また高橋行地郎「神徳考」(紀要『金光教学』第三号)で考察がなされている。
- ㉖ 岡成敏正「金神とその信仰の諸相について」(紀要『金光教学』第二八号)一二五―一二六頁。
- ㉗ 書付の形式による記述は、「覚書」一六一―9、一七一―3、二一―22と、「覚帳」一一―14、一三―3、一七―26、二四―29。また縁日であることを断る記述は、「覚書」一八一―1、二四―7と、「覚帳」一四―1、二〇―12、二一―28、二二―7、二二―20、二五―27、二六―6。
- ㉘ 大阪教会文書。
- ㉙ 他に「天地金乃神様、大將軍不殘金神様」(安部喜三郎草録、「金光大神、天地金乃神大しようぐん、残らず金神様」(高畑家蔵)等の例がある。「金光大神」別冊資料篇一三一―一三五頁。但し、大喜田喜三郎の伝える祈念詞には、大しようぐんの名はない。また難波なみのものと伝えられる祈念詞にも、「金光大神、天地金乃神、大しようぐん残らず金乃神様」と見える。「難波なみに関する資料」(金光大神に関する資料一〇一九)。
- ㉚ 藤井は大しようぐんについて月々の三日が縁日であることと

「三方暗方(塞)りの金神」であると伝えている(『神鏡金光大神言行録』二六四)。また白神は明治四年に執筆した「御道案内」に、「金乃御神一のご眷属には三年ふさがりの大将軍様、ご縁日三日なり」(理解Ⅲ御道案内3—4)と記している。但し、明治十四年に執筆されたと推定される「御道案内」伊原本では、この一節は見当たらず、明治十三年末の神伝にまで名が見える

④1 「覚帳」との相違をなしている。
詳細については、前掲「金光大神晩年の信仰と天照皇大神」参照。

④2 前掲「金神、その神性開示について」。

④3 荒木美智雄「陰陽道」(講座東洋思想16『日本思想2』、岩波書店、一九八九年)三三三頁。尤も、その後の展開は、その実践によつて新しいリズムや価値の再創造を達成するというよりも、むしろ「占いや禁忌や祓いによって日常性を回復することができるといふ楽天的な信仰」(三四〇頁)へ傾斜していったと言われる。

④4 竹部「明治期の金光大神と神・歴史・時間」(紀要『金光教』学』第三号)七九—八〇頁。

④5 このような意味で使われている箇所は、他に「覚書」一四—七—3、理解Ⅱ金光萩雄3—2、理解Ⅲ尋常教語録40—3がある。

④6 但し、この時点では、金吉以外は結婚していない。

④7 「覚書」「覚帳」には次のような用例がある。但し、両書共に用例がある場合は、「覚書」から引いた。

* 一つ、山伏の儀つき、笠岡出社へお差し向け。(「覚書」一—6—2)

* 橋本、京へ行くと申して届けまいり、お差し向けに相成り候。(「覚書」一四—4—6)

* ほかに神様より、白川伯王殿様へ御願ひ申しあげ、信者氏子にお許しくだされ候。大谷村金子駒次郎、同じく占見新田村坂助、同じく六条院中村、秀吉妻へ、同じく西浜村多蔵四人へお差し向け。(「覚書」一四—5—1)

* お知らせ。酉の年へご飯下げて、茶をわかして、茶づけにして食べさせ。神様お差し向け、茶づけ食べと申してやり、手に取りて食べ。(「覚書」一五—6—1)

* 家内、子供まで、神とお差し向けください、ご神号お許し、仰せつけられ候。(「覚帳」一二—16—1)

* 笠岡出社金光、棟梁へ理解申しつけ、手斧はじめ。同出社の棟梁谷五郎差し向け、お客としてさせ。(「覚書」一七—7—1、
「覚帳」一三—7—1)

* 萩雄縁談のこと棟梁申し出。棟梁頼むにおよばず、元、神の差し向け。(「覚書」二〇—5—1、
「覚帳」一六—5—1)

* 正錢五貫文、家の重りにお差し向け。(「覚帳」一六—13—5)

*何事もみな天地乃神の差し向け、びっくりということもあるぞ。(「覚帳」二二—13—1、「覚帳」一七一—1四—1)

*今般、天地乃神より生神金光大神差し向け。(「覚書」二二—21—6、「覚帳」一七—25—6)

*金光大神縁日に、天地金乃神様お差し向け、酉の年生まれ、一歳。(「覚書」二二—27—1、「覚帳」一七—32—1)

*奉還いたし金子此方へよこし、その間の借りかえ願ひ申し候。神様お差し向け。(「覚帳」一八—11—2)

*備前札五十目、うえ歳暮。神様差し向け。(「覚帳」一八—26—1)

*正神、衣類、質のこと、元利六円の余、一度に受けければ勝手よしと申し、願ひ。お差し向け。一子大神より金子やり。

(「覚帳」二〇—5—2)
*金光大神に取次願ひ、神の差し向けをそむく氏子は手切れ。

(「覚帳」二二—21—2、二三—22—2)
*元寅年、十三年ぶり。諸式万端のこと改め。お差し向け。

(「覚帳」二二—20—1)
*一つ、同じく二俵、一子正才神へお差し向け。(「覚帳」二四—8—1)

*諸事のこと神が差し向けてやるから実意いたし、お知らせ。

(「覚帳」二五—1—2)
*来五月朔日女生まれ。四神の子撰をもらい育て子にいたし、

先でいとこ同士夫婦にいたしよし。神の差し向け。(「覚帳」二五—33—2)

④⑧ 瀬戸美喜雄『金光教祖の生涯』(金光教教学研究、一九八〇年、二一九頁。他に、橋本真雄は「神の恩寵(おかけ)が「差し向け」られたものとしてうけとる態度を前提として、その神の恩寵を他へ及ぼしていく場合、神の意志と恩寵とを体現しているもの」(「出社の成立とその展開(上)」紀要『金光教』第四号、六八—六九頁)と述べ、差し向ける神の意志や能動性よりも、差し向けられた存在者及びその者としての自覚に比重を置いた規定をしている。本稿では、瀬戸の規定の方が「覚書」「覚帳」で該当する用例も多く、また意味的にも広いことから、こちらに立って論述する。

④⑨ 瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手」(紀要『金光教』第一七号)第三章。

⑤⑩ 坂部恵が、「ふれる」という経験は、根源的には自己・内外・能動・受動の区別を越えた相互浸透的な場に立ち会うことであるとして、「宇宙を初めとする全体的な力動的な場の切り口を通じて、その全体的な布置を一息の内に推し量り、感得する、そうした場における生起、ないしは場のいのちとのふれ合い、これこそがふれるという経験を特徴づける」と述べているところを参考にした。『「ふれる」ことの哲学』(岩波書店、

一九八三年)二二—二九頁。

- ⑤1 なお、この理解冒頭の「願う心は・・・」という部分は、『研究金光大神言行録』の諸本では、「心はすぐいもので、天地金乃神の信心をしておる者は、くもがえぎを張ったと同じことじゃ」となっており、くもの糸に譬えられるような目に見える心の構造を、より直接的に表現したものとなっている。
- ⑤2 第九節、現行教典では理解Ⅲ金光教祖御理解⁹。
- ⑤3 竹部「金光大神晩年の『世界』像と『天地』観」(紀要『金光教学』第三号)六二―六四頁。
- ⑤4 前掲「六根清浄大祓松風抄」では、「意」は心の動きを意味する「心ばせ・心ばえ」であり、「心」は「意の本源、心の元根」とされている。
- ⑤5 個々人の個別的な心理機構ではなく、超個的・全一的な非現象態であり、「存在」の意味とも相覆う心と、個別的現象態としての経験的に了解可能な心という二つの層については、井筒俊彦『意識の形而上学』(中央公論社、一九九三年)を参照した。
- ⑤6 島蘭進「心なおしと言葉」(『異文化コミュニケーション』第六号、一九九三年)一一―一五頁。
- ⑤7 相良亨『こころ』(弘文堂、一九九五年)五四・六五頁、渡辺喜勝「救いの構造―一遍の往生論にみる『こころ』と『ことば』」(楠正弘編『宗教現象の地平』、岩田書院、一九九五年)一三三―一三七頁、柴田実「石門心学について」(『日本思想大系42 石門心学』、岩波書店、一九七一年)四六九・四七七―四七八頁。
- ⑤8 相良亨『日本の思想』(ぺりかん社、一九八九年)一七一頁。

神道金光教会における講社結収の展開とその特質

北 林 秀 生

はじめに

明治一八(一八八五)年六月、神道備中分局傘下の普通教会として、金光大神の四男金光萩雄を教長とする神道金光教会が、設立認可を受けた。以後、同教会は教団組織としての制度的基盤を整えつつ、各地で講社結収を推進し、神道本局からの教派別立へ向けた実態形成を行っていった。

本稿は、神道金光教会本部教会所(以下、本部)において作成された「講社結収人員録」(後掲「資料解説」参照)をはじめとする教務資料をもとに、講社結収の展開相を把握し、それとの関わりで教団中央がどのように教務体制を整備、確立するに至ったのかを明らかにしていく。一章では、同教会設立当初の教団中央と地方における教務の制度化状況と組織的成立要件を把握しつつ、「人員録」に基づいて講社結収の全体的規模を把握するとともに、結収以後の組織的な課題意識のあり様を見ていく。二章では、この時期の講社結収の性格には地域的な差異が著しく認められることに注目し、地方実態レベルでの把握を試み、具体的にいかなる問題に直面することで講社結収が進められ、教務体制が整備されることになるのかを明らかにする。そして三章では、神道金光教会が直轄教会となり(二〇年一月)、「神道金光

教会條規（以下、條規）が施行（二二年三月）されて以降の、布教圏拡大期における講社結収の諸問題と、それによつて生じた教団中央の教務体制確立をめぐる葛藤の相を浮上させ、その意味を考察する。

なお、引用資料は、適宜、歴史的仮名遣いを現代仮名遣いに、旧漢字を新字体に、変体仮名を平仮名に改めるとともに、句読点を付していることを断つておく。

明治三十四年	五月十七日	四十八	八	西百九十九	名祭典	源
明治三十四年	八月五日	三十九	二	西百九十九	名祭典	源
明治三十四年	三月廿五日	四十二	二	西百九十九	名祭典	源
明治三十四年	二月	三十九	二	西百九十九	名祭典	源
明治三十四年	二月	三十九	二	西百九十九	名祭典	源
明治三十四年	二月	三十九	二	西百九十九	名祭典	源
明治三十四年	二月	三十九	二	西百九十九	名祭典	源
明治三十四年	二月	三十九	二	西百九十九	名祭典	源
明治三十四年	二月	三十九	二	西百九十九	名祭典	源
明治三十四年	二月	三十九	二	西百九十九	名祭典	源

〈資料解説「講社結収人員録」について

本部が作成した「講社結収人員録（以下、人員録）」は、一番教区（教区の規定については本文一章D項を参照のこと）から六九番教区まで順に一七三組の講社について、講社別の教区番号、所在地、戸数、人員数等が記録されている（別表参照）。この資料からは、明治一八年一〇月から二四年一二月までの記録が確認できるが、二三年四月以降、新設された講社についての記帳はなされていない。

「人員録」には、一行目に教区番号と講社名、所在地が記され、二行目以降、年月日、戸数、人員数が一件としてほぼ時間を追って記載されている。これらの日付、戸数、人員数は、別に本部に提出された「講社署名簿」に記されている本部での受領日、戸数、人員

数と一致している。「講社署名簿」とは、「惟神大道御教」への帰順、さらに「教祖御遺誡」、「規約」等の恪守を誓約した「講社加入願」を各講社毎に綴ったものである。このことから「人員録」に記載された戸数、人員数は、「講社署名簿」をもとに集計、記入されたものであることがわかる。つまり、「人員録」からは、各講社の規模を戸数、人員数により数量として把握することができ、ひいては神道金光教会全体の講社員数を知ることができるのである。

また、「人員録」に記載されたほとんどの講社には、下部に事務手続の関係を示したと思われる略号が示されている(別表参照)。略号には、「本(本部)」、「芸(芸備)」、「麓」といった本部、分支所名や、あるいは人名が記されている。これらは、各講社を教務的に統轄する分支教会所、布教担当者を示したものである。このことから、人員録からは、各分支教会所と講社との教務的手続関係を把握することができる。

第一章 神道金光教会の成立

金光大神が帰幽する明治一六年一〇月当時、神道界では、神宮派や大社派をはじめとする神道各派の神道事務局(一九〇一年一月に神道本局と改称)からの独立が相次いでいた。一方、本教内部では、布教方途の合法化に苦慮する各地出社布教者達が各自各様の仕方での公的な布教資格取得に奔走し、自らの布教行為を合法化させていく。その結果、神社様式での社殿創設や様々な既成教宗派への隷属化が進行し、また、神道金光教会とは別の教団形成の動きも各地で見られるなど、出社布教者間の教義的葛藤の状況や、出社布教者達の結託をめぐる公認教団組織間の相剋という事態さえも惹き起こつた。従って、このような混乱した状況下で開始された佐藤範雄らの神道金光教会設立の動きは、様々な教宗派に属する各地の出社布教者達の糾合と組織化(「出社結託運動」)による統一教団形成を、喫緊の課題とするものであったのである。^⑤

明治一八年一月、佐藤範雄、白神新一郎(二代)、近藤藤守は、金光菟雄から金光教会創設委員を委嘱され、三月一

五日には備中国神道事務分局長井上泰憲へ「教会講社開設進達御届」を提出し、具体的な教会組織化にむけての手続きを開始する。佐藤らは、神道管長稲葉正邦に宛てた「金光教会講社結収之件御願」、「教会神徳大意」、「神道金光教会規約（以下、規約）」を、四月には備中国神道事務分局に、五月には神道事務局に進達し、神道管長から六月二日に神道金光教会設立認可を得た。さらに七月に講社結収の取り進め方について規定した「神道金光教会講社結収手続大意（以下、手続大意）」、八月に組織内の各種職制について規定した「金光教会職制表（以下、職制表）」を進達し、九月初旬には、それぞれ認可されるに及び、ここに神道金光教会は神道事務局傘下の公認教団としての制度的確立を見るに至った。

A 「規約」に示された本部の機構及び職制

明治一八年段階での本部の組織機構は、以下の通りである。金光秋雄を教長とし、その部下には幹事及び専掌が置かれ、本部内に神事課、教務課、講務課、会計課、庶務課の五課が設置された^④。専掌には、白神、佐藤が、教務課長には近藤がそれぞれ就任している。彼ら三名は、大阪府下実施担当に白神と近藤が、広島県下実施担当に佐藤がそれぞれ就任し、やがて白神は大阪分教会所長（一九年一月）に、近藤は難波分教会所長（二〇年九月）に、佐藤は芸備分教会所長（一九年四月）に就任しているように、中央教務と地方教務とを掌る役職に同時に据えられている。しかし、この三名のうちで実際に本部に常駐し得たのは、佐藤のみであり、白神、近藤は大阪府下の各分教会所に常在していた。以上のような神道金光教会初期における本部の教務体制は、未だ暫定的色彩を帯びたものであり、中央教務を遂行する上で効率的なものではなかった。加えて、備中国神道事務分局に隷属する普通教会であった当時、各種教務書類の進達経路は、以下のように定められていた。講社加入願、教師任免等の教長による決裁が認められた書類については、各地の分支教会所から本部に進達されたが、各地の教導職取得者は、それぞれの地方分局所属として扱われており、神道管長が決裁すべき教導職任免等に関わる書類については、備中国神道事務分局管内では、この分局を通じて神道本局へ、管外で

は当該地方事務分局へ宛てて進達されなければならなかった。このような、本部の中央教務機関としての制度的不備や教務進達経路の錯綜した状況は、教団の教務的統轄機関としての本部の位置を不明瞭なものとしていたばかりでなく、各地の布教者と本部との間に疎隔を生じさせる要因ともなりかねなかった。当時、本部が行っていた教師出願者に対して慎誠の教義解釈や祓詞の統一を促す「伝習」^⑧の実施は、ややもすれば教義的不統一の状態のまま教団組織に属していた教師達の、布教方途や教義理解の規準化を図るものであったのである。

こうした教務体制の矛盾は、直轄教会昇格後、「規約」を改正して制定された「條規」が二一年三月に施行されるに伴って、地方事務分局に属していた教導職が神道金光教会に転属することとなり、すべての教務書類が本部に一元的に進達されることとなったことから、一応の解消が果たされた。本部では、教長を改称した教会長には引き続き金光萩雄が、教監に金光宅吉（二一年九月三日付）が、専掌には白神、佐藤に加えて近藤がそれぞれ就任し、また、各課には以下のように、主務員、係員が配せられた。

神事課 主務員—金光 宅吉（21/10/13） 係員—佐藤 範雄（21/10/12）
 教務課 主務員—佐藤 範雄（21/10/14）
 講務課 主務員—金光 金吉（21/10/12） 係員—古川 才吉（22/7/22）
 会計課 主務員—藤井恒治郎（21/10/12） 係員—安部喜三郎（21/10/12）
 庶務課 主務員—藤井鶴次郎（21/10/12） 係員—藤井恒治郎（21/10/12）

「條規」の制定によって、各地で展開される講社結収とそれに付随する諸種の事務処理の本部による一元的な管理が可能になり、制度的にも実態的にも、中央教務機関としての本部の位置づけが明確化された。

B 分支教会所、講社について

一方、講社結収を実際に担う神道金光教会の末端組織としての分支教会所（「條規」施行後は分支所）、講社は、どの

ように規定されていたのだろうか。

表1 教会所の所管地域と設置基準

	分掌範囲	結収すべき戸数
本部教会所	本会を総轄	
分教会所	第1等—1府県に1カ所	第1等—800戸
	第2等—1国に1カ所	第2等—500戸
支教会所	第1等—1郡区に1カ所	第1等—300戸
	第2等—1町村に1カ所	第2等—200戸

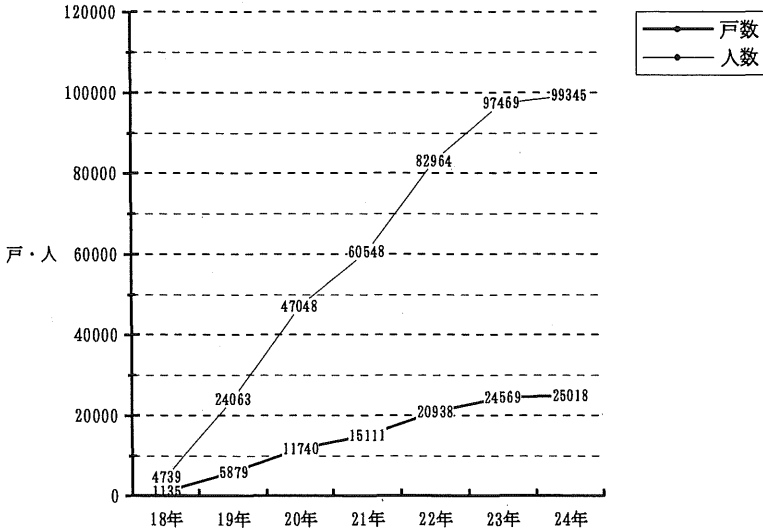
一〇条。また、それぞれの教務進達の経路は、「分教会は甲乙とも本部に直轄、支教会は分教会を経由すべし、又第二等支教会は第一等支教会を経由すべし」と規定されていた（「手続大意」一一条）。さらに、分支教会所長の職掌は、「所轄内の布教上の一切の事務を統理」するとともに、「部内社中を奨励し、職員進退黜陟を教長に具状する」というものであり、分支教会所は、教務機関としての役割を担うべきものとして位置づけられていた。

これに対して講社は、講社加入願（「手続大意」一三条）を綴った署名簿を作成し、所轄の分支教会所に提出することによって結社がなされ、以降、教務的手続きのもとに編入される。講長は「教会規則に従い、社中を指揮し、進退を該地分支所に具状し、宣教拡張する」と規定され、以下、講社役員に取締、世話係が設けられた（「職制表」）。講社の活動内容については、「説教或は会話又は教書等」の奉読を行う「小教会」を開催すること（「規約」二七条）、そしてその小教会開催の折に本部が授与する「神号」^⑩を奉掲すること（「手続大意」一四条）と示され、各講社には、「規約」、祝詞類や祭式教本、「御道晰略記」を下付するとされている（同一八条）^⑪。

表1は、「規約」、「條規」を通じて規定されていた分支教会所の所管地域並びに設置基準である。教会所には、結収した戸数に応じた等級、さらにはそれぞれ管轄する地域が行政区画に準ずる形態をもって設定されていた。ただし、これらは、「講社戸数減欠すると雖も、維持の方法確立し、或は願主の履歴（従来本教信仰ある者或は正実）に因り本部に於て見込ある時は、特別を以て許可する」という特例が付されていた（「手続大意」

グラフ1 戸数・人員数の年別推移

(「講社結収人員録」より)



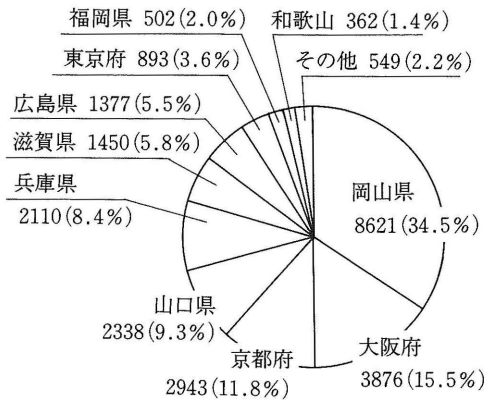
このように規定上では、分支教会所は所轄区域の教務統轄機関として、講社は信仰営為や「宣教拡張」、すなわち布教活動を行う場として、それぞれ明確な区分がなされている。しかし、実際には、分支教会所の所在地に講社が併設され、所長に布教者が就任し、広前を設け、布教活動を行っており、実態レベルにおいては、各分支教会所は、講社の性格も併せ持つ機関として機能していたのである。

C 「人員録」に見る神道金光教会の教団的規模

さて、以上のように、「規約」制定時における本部、教会所、講社の規定内容から、神道金光教会の組織構造の輪郭について示してきたが、次に、「人員録」をもとに、その教団的規模変遷の概要を示しておきたい。

まず、「人員録」に記録された結収戸数、人員数の推移について見ていく。グラフ1は、「人員録」に記載された全講社の戸数、人員数についての数値の累計である。各地から提出された講社署名簿を本

グラフ2 入社戸数の県別割合(M18-24)
(「人員録」より)



部が受領し始めるのは、一八年九月からであるが、その後、年を追って講社員は増加し、二四年段階で講社戸数、人員数は、約三万五千戸、一〇万人に達している。

年次別に見た結取地域の拡大状況は、以下の通りである。一八年には、一五組の講社が結社し、署名簿を提出しているが、所在地は岡山、広島両県に限られている。国別に見ると、備前(五組)、備中(七組)、備後(三組)に限られている。このことから、組織化直後、直ちに講社結取に応じたのは、本部が所在した備中を中心に両隣に接している備前、備後である。そして、その後は、一九年に山口県、大阪府、京都府、愛媛県、二〇年に兵庫県、滋賀県、愛知県、二一年に東京府、静岡県、高知県、福岡県、二二年に和歌山県へと、結取地域が拡大していく。このように講社結取は、二

〇年初頭までに既成布教圏である府県(岡山県、広島県、大阪府、山口県、京都府、愛媛県、兵庫県)で開始され、直轄教会となる二〇年以降、既成布教圏外に及んでいくことがわかる。

次に、グラフ2は、「人員録」に記載された入社戸数を県別に示したものである。ここに見られるように、岡山県が総数のほぼ三分の一を占め、以下、大阪、京都と続く。上位は、既成布教圏内の府県が占めていることから、教団組織化当初の段階では、これらの地域での講社結取が重要な位置を占めていたことを窺うことができる。

D 「人員録」に見る教区、講社の設置状況

教区は、「規約」では「一郡区或は数町村を一教区」(「手続大意」二条と、次いで「條規」では「一郡区を以て一教区」

（「條規」二八条）と規定されているように、講社結収に際して本部が設定した地域別編成を基本とする教団の組織区分の単位である。しかし、後述するが、大阪分教会所と難波分教会所両系列の二つの講社が同じ町内に設置されるに際して、ここに示した規定内容からすれば、同じ教区に編入されるべきであるにも拘らず、それぞれ別教区に編入されている事例があり、実態レベルでは、必ずしも規定通りとはなっていない。

表2 各教区における講社初出（1～21教区）

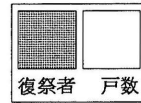
教区	講社名	所在地	出社布教者、 金光大神時代からの信者	設立年月日
1	真道組	岡山県浅口郡占見新田村	金光大神時代からの信者 中務千賀 浅野喜十郎	18 / 12 / 21
2	入田組	岡山県小田郡入田村	久戸瀬伊勢五郎	18 / 12 / 5
3	大倉組	岡山県小田郡大倉村	瀬戸廉蔵	18 / 9 / 27
4	後月組	岡山県後月郡高屋村	東田光五郎	18 / 10 / 10
5	明道組	岡山県後月郡高屋村	藤井勝治郎 土肥弥吉	18 / 12 / 10
6	敬神講組	大阪府南区（高津町） 岡山県上道郡円山村	平井清兵衛	18 / 10 / 9
7	阿知組	岡山県浅口郡西阿知新田	大喜田喜三郎	18 / 9 / 27
8	正真組	広島県沼隈郡今津村	斎藤宗次郎	18 / 11 / 30
9	白神組	大阪府堺区	神原八重松	20 / 3 / 11
10	正道組	大阪府西成郡難波村	甲島伊三郎	18 / 10 / 16
11	敬神組	広島県備前郡尾道町久保町	近藤藤守	18 / 12 / 15
12	秋山組	岡山県岡山区可真之町	大本藤七	18 / 12 / 21
13	真誠組	岡山県下道郡陶村	秋山米造	18 / 12 / 21
14	連関組	岡山県児島郡西畦村	岩崎直吉	18 / 12 / 25
15	新神組	岡山県品治郡新市村	前田国蔵	19 / 1 / 30
16	神代組	山口県玖珂郡神代村	後藤光次郎	19 / 1 / 6
17	敬神組	山口県熊毛郡室津村	中沢為七	19 / 1 / 15
18	三野組	山口県大島郡三浦・椋野村	井口市兵衛	19 / 4 / 1
19	開栄組	京都府上京区上本能寺前町	田畑五郎 右衛門	19 / 4 / 8
20	井口組	兵庫県神戸区兵庫魚之棚町		20 / 4 / 9
21	田畑組	京都府久世郡寺田村		20 / 4 / 10

各教区の初出講社の日付を
通覧すると、一～二番教区
は、講社設立の日付順に設置
されていないのに対して、二
番教区（一九年六月一日初
出）以降は、一部を除いて規
則的に講社設立の日付順に設
置されている（別表参照）。
このことから、一～二番教
区については、神道金光教会
設立段階で既に結収可能な地
域として本部に把握され、そ
の結収構想に組み込まれてい
たこと、二番教区以降につ
いては、講社加入署名簿が本
部に提出されたのを受けて、

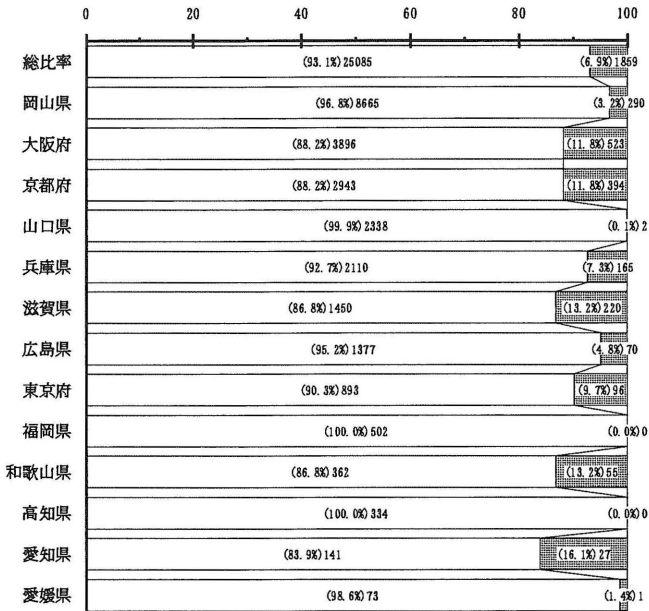
逐次、番号が付されたことがわかる。ちなみに、表2に示したように、一番から二二番までの教区の講社は出社布教者を中心とした金光大神在世期からの信者集団の存在が窺える講社であり、地域も岡山県下を始め既成布教圏内に限られている。それに対して、二二番教区以降からは、徐々に既成布教圏外への講社設置が進められ、大阪、難波分所所属の所属教師による、地域的拡大の様相を窺うことができるのである。

E 復祭届の提出状況

復祭[®]という手続きは、葬祭を仏葬から神葬に改めるものである。復祭者数は、講社員数と同様に、神道金光教会や上部組織である神道本局における教勢の内容として



グラフ3 講社戸数・復祭者数の県別比率(M18-24)



示される数値であつた。^⑤しかし、復祭の手続は、神道金光教会への加入の際に必然的になされるものではなく、それぞれの任意でなされるものであり、講社加入願とは性格を異にするものである。

復祭者は、二四年段階で約一八五〇人あり、「人員録」に記載された講社戸数の六・九％程度に止まっている。グラフ3から窺うことができるように、村落が結収対象地域であつた中国地方で届者数が少なく、大阪府のような都市部で多い傾向にある。また、講社戸数に占める復祭者数の比率では、近畿地方以東である大阪、京都、滋賀、和歌山、愛知でいずれも一〇％を超える数値を示しているのに対し、中国地方でいずれも低い比率を示していることから、復祭届の提出は地域的偏差があることがわかる。

また、分支所、講社事務所別での講社戸数に占める復祭者数の比率の上位一五％まで挙げると、難波分所（大阪府南区難波新地・24.6％）、島原支所（京都府下京区中堂寺町・21.1％）、三七番教区藤守組事務仮扱所（滋賀県犬上郡彦根袋町・18.7％）、神戸支所（兵庫県神戸区北長狭通・18.3％）、三九番教区八幡事務扱所（滋賀県蒲生郡八幡元玉屋町・17.7％）、大阪分所（大阪府西区立売堀南通・17.6％）、四〇番教区事務扱所（愛知県名古屋区・16.6％）である。これらは、すべて近畿地方以東の府県の都市部に設立されている。また、大阪分所以外はすべて難波分所系列で占められていることから、復祭は、教務的系列の違いによっても偏差を伴うものであつたことが推察される。

以上、本章で見てきたように、初めて教務体制を備えた教団組織となつた神道金光教会は、中央教務を整備する一方、各地に点在する布教者を分支教会所長として任命しつつ地方教務を確立していく。また、神道金光教会設立当初に進められた、各地の出社布教者の糾合・組織化としての出社結収運動は、二二年「條規」施行前後には一応の収束を見る。そしてこれ以降は、さらなる布教圏の拡大を企図して、既成布教圏外へと講社結収が拡大されていった。

以後、講社結収の展開相を、既成布教圏、既成布教圏外に分けて考察を進める。まず次章では、岡山県、大阪府に焦点を当て、既成布教圏での講社結収の特質を抽出する。

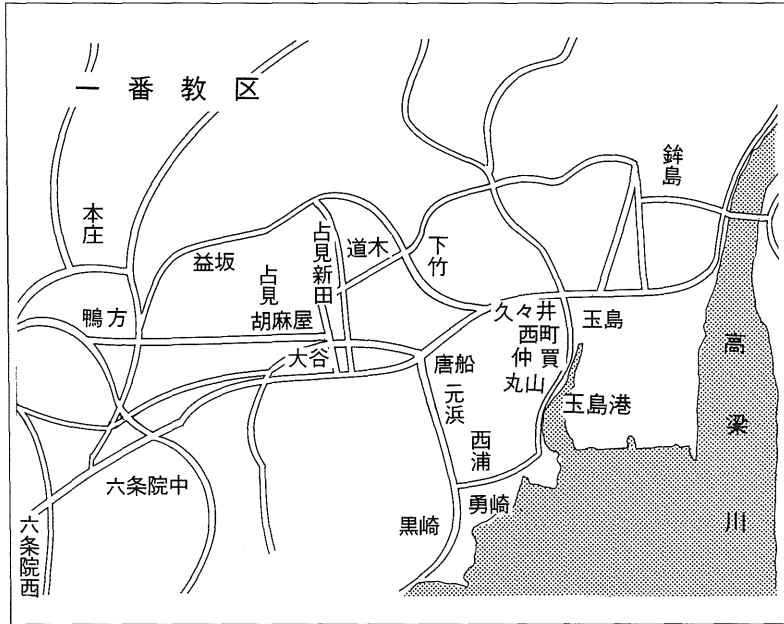
第二章 既成布教圏での講社結収

A 岡山県の講社結収

岡山県は、前章で示したように、「人員録」に記載された結収総数の約三分の一を占めている地域である。岡山県では、神道金光教会設立以前から、出社布教者を中心とする同信集団が各地に形成されていた。例えば、上道地方では、難波なみ、高畑弥吉、片岡次郎四郎、大喜田喜三郎、青井さき等の出社布教者が簇出し、それぞれの自宅で取次に従い、参集する信者に対して靈験を現していた。その他、笠岡村で取次に従っていた斎藤重右衛門広前の教勢は、岡山県南部はもとより、広島県、山口県、さらに瀬戸内海を挟んで香川、愛媛にも及び、備後国沼隈郡松永村（現広島県福山市松永町）の浅井岩藏をはじめとする出社布教者も多数輩出し、一大布教圏を形成していた。彼らは、規模の大小の差はあれ、それぞれが地域社会に受容される中で、自立した地域教団的ともいえる様相を帯びつつ集団形成を果たしていた。本項では、このような状況下におかれた岡山県での講社結収の様相を明らかにしていく。以下、具体的には、一番教区（浅口郡）、七番教区（浅口郡、窪屋郡、都宇郡）の場合を事例として取り上げ、それらの教区内の出社布教者や講集団の動向や講社結収の様相を明らかにすることによって、既成布教圏での講社結収の特徴の一端を捉えることにする。

①一番教区 一番教区は、本部の所在する旧浅口郡に設置され、「人員録」によれば二三組の講社が結社していることがわかる。これらの内、六条院西支教会所（一八年二月五日設立）に属する明治組以外の講社は、すべて本部直属の講社である（鑿組は無記入）。そして、本部に属した講社の戸数、人員数は、それぞれ九四五戸、三九四九人にもほる。また、本部が所在する大谷村には、大本社組、木綿崎組の二組の講社が設立されている。この内、木綿崎組はこの講社の役員に金光家の親族や同じ組内の人間が就任していることから、金光宅吉が奉仕する大本社を基盤に成立した講社であることがわかる。一方の大本社組については、現在その消息を窺うことができない。

既述の通り、本部は、神道金光教会全体の教務統轄機関としての位置づけのみが明文化されていたが、実際には、他



教区に設置された分支教会所と同様に地方教務機関としての役割も担っていた。グラフ4から窺えるように、同教区内の講社は、「人員録」に記載されている講社の平均戸数が約一四六戸、人員数が約五八二人であるのに対して、一〇〇戸足らずの比較的小規模なものが多くを占め、金光大神在世期の出社布教者や講によって形成されていた信仰集団を基盤に村や字といった地域的な枠によって結社している。例えば、大谷村（本部所在地）東部に隣接する阿賀崎村では、五組の講社（唐船組、西組、金栄組、久盛組、丸山組）が字毎に結社している。これらの講社の内、金栄組、丸山組、久盛組については、金光大神時代の信者ないしその血縁者が講社役員に就任している。

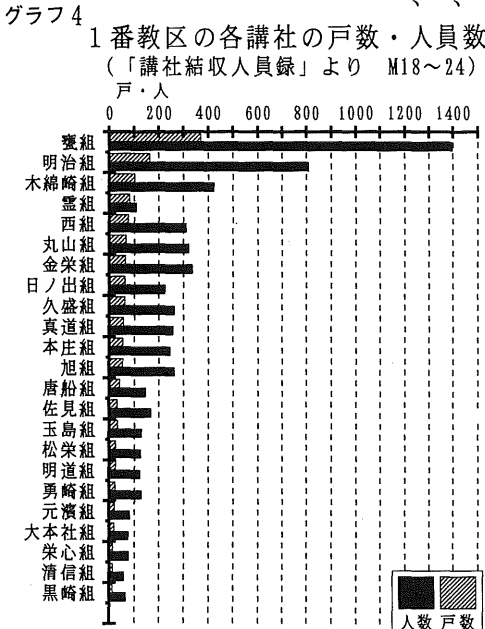
占見新田村に設置された真道組には、「伊勢金神」と呼ばれた出社布教者の久戸瀬伊勢五郎（道木）や、出社布教者の血縁者である中務仲次郎（「胡麻屋金神」、中務坂助の子息・胡麻屋）、また金光大神時代からの信者である浅野喜十郎（胡麻屋）がそれぞれ講社役員に就任している。また、胡麻屋では、中務を中心とした「胡麻屋講」と称する金神講の存在も確認されている。このように真道組は、占見新田村という地域的な枠で結社したが、その内容は金光大神

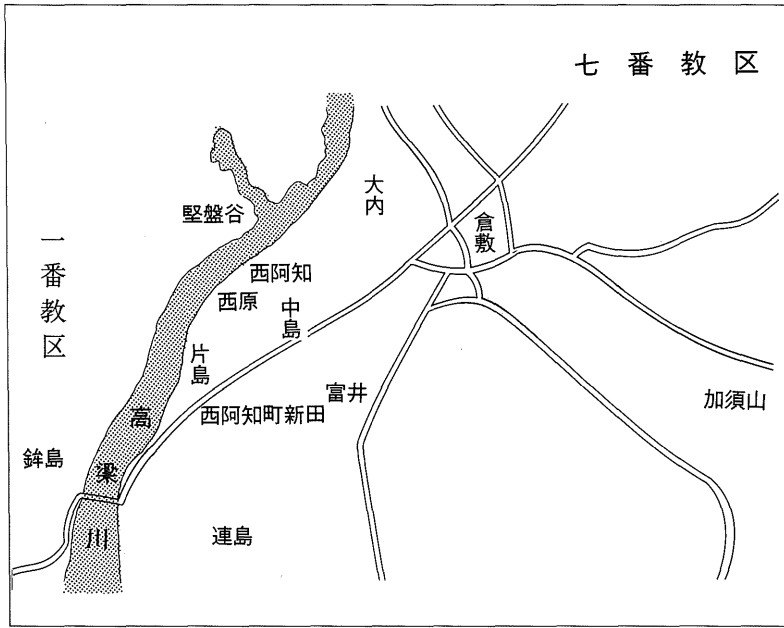
時代からの連続性を持った複数の広前や講集団によって構成されていた。

とところで、占見新田村の西側と隣接する占見村には、金光大神の実弟である香取繁右衛門の広前があった。香取は、金光大神に先んじて金神信仰の道に入り、金光大神に対し金神信仰への帰依を促した経緯を有している。香取は、明治五年に布教方途の合法化を求めて、浅口郡益坂村（現同郡鴨方町益坂）の天台宗養清院今井寛如のもとに入籍、得度、名を今井繁則と改め、松井山金輪寺金光院住職の名目を取得し、明治二年（一八八九）七月に帰幽するに至るまで、神道金光教会とは別の教団組織での布教を行っていた。伝承資料によると、当時の一番教区内の講社員の中には、教区内の出社布教者の広前や大本社に参拝する一方で、香取の広前にも参拝していた者達が存在していた。さらに講社員達は、伊勢講、稻荷講等のそれぞれの村落共同体内で伝統的に営まれてきた様々な講にも同時に参与していた。つまりこうした講社員は、金光宅吉が神勤する大本社、神道金光教会に帰属した出社布教者の広前、天台宗に属する香取の広前の、教団組織としての相違を信仰的に特に問題にすることなく、同じ「金神」広前として自由に往来するとともに、金神信仰以外の伝統的信仰営為とも交流していたのである。

神道金光教会の講社に加入するということは、講社加入願に明記されているように、原則的に組織に対する帰属を加入者に対して迫るものであった。しかし、この地域の講社員の日常的信仰営為は、神道金光教会に対する帰属意識といった次元で捉えきれぬものではなかったことを物語っている。

②七番教区 「人員録」に記載された七番教区の講社は、





阿知組、茂浦組の二組のみであり、一番教区の講社設立数とは大きな開きがある。このうち阿知組は、約千戸の戸数、四千四百人の人員数が記録されている大規模な講社である。このような大規模な講社が形成されたのは、いかなる理由によるものであったのか、本項ではその構造を示していく。

齋藤宗次郎^⑤は、神道金光教会設立以前の一八年三月から周辺の出社布教者に対して、講社への加入の呼びかけを開始し、神道金光教会設立に伴って、一八年九月、阿知組を結成し講社署名簿を本部に提出した。一九年二月、この講社を教務的に統轄する西阿知新田支教会所が設置され、佐藤範雄が所長、齋藤が副所長に就任したが、実質の運営にあたったのは、本部の教会創設係であった佐藤から、事前に教務統括者としての抜擢を受けていた齋藤であった^⑥。

この時期、同地方には、荻原須喜(西阿知村・一八年二月二日加入)、鳥越熊吉(大内村・一九年一月加入)、藤原嘉蔵(加須山村・二〇年三月加入)らの出社布教者が独自の布教活動を展開していたが、彼らは、齋藤の勧めによって阿知組の講社役員並びに教導職に就任し、自らの広前の布教公認を図ることになる^⑦。このような阿知組の組織化によって、荻原等周辺の出社布教者達は、所長齋藤との教務的

表3 「第七番教区阿知組講社署名簿」から見た村落別分布状況

郡名	村名	戸数	人員数	村戸数	村人口
浅口郡	西阿知新田	35(57%)	173(60%)	61	287
	西阿知	106(44%)	477(51%)	241	940
	連島	54(10%)	239(9%)	568	2644
	西原	69(26%)	303(25%)	263	1193
	玉島、勇崎	42	206		
	水江	77(37%)	374(39%)	206	970
	片島	108(44%)	500(45%)	246	1096
窪屋郡	富久(大内)	35(14%)	183(25%)	162	738
	中島	81(21%)	368(20%)	383	1832
	富井	45(24%)	240(27%)	187	885
児島郡		52	229		
その他 (不明を含む)		334	1604		
	計	1038	4896		

- 「その他」の項目には、資料の欠損のため判読不能のもの、加入者数が少数である村落、遠隔地の村落を編入した。
- 「村別戸数」「村別人口」の項目は角川書店「角川日本地名大事典」の明治二四年時の数値を参照した。また「戸数」「人員数」の項の()内の数値は村別戸数、人口に占める講社戸数、人員数の割合を示したものである。

表3は、「第七番教区阿知組講社署名簿」²⁸⁾をもとに、村落別の戸数と人員数を割り出したものである。これによれば、斎藤の広前があった西阿知新田村では六〇%の家が、また、荻原須喜の広前があった西阿知村においても約半数の家の加入を確認できる。西阿知村で広前を設けていた荻原は、「金神様」と周囲の人々から称され、著しい霊験を現す布教者であった。荻原の広前に参集する人々は村内にとどまらず、周辺村落まで波及し、西阿知村の上、中、下地区はもとより、周辺地域である西原(現倉敷市西阿知町西原)、片島(現倉敷市片島町)では金神講が結成されていた。²⁹⁾

ところで、阿知教会資料「阿知教会信心経歴」には、当時の須喜と周辺の布教者との交流関係が記されており、当時の

な従属関係に置かれることになったのである。こうした阿知組の構造は、先に見てきた一番教区でのあり方とは異なり、教区内に点在する信仰集団を一括して編入するというものであった。

阿知組の実態を知る上で非常に興味深い。鳥越熊吉は、西阿知村に隣接する大内村で取次に従っており、「信心友達の高徳者」と位置づけられている。また、「御神徳高き人」と記された武政近吉は、高梁川を挟んで西阿知村の対岸、鉾島（現倉敷市玉島鉾島）に位置し、一番教区に編入された布教者であった。萩原は組織化以降もこれらの布教者と交流しており、萩原の広前と高梁川河口流域における周辺広前との間に、同信的な共同意識が存在していたことがわかる。これら布教者達の同信的関係は、教区という教務的管轄地域を越えたものであり、支教会所による教務統括とは別の次元での連携関係が彼らの間に形成されていたことを示唆している。

阿知組内の齋藤、萩原、鳥越ら各布教者は、入信の経緯において何らの関係がなく、それぞれ独立した布教圏を形成し、信仰的上下関係や、師弟関係といった関係が存在しなかった。そうした中で齋藤が七番教区の教務統括者として本部から抜擢され、周囲の布教者を阿知組に編入していったのである。すなわち、阿知組に編入された布教者達は、教務機構上においては齋藤の指揮下に置かれたが、布教者個々の従来からの自由な信仰営為は保障され、教務と信仰営為が一元化されることなく存在すべきものであったのである。さらに、高梁川下流域に存在した教務体制を越えた出社布教者間の連携関係に見ることができるとは、自由な信仰意識は、布教者間にとどまるものではなく、信者間でも共有されていた。^⑧

しかし、村落部での信仰営為は、このような自由な意志にもとづいたものばかりでなく、社会的要件から規定される傾向も強く持っている。これら信仰集団には、各村落固有の近世期から継続する葬祭システムや講集団によって形成された政治性、宗教性をも共有しつつ、講社結取に応じたものが多数存在していたものと考えられる。先に示した村落での復祭が困難であった状況は、中国地方を中心に広範に確認できるが、それは以下に示すことが、その大きな要因であったと考えられる。村落では、近世以降、農民の家の自立性が確立され、独自の墓碑建立、仏壇設置に見られるように、各家が先祖祭祀を主体的に行うようになった。しかし反面で、村落共同体には秩序が形成され、「和」を重視し、親類や村の互助機能に支えられる一方で、周囲の様々な干渉を受けることによって各家が存続し得た。このような村落共同体では、その内部に既成の葬祭機構からの離脱者を内包することが共同体の崩壊をも招来しかねない事態として把握さ

れ、その防御策を講じなければならなかったはずである。復祭の困難さは、神道金光教会に限られるものではなく、各教派が共有していたものであった。^③このように、それぞれの「家」が共同体で結ばれていた村落や既成宗教勢力の強い地域での復祭とは、共同体からの反発を受けるのが当然であり、届出者に相応の覚悟を強いるものであったと考えられる。このことは、村落部での信仰営為が社会的要因からの規制を受けながら存在したことを示すものである。

以上見てきたように、一、七番教区では教務体制整備の方途に違いがありこそすれ、結収に応じた各信仰集団は、布教者個々の信仰的実存はもちろん、各村落共同体内での秩序意識も内包した中で成立していたのである。そして、金光大神時代に各地で結収した多種多様な成り立ちの金神講が、神道金光教会設立とともに講社を設立し教団に属する、という事例が中国地方に多数見られることから、これが、一、七番教区内に限られる成立のあり様ではなかったことを裏づけている。従って、岡山県をはじめとする中国地方での各信仰集団は、神道金光教会の組織化によって、それぞれの教区に編入され、所轄の支教会所等との間で教務的従属関係に置かれることになるが、その後も従来からの社会的諸要素に照準した信仰営為を保持しつつ、教区内に雑居することになるのである。すなわち、神道金光教会設立初期から進められた中国地方での講社結収とは、次のようなものとして捉えることができる。すなわち、神道金光教会設立初期から講集団は、村落共同体の様々な習俗との折り合いを付けながら、家を基盤とした地縁、血縁による地域社会での成立基盤を確保する緩やかな信仰的繋がりを基本に講社の形成を行った。神道金光教会は、このような集団を対象に教団組織の最末端に位置づけることによって講社結収を行ったのである。そして、講社に属することになった講社員達は、従来からの信仰営為を継続させることを重視したがために、教団に対する帰属意識のあり様には、振幅が生じることになるのである。

B 大阪府の講社結収

組織化以前の大阪府下における信仰伝播の流れは、現時点で大まかに以下の三つの流れを確認することができる。

①慶応四年以前には住吉橋南詰で金物商を営みつつ、自宅に金神を祀り、祈念や理解をしていた酒井佐吉（岡山県笠岡村出身）↓福嶋儀兵衛

②明治八年以降三度にわたって岡山より来阪し、明治一二年コレラ流行の際に教績を挙げ、大阪での恒常的な布教活動の足がかりを作った初代白神新一郎↓近藤藤守、河合平五郎、泉谷京、吉田綾、田畑五郎右衛門、中野米次郎、田中庄吉等

③府下に広前を設け、取次を行っていた笠岡広前の信者、荻キミ、高橋喜平↓有田儀助

既述の通り、大阪府をはじめとする近畿地方の既成布教圏では、出社布教者達の既成教宗派との結合^⑤によって、教義的葛藤や複数の公認教団組織間の相剋という状況を呈していた。

このような中で、神道金光教会設立以降、白神、近藤の両名は、近畿地方における出社布教者の結取運動を進めてきたが、その成果は芳しいものではなかった。その事態打開のために、明治二〇年六月、本部より教長代理として佐藤範雄が上阪し、警察力を背景に広前の組織的統一を図るべく奔走した。

嘗て貴府下へ当教会分教会所設置、爾後追々信徒増員し、就而者間々教会の旨趣を誤り候者も有之、猶本会に加盟せざる者に於て当教会の名称を濫称し、本会の教旨にあらざる浮説を唱え、終に法官を煩し候輩も有之趣に伝聞致候に付右等、取調の爲め専掌佐藤範雄を以て拙者代理として派出為レ致候間、本教会の旨趣等親しく御聞取之上、何分の御保護被ニ成下度、此段及ニ御依頼ニ候也

明治二十年六月

大阪府警察本部長 高崎親章殿^⑥

岡山県備中国浅口郡大谷村 神道金光教会本部教長 権大講義 金光荻雄

右書面に示されているように、結取に応じた大阪府下の布教者達の中には、違警罪の嫌疑によって拘留等の処分を受けた者も多く含まれており、また結取に応じなかった布教者達の中には、神道金光教会に類似する名称を用いて布教に従

事し、「教旨にあらざる浮説を唱え」て取り締まりの対象となり、教義的混乱状況を惹起させる者達も存在していた。官憲の目には、神道金光教会所属の布教者も、神宮教、御嶽教といった他の教団に属した布教者も、類似の布教行為として同質のものとして映じたのである。本部には、大阪府下の布教者達がややもすれば府当局や警察から淫祠邪教と判断されるような状況が、近畿地方における講社結収の頓挫を招来させ、ひいては教団組織全体の存立基盤をも崩壊させかねない問題として把握されていたのである。それ故に、教団が提示する祭神や規約を受容せず、組織的意向に沿おうとしない布教者については、いかに金光大神時代からの者であったとしても、結収を断念せざるを得なかったのである。

大阪府警察本部長の高崎に面談した佐藤は、類似布教者に対する取り締まりを依頼すると同時に、府下の各広前を視察した。佐藤は同月一九日再び上阪、兵庫を除く近畿各府県の神道分局との会談を行い、近畿各府県下の布教者達の掌握を行うとともに大阪府下の二〇名の布教者に対して、組織帰属の意思の確認を得るために懇談会の開催通知を送付する。この懇談会の開催通知の送付先には、すでに神道金光教会に属し、講社を結成していた河合平五郎や福嶋儀兵衛の子息儀助や、同教会の教師資格を取得していた吉田綾、有田儀助、松皮安兵衛、泉谷京、平井寛造⑤も含まれていた。おそらく彼らは、先の高崎宛依頼状中に認められていたような、「教旨」の徹底や、今後の教務手続関係の確認を目的に召喚されたと考えられる。また、藤田新助、石田清七、寺田茂兵衛、阪井安治郎は、この時帰属を表明したが、それ以外の者は、やがて神道金光教会と没交渉となっていく。

表4に示したように、佐藤上阪以前には、わずか六講社のみであった講社設立数は、八月以降、漸次増加する。府下に設立された講社は、初代白神、二代白神との縁故の深いものが大阪分教会所に、近藤との縁故の深いものが難波分教会所にそれぞれ所属し、基本的に信仰的手続関係と教務的従属関係が結合された形で組織体制の中に編入されることになった。しかし、岡山県笠岡村の斎藤重右衛門の信仰的系譜に位置づけられる高橋喜平の弟子である有田儀助が大阪分教会所に、酒井佐吉の弟子である福嶋儀兵衛が難波分教会所に編入されている。つまり、組織化による大阪府下での各広前の整備は、白神、近藤とそれぞれの門弟との間に形成された信仰的手続関係を、分教会所―講社という教務的従属

52	49	48	36	33	22		↓	49	10		9	5		教区	
金道組○	藤守組○	田畑組○	高津組○	信光組○	甲島組△	葛木組○	金広組○	高天組○	藤守組△	正光組△	正道組△	真光組○	白神組○	明道組△	講社名
丹北郡失田部村	北区真砂町	西成郡高槻村	西成郡高津村	東区博労町三丁目	堺区中之町	葛上郡南郷町	葛上郡高天村	葛上郡高天村	北區相笠町↓真砂町	豊島郡池田村	西成郡難波村	北區曾根崎新地三丁目	南区立売堀南通	南区高津町九番丁	所在地
21/8	21/6	21/6	23/10	20/9	19/6	21/4	20/7	20/4	20/3	19/11	22/4	20/10	20/8	20/3	初出年月
	20/8	20/6	20/10	20/9	19/4	21/4?	20/8	20/2	20/8	20/9	20/9	20/9	20/9	18/11	教会設置年月
真砂支教会所	真砂支教会所	田畑組事務仮抜所↓高槻支所	梅ヶ辻支教会所	船場支教会所	中之町支教会所	金広組事務仮所↓東堀支所	真砂支教会所	池田支教会所	難波分教会所	難波分教会所	難波事務仮抜所	真玉組事務仮抜所	真金組事務仮抜所	真三光組事務仮抜所	分支教会所（講社事務所）名
難波	難波	難波	大阪	大阪	大阪	難波	難波	難波	難波	難波	大阪	大阪	大阪	大阪	教務手続
福岡儀兵衛	樋口友吉	平井清兵衛	有田儀助	甲嶋伊三郎	阪井安次郎	近藤藤守	浜田安太郎	福嶋儀兵衛	松皮安兵衛	吉田綾	河合平五郎	白神新一郎	滝村保次郎	藤田新祐	布教担当者

表4 大阪府下における「人員録」に記載された講社と同所在地への分支教会所（講社事務所を含む）設置対照表
 「講社名」の項の下部に、佐藤来阪以前に結成された講社には△印、それ以降には○印を付した。また、「教会設置年月」の項は、本部が認可した日付を示した。

関係に転用するものであったと同時に、異なる信仰の系譜をもつ者もそれぞれ両分教会所に編入することによってなされたのである。また、大阪府下の講社は、ほとんどが後に支教会所や講社事務所を設置し、公的教務機関となっている。これは、この地域での布教行為が幾度となく官憲の取り締まりを受けることにより、府当局や警察の認可を受けた公的施設として信仰営為を継続しなければならなかったためと考えられる。

このようにして講社結収が進められた大阪府下での教区編制は、「一郡区或は数町村」（「規約」第二条）との規定に即してのものではなく、基本的には、両分教会所の信仰的手続によつて区分され、各教区には様々な区や郡に所在する講社が編入されていた。このような大阪、難波両分教会所を中心とする規定内容に沿わない教区編制は、官憲からの圧迫が意識される中で、府下の出社布教者達を信仰系譜を基盤とした便宜的な結収が目指された結果、構築されたものであった。しかし、この方途は、師弟関係からはずれた布教者に対する、過度の教務的規制に例示し得るように、個々の広前の信仰的実存のもとに進められる布教活動を阻害する危険性を孕みながらのものであった。^⑧

以上、既成布教圏における講社結収の展開の実際を、岡山県、大阪府を事例として取り上げてみてきたが、同じ既成布教圏であっても、両地方における講社結収の展開相には著しい差異が見られるのである。

岡山県、さらには中国地方での結収対象は、日常の信仰営為がその地域固有の社会的要件を内包して成立していた信仰集団であった。そして、これら信仰集団は、講社として教团的位置づけを与えられてからも、従来の信仰営為との関係を保ちつつ存在した。そのために彼らにとつて、教区や講社といった教団成立によつて生じた制度的枠組みは、あくまでも地方教務を遂行する上での便宜的なものとして機能し、日常の信仰営為に何らの規制を与えるものではなかったのである。当初、本部においては、この地域での教務体制の構築は、他の地方と同様にあくまでも規定内容の原則に沿ったものとして構想されていた。しかし、出社布教者達による布教行為が常に官憲から淫祠邪教視されるという状況にあった大阪府では、結収構想の変更を余儀なくされ、結果として信仰的手続関係を基調とした教務体制構築がなされたのである。

以下、次章では、講社結収が既成布教圏外に拡大していく中で、本部の教務体制確立の構想がいかなる問題に直面していくかを見ていくことにしたい。

第三章 既成布教圏外での講社結収の展開とその問題

神道金光教会は、明治二〇年一月二二日、神道本局より直轄教会昇格の認可を受けた。

これによって各地の布教活動は、当該神道地方分局との隷属関係から解放され、既成布教圏外での講社結収を積極的に推進していくことが可能となった。以後、神道金光教会は、四等直轄（二三年八月二二日）、三等直轄（二四年一〇月八日）へと神道本局傘下での地位を上昇させながら、さらなる教勢拡大を意識しつつ講社結収を進めていく。

表5 「人員録」に記載された大阪・難波両分所部下の大阪府下以外の講社並びに同所への教務機関設置一覧

【大阪分所】

教区	講社	所在地	講社設置 年月	支所設置認可 年月（本部）	講社所在地と同所への 支所（事務所）設置	布教担当者
19	開榮組	京都府下京区麓町	19/4	19/2	麓支所	中野米次郎
		京都府上京区上本能寺前町		20/12	開榮組事務仮抜所	中沢為七
		京都府下京区宮川筋		21/4	開榮組事務仮抜所	中野米次郎
		京都府下京区大黒町		21/4	開榮組事務仮抜所	別所卯之助
		京都府上京区竹屋町		23/4	開榮組事務仮抜所	広瀬市蔵
		京都府神戸区兵庫魚之棚町	20/4	19/8	魚之棚支所	井口市兵衛
		兵庫県神戸区兵庫川崎町	20/10	21/11	松尾組事務仮抜所	松尾源次郎
		京都府久世郡寺田村	20/4	19/4	↓川崎支所	
		滋賀県滋賀郡大津下馬場町	20/8	21/5	寺田支所	田畑五郎右衛門
		滋賀県坂田郡長浜南船町	22/3	21/4	※突抜支所（県不認可）	別所卯之助
21	田畑組					
34	開榮組					
45	開榮組					
57	尾上組					
62	魚住組	兵庫県明石郡明石西本町	22/12	23/4	明石組事務仮抜所	宝来義輝
		兵庫県姫路市茶町	22/6	22/12	↓明石支所 ↓姫路支所	魚住半次郎

【難波分所】

25	藤守組	京都府下京区中堂寺町	19	19	19	鳥原支所	杉田政次郎
26	藤守組	京都府紀伊郡伏見町京町三丁	19	20	20	京町支所	畑徳三郎
28	藤守組	滋賀県滋賀郡大津上北国町	22	21	21	大津支所	高阪松之助
29	藤守組	滋賀県神崎郡八日市町	20				辻川猪之次郎
32	藤守組	滋賀県滋賀郡錦村	20	19	19	長狭支所	杉原功
37	藤守組	滋賀県大上郡彦根袋町	22	20	20	藤守組事務仮扱所	橋本鹿之助
38	藤守組	京都府葛野郡下嵯峨村	20	20	20	藤守組事務仮扱所	増田誠元
39	藤守組	滋賀県蒲生郡八幡元玉屋町	20	22	22	下嵯峨支所	井上カメ
40	藤守組	愛知県名古屋区梅園町	20	20	20	藤守組事務仮扱所	上村庄三郎
44	西村組	兵庫県武庫郡西宮	21	21	26	※八幡支所（県不認可） 事務扱所	矢代幸次郎
51		静岡県有渡郡静岡宿	21	21	20	↓名古屋支所	虎谷吉兵衛
53	明誠組	東京府本郷区菊坂町	21	22	26	西村組事務仮扱所	谷村卯三郎
58	明守組	和歌山県和歌山市新仲通二丁	22	22	21	↓西之宮支所	西村菊三郎
61	藤守組	京都府南桑田郡亀岡町荒塚	22	22	21	本郷支所	畑徳三郎
63	芝組	東京府芝区南佐久間町	22	23	22	明守組事務仮扱所	沢井光雄
			6	2	5	↓和歌山支所	大橋亀吉
				5	4	藤守組事務仮扱所	
				4	4	↓亀岡支所	
				8	8	芝支所	大場吉太郎

明治二〇年以降、既成布教圏外へと教線が伸張していくのは、大阪、難波両分所の所属教師による出向布教が盛んに実施されたことによる。表5は、「人員録」に記されている六九番教区までの講社のうち、大阪府以外に設置された両分所部下に属する講社と教務機関（支所、講社事務所）設置状況を示したものである。

この表から窺えるように、大阪分所部下での講社設立が京都、兵庫、滋賀の三府県であるのに対して、難波分所部下では先の三府県に加えて愛知、静岡、和歌山、東京と計七府県に達している。

前章で示したように、大阪府下では、「一郡区或は数町村」（「規約」第二条）という規定に準拠せず、基本的に大阪、難波両分所長との信仰系譜が教務手続の基準になるという特殊な形で教区編制がなされたが、このことは、既成布教圏外においても同様であった。すなわち、両分所系列の二つの講社が同じ町村に設立された場合、それらは「規約」からすれば同じ教区に編入されなければならないことも拘らず、それぞれ別の教区が設けられることになったのである。兵庫県神戸区の二〇番教区、二九番教区、滋賀県滋賀郡大津町の二八番教区、三四番教区などが大阪府同様の教区設置状況となっていることがこの表から窺える。次に示した資料は、こうした状況を裏づけるものである。

庶八月廿三日受第四百五十六号

今般別冊の通り、滋賀県近江国滋賀郡大津下馬場町より講社結収致し帳簿差出候に付、教区番号御定被_レ下御採用相成度此段以_三添書_一奉願候也。最も第十九番教区開榮組より派出致し候者に御座候間、以前大津には教区御定め相成居候とは奉_レ察候得共、御賢察之上教区番号別に御採用相成度奉願候〔後略〕

明治廿年八月廿日

金光教大阪分教会所長 白神新一郎 ㊦

神道金光教本部御中 ㊧

この願書が提出された明治二〇年当時、大津町では、近藤の門弟、杉田政次郎（鳥原支所長）の下で入信した高阪松之助が大津町に向き、取次を開始（明治一九年九月）しており、二〇年一月、二八番教区藤守組を設立、漸次教勢を伸張させつつあった。このような状況にあった大津町の下馬場町において、大阪分所の信仰の系譜に立つ別所卯之助が布教を開始し、開榮組（麓支所所属の講社）を結成し、「帳簿（講社署名簿）筆者」差出」す運びとなったのである。分所長名で出されたこの願書は、大阪府外のことであり、大阪分所長の権限を越えたものであるところから、「教会結収方及び各地所在の分支教会、併せて信徒の勤惰正不正を督察」するという専掌の権限をもって提出されたものであった。この願書は、願書を受領した即日に本部が認可していることからすれば、両分所の越権は、本部が認めた上で進められたものと見られる。このように大阪府外の講社結収は、分所長、専掌の二重の権限を行使する白神、近藤との関係を継続

していく中で進められることになるのである。こうした体制を本部が容認したのは、あくまでも、独立教派に向けての実態形成として、教勢拡大こそが至上の組織的要件として捉えられ、優先されたからに他ならない。このような大阪府外での両分所部下の布教者による講社結収は、信仰系譜を主軸に据えた大阪府下での特殊な組織形成が他地域にも拡大する中で、次第に実体化していくのである。

先の表からは、これらの地域に設置された講社が、ほとんどが講社事務（仮）扱所や支所を設立していることも窺える。こうした理由の一つには、これらの講社が既成布教圏外で設立されているがために、布教者達は布教開始と同時にその教区内の講社結収を監督する教務統轄者となり、自ずと教務機関設置は、教団組織の教務的欲求から来る内発的な契機のみならず、既成布教圏外での支所をはじめとする教務機関設置は、教団組織の教務的欲求から来る内発的な契機のみならず、布教行為が府県当局や警察といった外部から圧迫を受けたことも、それを急がせた大きな要因であったと考えられる。例えば、滋賀県では大津支所設立以降、支所設置を出願したすべてが地方庁からの認可を受けることができなかった。^④次に掲げる資料から、滋賀県では、支所設立が地方庁からの強硬な反発に遭ったばかりでなく、布教活動すら困難な状況に置かれていたことが窺える。これは二三年一月三日、三二番教区藤守組事務仮扱所（滋賀県滋賀郡膳所村）の担当教師、橋本鹿之助から出された支所設置願に続けて、難波分所長近藤が本部への神道管長の添書依頼方を要請しているものである。

……但し該地方に於ては尋常なる手順にては認可不_レ成。既に八幡（支所出願）之如き、先般管長殿の御添書を煩し未だ支所開設の好結果を不_レ得。其勢延いて膳所に及び昨年切迫直々被_二臨檢_一之上閉鎖被_二申付_一現今実に困難之時今に御座候。付ては滋賀県の如き嚴重なる所に於ては特別管長殿御添書無_レ之候ては到底開設の見込無_レ御座_一候間、俄然這回支所開設出願に及候。何卒右御運被_二成下_一度併て副伸仕候也。^⑤

ここには、神道管長の添書を付しての八幡支所（蒲生郡八幡町）設置の出願が却下されたのに続き、橋本鹿之助が取次を行っていた膳所広前（滋賀郡膳所村）が「臨檢」の上、「閉鎖」させられたことが示されている。これらの事件に

先立つ二一年四月にも、増田誠元が担当教師となつて、三七番教区藤守組事務仮扱所（犬上郡彦根袋町）を設立したが、その後、警察から出頭を命じられ、県の許可を得るまで教導、参拝が差し止められた^④。このように滋賀県では、講社事務所に布教権を与えておらず、支所設置が公認の唯一の手段であつた。そのために滋賀県下の布教者達は自らの広前の布教合法化のために、支所設置を目指さねばなかつたのである。かかる布教活動に対する官憲からの監視は、滋賀県のみならず、他府県においても存在したが、その対応も地域によってまちまちであつた^⑤。しかし、いずれの地域においても、こうした圧迫は、布教活動存続にかかわる問題であり、打開策として自ずと支所設置を意識しなければならなかつたのである。

従つて既成布教圏外での講社結収が進められるに伴つて、支所をはじめとする教務機関は、前章で示したような教区内の教務統轄機関としての役割に加えて、自らの広前での布教行為を合法・正当化する手段としての意味合いも持たされることになるのである。つまり、本来「規約」や「條規」の規定内容に即した支所設置をはじめとする地方教務体制確立の構想は、布教実態との関わりで改変を迫られていくことになるのである。

本部は、既成布教圏外での講社結収が、白神、近藤両系列によつて意欲的に行われ、教勢伸張の一途をたどる中、二三年一月、「神道金光教会事務條例（以下、事務條例）」を制定した。緒言並びに一条には、「事務條例」の作成意図が直轄教会昇格以降の教勢拡張に伴い、各地から進達される教職の進退や昇降、復祭手続書類等の教務書類が増加し、事務処理の規格統一の必要性にあつたこととして示されている。「事務條例」では、本部教会长をはじめとする本部職員の具体的な職掌、服務内容について、また、事務処理基準が明文化され、教団組織の統轄機関としての本部の役割が確認された。以下、「事務條例」の規定内容から、各地で展開される講社結収との関わりで本部がいかなる中央教務機構のあり様を構想せしめられていったのかを示しておきたい。

本部における諸般事務の執行機関として、上局（教会長）と次局（教監、専掌）で構成される上局會議、本部一般（教会长以下本部職員）で構成される本部一般會議の二種が設けられた（二一六条）。そして「本部職員進退黜陟」に関する

もの、「総て枢要の件を認め秘密に付する」ものは上局会議において、また、「総て願伺等へ教会長及本部の名を以て指令に係るもの」は本部一般の評議においてそれぞれ審議されるものと規定した(七、八条)。それとともに、庶務課、会計課、講務課、教務課、神事課に分けられていた本部事務の具体的職務内容も初めて明文化された。^⑧

専掌は、「本務に従事せざる」名誉員、「本務に従事する」常員との二種に分けられた。名誉員専掌については、「本部理事上に参与し間接に視察するの資格を有す(傍線筆者)」とし(三四条)、布教督察に関する権限が弱められることになった。この規定によって、当時専掌の職にあった白神、近藤、佐藤の内、大阪府下の両分所において布教に従っていた白神、近藤が名誉員専掌、また、芸備分所長を兼任しつつも、組織化直後から本部に常在する本部詰専掌となっていた佐藤が常員専掌と区分されることになった。このことは、先に述べた大阪、難波両分所の「條規」の規定を超えた既成布教圏外地域での布教監督権が本部に帰したことを示している。つまり、既成布教圏外での講社結収は、大阪、難波両分所によって構築された系列的組織体制で行われることが一般的なものとなりつつあったが、この規定によって、改めて「條規」の規定内容に沿った教務体制で進められることが確認されたのである。しかし、常員専掌と名誉員専掌を分ける判断基準については何ら説明は加えられておらず、職務権限の区分において未だ不明なものであったといわざるを得ない。

さらに、賞標(神符)授与(一〇―一四条)や教職昇級(一六―二二条)の基準についても初めて明文化された。^⑨賞標下付基準には、「上下に対」する「敬愛の心」や「本分所へ対」する「義務心」といった、帰属意識や組織内秩序維持の意識、また、「講社を壺千戸以上結収」するというような布教上の功績、倫理道德、教職の勤続年数等が挙げられている。教職の昇級基準には、賞標と同様の条件に加え、「本局試験」の級第、「学事上達」、「説教上達」、「教義上熱心」、「祭典作業及祭文作文等上達」というような職務上の技能を問う条項も挙げられている。これらの基準は、緒言に謳われたように、事務処理上の公正を期するべく設けられたものではあった。しかし、本部においてこうした規定がなされたことは、神道金光教会における教団に寄与する教職者、信者のあり様を規範化したことを意味する。そして、

これらの条件を満たす者を、本部では、組織内での地位上昇を果たすべき者としたのである。

「事務條例」は、既成布教圏外へと講社結収が拡大し、事務量が増加していく中であって、諸機構に明確な位置づけを与え、諸種の事務処理の規準化を図り、本部がより組織全体を統轄しうる機関となることが構想されて作成された。このことは、本部において、近い将来に実現されるべき教派別立の運動が想定される中での、組織秩序再編の動きとして捉えることができよう。各地で展開される講社結収は、それぞれの社会状況との関わりで行われたが、そのような中で構築されていく地方教務が次第に組織的整合性を欠く状況を現出せしめたばかりか、既成化しつつあったのである。そうした中では、第一に地方教務を総轄し布教に従事する分所長が、同時に中央教務の内容としての専掌をも兼務するという、職掌の二重性が問題視されていくのであり、この区分が不分明なままで進められた本部、地方教務体制整備並びに講社結収のあり様が、改めて本部において教政課題として浮上したことを示していよう。そして、「事務條例」制定の背後には、教勢の拡大を志向し、各地で場当たりに推進される講社結収によって、教団内での本部の位置づけがややもすれば相対化されかねない状況が教団内に存在していたことを示すものであった。それと同時に、来るべき教団の独立に備えて、本部の果たすべき責務を現実的に捉えようとする意志を把握することができるのである。

しかし、その後も両分所の布教監督権が継続し、中央教務による教務統理の実現は、未だ困難な状況にあった。そして、そのような状況は、事務量の増加による分所での事務処理能力の低下を惹起させたとともに、難波分所部下での教務と信仰が同一視されることに対する門弟達や信仰的系譜に立たない真砂門下の布教者達の不満を募らせていく⁵⁰。そして、遂に二六年になると、こうした状況を憂慮していた近藤の高弟六名が、近藤に対して手続関係変更の直訴に及ぶのである。近藤は、この訴えを聞き入れ、二六年五月、大阪府外の部下の支所長に対して、手続を本部直轄に変更する通牒を発する⁵¹。このことにより、難波分所部下の他府県の支所（講社事務所）は、本来の規定内容に立ち返り、事務を執り行えるようになる。こうした門弟達の意識が表面化されるに至ったのは、各地の地方教務機構が既に成熟期を迎え、本来、暫定的性格を強く持った難波分所による教務統轄が、もはや不用なものとして把握されていたことを示していよ

う。

本部は、本部直轄となった各地の支所、講社事務所に対して、今後の教務の執行と布教方針について訓示を達した。これには、新規の「教職講師」撰挙や講社結収の停止、慎重を期した上で復祭、教職昇級手続を執行することなどが列記されている。また、「布教拡張の心得」として、「みだりに教線を伸張させ、功を立てようと焦る布教者達の行動を戒め、「時節の開け」による広前設置を心がけるよう記している。これは、各地に布教に従った布教者達の行為が、結局は「真正の金光教会講社の信徒」を創出するものではなく、教勢拡大のみに力が注がれるという一面的な布教意欲によって行われた状況も各地に現出しつつあったことを示すものであろう。

そしてさらに、この動きとほぼ軌を一にして、本部より各分支所長、講社事務所担当に向けて、所轄区域外への講師派出は本部の許可を得なければならぬ旨、論達される一方で、佐藤は教会長金光萩雄より、二六年九月一日に近畿地方の両分所部下の教務視察、一月九日に関東地方を中心とした教務視察を命じられる。^⑤

こうした中、二七年一月一三日、佐藤は、白神、近藤に対し、今後の布教方針をめぐって照議書を発する。これには、本部常在の専掌として、「部下一般に対しては、一身の利己を不顧、部下の批難を不厭……事を処し、機に臨んで処断し、本部の威権と成規とを執行するの一大難衝に常に当」つてきた佐藤と、「吾分所の事を執るを先きにし……本部々下全般を視ると事を執るを後に」し、さらに、「又時機に仍ては、両兄等は吾も同資格なりと持出」す白神、近藤が、公正なる事務処理の遂行を実現不可能にさせていた状況が示されている。佐藤は、「自今本部常在の専掌と名誉専掌との職務権限を定め何々迄は常在専掌の権限として執行し、何々迄に至らば名誉専掌との交渉照議の上執行すると云う権限の区別の確定」を提案する。これは、専掌が「事務條例」制定時に「常員」と「名誉員」に区分されながらも、実際にはこれが機能していないという現状の中で、この規定の遵守の徹底を白神、近藤に改めて迫るものであった。

翌二八年一〇月二一日、白神、近藤、佐藤、畑徳三郎（専掌心得）は、専掌会議の議了書を教会長金光萩雄に提出する。そこでは、専掌について以下のように規定した。専掌は、その印を一つにし、相互に本部に在勤すること、さらに

本部外、特命派出外にある時の権限の執行をできなくした⁵⁶。また、「各地方必要の地に実施担当もしくは教務取締を置く」（三条）ことによって、各府県の教務機関（支所・講社事務所）は本部の直轄となり、大阪、難波両分所からの支配から離れ、本来の規定内容に沿った教務体制へ再編されていくのである。

こうした一連の事柄は、まさに、神道金光教会の実体化と独立教派を目指す上での具体的手段であった講社結収、特に「條規」制定前後から活発に行われていく既成布教圏外での講社結収が問題視され、反省材料として組上に載せられていたことを示している。これらの問題は、教勢拡張をあくまでも基調とした中で、組織的基準統一の徹底を図ろうとした「事務條例」制定後の顛末であった。教勢拡大のために、常に特権的地位を与えられた白神、近藤両専掌中心の布教体制の見直しが迫られていくのである。すなわち本部ではこれまでの、独立教派の実態作りとしての教勢拡張を優先する姿勢を再考し、しかるべき独立教派としての組織的あり様を再確認しなければならない時点に立たされていたといえよう。

おわりに

以上、神道金光教会における講社結収の展開状況から、教団としての組織整備の過程を示してきた。以下、その内容をとりまとめた。

初めて教務体制を具備する教団組織となった神道金光教会は、金光萩雄、白神新一郎、近藤藤守、佐藤範雄を中心とした中央教務を、また、各地の出社布教者を組織に編入することによって地方教務をそれぞれ成立させた。一方、独立教派としての実質を備える具体的方途として実施される講社結収は、神道金光教会設立当初から二十一年一〇月前後までは、金光大神時代に形成された布教圏である既成布教圏内の信者集団を対象に手がけられたが、その進められ方には、以下のような地域的違いが認められた。

神道金光教会の講社結収に応じた中国地方の信仰集団は、所轄の支教会所等との間に、「規約」「條規」の規定内容に沿った教務的な従属関係に編入されながらも、既存の村落共同体の様々な習俗を背景に持ちながら講社の形成を行った。その結果、「一郡区或は数町村」という行政区画に準じた形で設置された教区内には、種々雑多な集団が雑居することになるのである。一方、近畿地方での出社布教者を中心とする各信仰集団は、布教行為が常に官憲から淫祠邪教視されるという状況下で、信仰的手続関係を基調とした、本来の規定内容に沿わない教務体制が構築される中で講社結収に応じていったのである。その結果、神道金光教会設立直後から進められた既成布教圏内の講社結収は、同時代的に進められたにも拘わらず、中国地方と近畿地方とで地域的差異が生じる中で展開することになったのである。

そして、二一年一月の直轄教会昇格前後から、大阪、難波分教会所の門下によって、既成布教圏外での講社結収が開始されるとともに、これらの地域は、白神、近藤という二人の専掌によって管理されることになる。それに伴って、大阪府下での便宜的な教務体制は、これらの地域にもたらされ、徐々に実体化を始めることになる。このように俄普請的に実施された講社結収や教務機構の形成は、中国地方と近畿地方以東との間に地域的偏りを拡大させながら継続していくのである。

このように講社結収が展開され、教勢拡張が図られていく中で、本部は、各種の事務処理の規準化を図るべく「事務條例」を制定する。「事務條例」は、本部が独立教団への昇格を指向する中で、教団における中央教務機関としての本部の責務をより現実的に自覚した上で、教団を統轄することが目指されて制定されたのである。この時点において、本部は、あくまでも教勢拡張に主眼をおいていたが、各地の布教現場から噴出する諸問題は、それを許さないものとなっていくたのである。すなわち、教勢拡張のために対症療法的に進められた講社結収に付随する様々な事柄は、規定内容を越えてそれぞれに実体化し、教団存立までも動揺させるのである。そのため、本部は、独立教団への具体的手段として推進し続けた講社結収を停止し、より抜本的な制度改革を迫られることになるのである。

このような教団的制度改革が迫られていく中で、本部は、二七年四月一日、「教祖遺訓収集の口達」を教団内部に

発するとともに、同年二月一日、教職者育成機関として神道金光教会学問所を開設する。前者は、本部が教内の教義状況を把握するとともに、これを取りまとめることによって、社会や信徒に向けて表明しうる教義の構築を試みようとした事業、後者は、それまで各地の分支所をはじめとする教務機関に委ねられていた教職者育成を中央教務が担うことにより、より教団の意向に沿った均質的な布教者の創出を試みたものとして把握できよう。これらの事業は、従来、布教者個々に委ねられていた本教教義の宣布の動きに対して、教団主導の教義の構築や宣布の構想が教団内に示されたことを意味している。そして、神道金光教会は、三一年、一等直轄教会へ昇等、そして翌三二年から、神道本局との教義の不一致を理由に教派別立に向けての運動を展開させていくのであるが、神道金光教会から独立教派となった本教における一連の教義構築の動きについては、今後の課題として、本稿を終えたい。

(教学研究所所員)

注

① 本稿において講社は、「一郡区或は数町村を一教区として、

そのうちに小組合(凡五〇戸)を分ち、何組(従来正道社とか或は

敬神組とか称せし組名の事)と称す」(「手続大意」第一条)と規定

されているような神道金光教会の最末端組織として制度的に位

置づけられた、家を基礎単位とする講社員達の「小組合」の意

味で用い、金神講等の習俗的な講組織とは区別する。また、講

社についての規定内容からすれば、講社結取とは、金光大神在

世期から形成されていた出社布教者や講組織を中心とする信者

集団の組織化(出社結取)を意味するだけでなく、それ以降

の布教展開によって形成された信奉者達の組織的位置づけ作業

を含め、本教信仰への帰順を表明した人々を家単位で所属講社として位置づけ、教団内に取り込んでいく組織拡大の営みを指す。

② 管長家資料18—21、22

③ 佐藤光俊「擬態としての組織化—神道金光教会設立とその結

取運動—」紀要『金光教学』第一八号参照。例えば、山口県周

東地方の神宮教神風講社金神組、大阪府下で真金教会を設立し

た佐伯文治郎、神道三柱神社を設立した笹島藤兵衛、タキ夫妻、

京都府下で御金神社を設立した田中庄吉が挙げられる。

その他、岡山市では、太田正賢、光岡豹治、松村信胤といった神道家が中心となり、金光秋雄を引き入れて備前地方の出社

布教者を結収し、「金光教会」を設立しようとする計画も存在した。この動きを知った佐藤範雄は、神道岡山分局長佐々木元孫に、この計画の停止と神道金光教会設立に向けての協力を申し入れ、受諾されている。また、大谷村近隣の笠岡村でも、斎藤重右衛門の子息精一が、一九年二月、自らを本部教会長とする神道真金教会設置願を神道備中分局に提出し、「天之御中主大神 高産靈大神 神皇産靈大神 天照日大御神 月読大神 金乃大神」の六柱を祭神とする別教団を設立しようとする計画が存在した。そのことを、翌年六月、偶然知るところとなった佐藤範雄は、この願書の取り消し方を分局に申し立てている。

その後、笠岡広前では神道金光教会への帰属を決定し、二二年三月、第二番教区笠岡組を組織し、六月、斎藤精一を支所長とする笠岡支所が設立されている。（『佐藤範雄信仰回顧六十五年』上巻一〇八頁、管長家資料20―8―1―10）

④ 本部諸機構に関する規定は、以下の通り。

本部教会所 ・ 本会を総轄する所を称して神道金光教会本部教

会所とす（「規約」一四条）

教長（一員） ・ 本部に教長を置き、地方分支教会所に分支教会

長を置きて、教務を統理す（同一八条）

・ 本部教長は、教祖金光家の正統を以て推戴す

〔後略〕（同一〇条）

・ 本部に在て布教一切の事務を総理し、管長に稟

請して、諸府県照会等且諸員進退黜陟の権を有す（職制表）

幹事（二員）

・ 教長を補佐し、諸員を指揮して、社中一切の事務を総掌するものとす（職制表）

専掌（二員）

・ 本部に在て、教長の命を受け、各府県下へ派遣し、教会結収方及び各地所在の分支教会、併せて信徒の勤惰正不正を督察し、教長へ復命するの権を有す（職制表）

本部事務

・ 本部の事務を分て左の五課とす

第一神事課 第二教務課 第三講務課 第四

會計課 第五庶務課（職制表）

⑤ 実施担当という役職は、「職制表」では規定されていない

のであったが、彼らが分所長に就任した後にはこの役職が使用

されていないことから見ても、分所長就任までの暫定的なもの

であり、分所長に相当する権限を有し、各府県の教務を統轄す

る役職であったものと思われる。

⑥ 教師は、神道金光教会独自の教職で、正準一―七等教師の一

四段階に分かれ、教長が任免進退の権限を保有していた。そし

て、教師の本務は、「教祖の教旨に基き、惟神の大道を懇諭し、

諸民をして吾教理に入らしむる」ことにとどまり、神事等の諸

祭式の執行権、教会の設立権、講社結収の権限を持っていな

った（「職制表」）。そして、「條規」制定時に従来教師を

改正して設けられた教職は、脩身講師と特派講師である。脩身講師は、「教祖の遺訓に由り、神事祈念神占等」の執行、「神理を懇諭し諸民をして正道に導く」ことがその職務の内容として規定された。つまり、脩身講師には、教師になかった「神事祈念神占等」の執行権を与えられた。このことは、脩身講師への出願が教導職出願をも想定していたことが窺える。つまり、金光教会が直轄教会に昇格したことによって生じた神道本局へ直接神道教師を選挙できる特権を活用し、脩身講師の職制に祭儀の執行権を盛り込んだものであった、といえる。

また、特派講師は、「教祖之遺訓」に基づいた説教、講演活動を実施するとともに、外部からの教義的な照会に対して、神道の規範に従った教義解釈によって、応答する役割も担っていた。このため、特派講師は、一般知識、神道知識はもとより、教団が対外的に提示すべき教義内容に精通していることが、その条件であった。

⑦ 教導職は、階級が教正以下一五に分かれ、神道管長がその進退の権限を有した。教導職は、「神事祈禱神占禁厭宣教祝誕冠婚葬儀靈祭の諸式」の執行権を保有し、教会を設立し、講社を結収し、神道教義を拡張することが本務であった（「神道教規」）。

⑧ 伝習制度について、これまで実施状況がほとんど不明であったが、今回発見された教務資料によって、総計一七九通の伝習

願書が確認できた。しかし、伝習に関する台帳の類は発見されておらず、未だ全体把握はできないものの、この制度が実際に実施されていたことがわかる。佐藤範雄述「金光教々義講究所史要」（昭和三二・三三年）によれば、設立初期に既成教団から転属してきた布教者に対し、神道金光教会の「慎誠」や祓詞について基本的な教義内容や拝礼作法について教示したことが記されている。伝習願の提出されている時期は、普通教会期である二〇年一月までに限られ、それ以降、提出が途絶えている。また、伝習願の提出地域を数値の多い順に挙げると、京都府（六二人）、大阪府（四八人）、滋賀県（三二人）、岡山県（二八人）、山口県（二四人）、兵庫県（八人）、広島県（七人）となっており、結収地域との重複が確認できる。直轄教会昇格直後の二〇年二月以降、教師任命制度としての伝習について資料的確認はできない。

⑨ ○本分支所に理事者を置き、本部にあるを教監と称し〔後略〕（「條規」一七条）

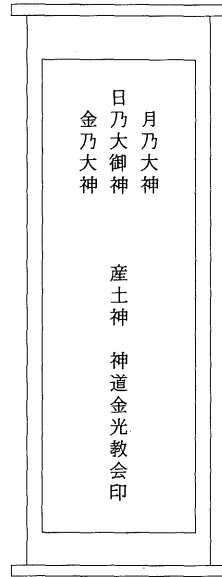
○教監は、教会長を補佐し、諸般の事務を幹理し、教会長事故ある時は其代理たるを得（同四〇条）

⑩ ○本教会布教上全般を督察する者を専掌と称す（「條規」一八条）

○専掌は、本部に在ては教監に亜き、教務に従事し、専ら府県へ派遣し分支所及信徒の勤惰正否を督察、教会実施の権を

有す(同四一条)

⑪ 神号とは、次の図に示す、掛軸状のものであり、木版製ののである。



⑫ ちなみに「手続大意」一八条の末尾には、講社への配布以外に「各地教会所へ下渡す事もあ」と但し書きがあり、分教会所へのこれら書物の配付は本来的なものではなかったことが窺える。

⑬ 本稿では、金光大神時代の信仰伝播や出社布教者の存在を確認できる二〇年初頭までに講社結収が実施された府県を既成布教圏、それ以降、実施された府県を既成布教圏外と、便宜上、区別して呼ぶことにする。

⑭ 二三番教区以降における例外の教区は、三三三、三七、四二、四三、四五、五〇、五四番と七件あるが、それぞれ次のような原因によるものであると考えられる。

三三番信光組、三七番藤守組、四二番住吉組、四五番開栄組

については、次の表に示したとおり、それぞれの講社と同所在地において、支所や講社事務所が設置されている(本部編「各府県所在神道金光教会分支及事務扱所認可一覧表」管長家資料18―8)。これらの日付は、「人員録」での初出の日付を比較してみると、初出年月日に先立って支所、講社事務所の設置が認可されている。つまり、これらの教区では、講社署名簿の本部への提出という具体的な講社結収の形態をとる以前に、講社設立の情報が本部に伝達され、教区が設置されたものと考えられる。

表 三三番信光組・三七番藤守組・四二番住吉組・四五番開栄組の「人員録」初出年月日と所在地での支所、講社事務所設立年月日の対照表

教区	講社名	初出年月日	所在地	支所・事務所名	所長・担当	設立年月日
33	信光組	22/4/11	大阪府東区博労町	船場支所	有田儀助	20/9/26
37	藤守組	22/5/3	滋賀県犬上郡彦根袋町	藤守組事務扱扱所	増田誠元	21/4/28
42	住吉組	21/3/28	大阪府住吉郡安立町	住吉組事務扱扱所	坂口佐兵衛	20/12/28
45	開栄組	22/3/13	滋賀県坂田郡長南船町	開栄組事務扱扱所	杉山若吉	21/4/10

五〇、五四番教区は、既存の教区から離脱し、新教区を設置したケースである。五〇番教区正光組では、「人員録」の一〇番教区正光組の項に「二二年八月三日、五十番教区改聞届済」というメモが記されており、正光組自身、もしくは事務手続上の機関のいずれかより教区変更願が提出されていたことがわか

る。五四番教区御野組は、明治二年七月二七日、岡山県御野郡豊成村在住の小林財三郎を中心とする有志によって、それまで所属していた同県上道郡円山村に設置されていた円山支所（六番教区管轄）宛て教区分離願を提出し、認可され、翌二二年七月九日に「五四番御野組署名簿（第一号）」を本部に提出している（御野教会資料三、二）。御野組は、五三番教区の前後の教区の初出の日付から（五三番教区 二二年一〇月一四日、五五番教区 同年一〇月二四日）、二二年一〇月頃には、この教区が本部によって認可されていたと考えられる。

これら二つの教区の初出年月日は、それぞれそれまで所属していた一〇番教区正光組、六番教区敬神講組の初出年月日と一致する。つまり、正光組はそれまで他の教区に存在していた講社を新たな教区へ移籍したケースであり、御野組はそれまで所属していた講社から分裂し他の郡区で新たに教区、講社を新設したケースである。

その他、四三番教区土居組については、前後の教区の日付との食い違いの原因が何によるものか不明だが、先の四件の事例と同様に、講社署名簿を本部で受領する以前に教区設置の手続が何らかの形態をもって行われたことは十分に考えられる。

⑮ 復祭は、明治維新以降、政府主導で展開された神道国教化政策の一端として行われたが、時間の経過に伴って、政府は直接的な関与を停止し、神道各派に託した。このような背景の中で

神道本局の下部組織であった神道金光教会には、復祭者受け入れの窓口が自ずと設けらることになる。届の書式は、次のようなものである。

復祭御届

私儀中古以来○国○郡区○町村○宗○（寺院名）檀那に御座候処、今般吾明治天皇陛下の御詔勅を遵奉し、天地の公道たる惟神大道に基き、家族一同神祭に復式仕候、然る上は敬神尊皇愛国の大儀を明にし公民の本分を尽度赤心に御座候間、此段謹て御届仕候也

届出年月日

届出人所在地 届出人氏名 印

保証教会所 保証人所在地 保証人氏名 印

神道管長

届出人の項への記載は原則として一人の氏名が記入されることになるが、復祭の対象となるのは、「家族一同」であり、単位は戸数で表すべき性格のものである。

⑯ 次に示した表は、明治二四年六月に神道管長から通達された「教会條例」をもとに作成したものである。

「教会條例」 教会等級基準表

等級	所属教師数	信徒数	非儀依託(復祭)者数	年金
一等直轄	二、〇〇〇人以上	六〇、〇〇〇人以上	六、〇〇〇人以上	六〇〇円
二等直轄	一、五〇〇人以上	四五、〇〇〇人以上	四五〇人以上	四五〇円
三等直轄	一、〇〇〇人以上	三〇、〇〇〇人以上	三〇〇人以上	三〇〇円
四等直轄	四〇〇人以上	一一、〇〇〇人以上	一一〇人以上	二〇〇円
五等直轄	二〇〇人以上	六、〇〇〇人以上	六〇〇人以上	一〇〇円
六等直轄	一〇〇人以上	三、〇〇〇人以上	六〇〇人以上	三〇〇円
一等普通	二〇人以上	六〇〇人以上	六〇人以上	相当の金額
二等普通	一五人以上	四五〇人以上	四五人以上	〃
三等普通	一〇人以上	三〇〇人以上	三〇人以上	〃

⑰ 次に示した表は、「人員録」に記された一番教区の講社の一覽である。また、「金光大神時代からの出社布教者・信者」の項には、現在の教務資料群等から確認しうる者について、できる限り列記し、本人だけではなくその血縁者が確認できる場合についても記している。この表に示した通り、こうした人物が確認できる講社は、約半数に上っていることから、金光大神時代からの連続性の濃密さを看取することができる。無論、この項が無記入である講社についても、現時点で確認できないだけで、金光大神時代からの連続性を持ったものは多数存在しているものと考えられる。

「講社署名簿提出」の項には、講社署名簿の提出件数を示したが、講社員増加の傾向を推量する目安となる。多いものは、木綿崎組一三件、明治組一〇件、明道組六件と続く。しかし、

三分の二強は、六年間に一―三件の記載しか認められない。件数の少なさは、これらの講社が、漸次、新規加入者が増加するという傾向を示していないことである。つまり、講社結成期に信者が固定化されていたために件数が少なく、増加傾向を示さなかったことを意味している。

表 「人員録」に記載された一番教区の講社一覽(初出年月順)

講社名	所在地	教務手続	初出年月	講社署名簿提出	金光大神時代からの出社	備考
真道組	浅口郡七尾新田村	本部	18/12	5件	浅野喜一郎 中務子賀 八戸頼伊勢五郎	
本庄組	津田村本庄	本部	18/12	3件		
大本社組	大谷村	本部	19/1	2件	姫路光五郎	
栄心組	六条院中村	本部	19/3	1件		
日之出組	下竹村	本部	19/3	5件		
明治組	六条院村西	本部	19/4	10件	高橋肇吉	
佐部組	黒崎村	本部	19/5	5件	原田卯之松	
木綿崎組	大谷村	本部	19/8	13件	古川才吉 栗尾馬平 栗尾喜一郎 坂本泰治郎 藤井春太郎 遠藤烈太郎	
明道組	黒崎村	本部	20/01	6件	安部喜三郎	
黒崎組	黒崎村	本部	20/07	2件		
清信組	鴨方村	本部	22/02	3件		
勇崎組	勇崎村字西浦	本部	22/04	1件		
唐船組	阿賀崎村唐船	本部	22/04	4件		
西組	阿賀崎村西町	本部	22/05	1件		
元濱組	勇崎村柏崎	本部	22/5	1件		
玉島組	玉島村上本町	本部	22/6	3件		
壺組	玉島村東通町	本部	22/6	2件		
栗組	阿賀崎村中買町	本部	22/6	3件	原田虎吉(市)	削除
金栗組	玉島村	本部	22/6	2件	坂根利三郎	
久盛組	阿賀崎村久々井	本部	22/7	1件	秋田藤治(彦) 郎	
旭組	津田村益坂	本部	22/7	2件		
丸山組	阿賀崎村丸山	本部	22/08	3件	田辺万吉	
玖波組	津田村益坂	本部	22/09	1件		

⑱ 坂根利三郎（金栄組取締）、田辺リキの子息である田辺方吉（丸山組取締）、小幡彦助と同じ株内の小幡浪太郎（久盛組世話係）は、いずれも明治維新以前から金光大神のもとに参拝していた者ないしその人物と血縁関係にある者である。

⑲ 中務仲次郎が講社役員となっている胡麻屋の中務家では、金子明神の神号を金光大神から許されていた中務坂助の婦幽（明治九（一八七六）年）前後より、妻の中務千賀が広前に奉仕し、祈念や理解を参拝者に対して行っていた。この広前と大本社とは数百メートルの距離であったが、胡麻屋の住民のほとんどが「胡麻屋の金光さん」と称して参拝していたほか、黒崎（現倉敷市黒崎）元浜からの集団参拝もあった。このように胡麻屋の中務の広前は、胡麻屋や近隣村落の住民に対し、靈験を授ける場として存在していた。千賀の婦幽（昭和四（一九二九）年）後、広前としての場は自ずと消滅したが、胡麻屋の一部の人々はその後も参集して祈念、教話、茶話を行う講となって現在まで継続している。また、同様に道木の久戸瀬伊勢五郎の広前にも、住民が参拝していたが、久戸瀬の婦幽後に講へと集団の性格を変容させ、その後消滅した。このように千賀と伊勢五郎の各広前は、それぞれの地区の住民との間に密接な関係を持ちながら存在していた（「胡麻屋金神、および周辺の講についての聴取記録」、「久戸瀬伊勢五郎についての聴取記録」）。

⑳ 金光大神の実弟である香取繁右衛門の信仰経緯を略述してお

くと、香取は、堅盤谷金神小野うたの取次を受け、金神信仰に邂逅し、安政四年（一八五七）一月より、家業を廃し、自ら金神布教者となった。明治三二（一八九七）年七月二二日婦幽。その後、今井兼重が広前を継承し、「二代広前」となり、同四三年、神道本局に属し、神道香取教会となる。戦後、香取金光教となる（金光教本部編『金光教教典人物誌』、香取金光教教務所編『宗教法人「香取金光教」教歴』参照）。

㉑ 前掲久戸瀬聴取記録。

㉒ 教会講社加入願

今般、御教会講社に御加入被成下候上者、更に生死不二、惟神大道御教に帰順し、教祖御遺誡の旨に不肯、人たるの通義を達し、最も御規約の趣き堅く相守可申候也

何府県国郡町村名

父	姓名	印
母	姓名	印
妻	姓名	印
子	姓名	印

但、家族実印所持せざる者は戸主代印すべし、最も他家の代印は許さず、或いは教会所未設の府県下は別の罫紙に認め、講社役員の添書を以て直に本部に郵送すべし

㉓ 前掲『人物誌』参照。

②4 荻原富一「阿知教会信心経歴」阿知教会資料2。

②5 ここに示した資料から窺えるように、斎藤の広前への支教会所設置の計画を立てたのは教会創設係であった佐藤である。

教会創設係たりし余は、昨十八年六月教会創立後は本部詰になりしが、浅口郡西阿知新田村に斎藤宗次郎という信者、広前を設け居り、同人の宅へ第二等支教会所設立を其の筋にと思いしも、(県当局からの一筆者)許可六カ敷ければ、余の兼務にて、一月一日附出願し、二月二日附千坂高雅県令より認可せらる。(前掲『信仰回顧』上巻一六六―一六七頁)

②6 「大内の金光様」と呼ばれた鳥越熊吉は、大内村において取次に従っていた。信心を開始した時期は明確ではないが、金光大権現時代の神名書附が現在も熊吉の子孫の家に存在することから、それ以前には入信していたものと考えられる。

②7 鳥越熊吉―一九年三月取締 二〇年二月教導職試補

※荻原豊松―一九年三月世話係 二二年五月教導職試補

(須喜の配偶者)

藤原嘉蔵―二〇年三月取締 二二年五月教導職試補

その他にも、この講社には、現在消息を窺うことができないが、おそらくは取次に従っていたと思われる、秋岡棟三郎(窪屋郡万寿村大字大嶋)、板谷貞(同郡中州村大字中島)、大崎長造(都宇郡豊洲村大字五日市)が、前出の出社布教者と同様に講社役員、教導職に就任している。

②8 本家資料4―24。

②9 「西阿知周辺の金神講についての聴取記録」、金光大神資料897。

③0 須喜が西阿知村において「金神様」として取次に従っていたのと同時期に、高梁川対岸に位置した堅盤谷(現浅口郡船穂町堅盤谷)では、神道金光教会の講社結収に依じていなかったが、金光大神、香取繁右衛門らの金神信仰の出自ともいえる、「堅盤谷の金神」、「元金神」と呼ばれた小野うたの跡を継承した小野はるが、広前を設け参拝者に霊験を授けていた(真鍋司郎「民衆救済の論理―金神信仰の系譜とその深化」紀要『金光教学』第一五号一三号、金光和道「『堅盤谷の婆さん』考」紀要『金光教学』第一五号参照)。堅盤谷の金神もまた発行状況を呈し、近所に何軒もの宿屋ができ、また、「祭日紋日の参詣者の多い時は百人に達し、渡船場の渡守を喜ばせ、お菓子屋などの家も建」つほどであった(『船穂町誌』四六二―四六三頁)。このことは、荻原、斎藤、鳥越、武政という高梁川河口流域に点在していた布教者達と堅盤谷の金神が、金神祈祷者という視点で捉えたならば、同じ地平に立つものとして把握することができる。それぞれの広前への参拝者においては、出社布教者達を金光大神の信仰の系譜に連なる者として把握する一方で、堅盤谷の金神による金神信仰の系譜にも連なる者としても把握していたであろう。また、そうした区別すらなく受容し、占見新田の信者が香取繁右衛門の

広前にも参拝していたように、堅盤谷の金神のもとに参拝した者もあつたろう。

- ③1 小林財三郎が担当教師となつた五四番教区御野組(岡山県御野郡豊成村)では、講社員の内、八戸が改式したが、「各宗派の者が激昂し、激しく攻撃を受ける事が三年に及んだ」(田淵徳行「岡山以東地区に於ける教祖時代の伝道状況 備前布教史研究第一回中間報告」。「金光教學」第四集参照)。岡山県窪屋郡加須山の藤原嘉蔵もまた、復祭の意志を周囲に打ち明けたところ、真言宗の本家から猛反対を受け(「藤原雅氏からの聴取記録」)、岡山県黒忠村の山下家では、復祭する際に組内で村八分にするかしないかといつた相談がなされた(山下鏡影「鏡影遺稿」昭和二六(一九五五)年)。また、兵庫県気多郡西気村の気多組創立者の増田市三郎は、教導職出願と同時に復祭届を提出していたが、明治二八(一九一五)年春、岡山で客死した際、親族家族の相談で仏式で葬儀が執行された(前田正紀「神道金光教会講社気多組成立の要因について」紀要「金光教學」第六号)。
- ③2 大藤修『日本家族史』「第三篇 近世」梓出版社、平成元(一九九〇)年参照。
- ③3 小栗純子『日本の近代社会と天理教』評論社、昭和四四(一九六九)年参照。
- ③4 金神講は、出社布教者が中心者となつたもの、またそうでないものなど、その成り立ちは非常に多岐にわたっているが、そ

うした多様な形態を持つ集団も神道金光教会に多数属し、教団組織の内実を形成していたと考えられる。(前掲鈴木研究ノート、前掲前田論文、由宇教会『唐種常蔵師と山口県東部布教』参照)

- ③5 M 13. 7. 13 初代白神新一郎、神道中教院所属八重垣講社の傘下に属す
- M 14. 12 福嶋儀兵衛、神道中教院所属正栄講社を結成
- M 15. 5. 10 福嶋儀兵衛、神道大阪事務局所属正栄組講社事務所設立
- M 15. 9. 17 二代白神新一郎、神道大阪事務局所属八重垣講社事務所設立
- M 15. 12. 20 近藤藤守、神道大阪事務局所属正道講社事務所設立
- M 16. 6. 27 中野米次郎、神道京都事務局所属籠派出説教所設立
- M 16. 9 田畑五郎右衛門、神道京都事務局所属寺田村派出説教所設立
- M 16. 10. 6 田中庄吉、御金神社設立
- M 19 高橋喜平、御嶽教金子教会所設立
- ? 佐伯文治郎、真金教会設立
- ? 萩キミ、神宮教中之鳥教会所設立
- M 20頃 笹島タキ、神道三柱神社設立(近畿布教史編纂委員会編『資料 金光教近畿布教史』慶応四年か

ら明治三十三年まで」参照

- ③⑥ 前掲『信仰回顧』上巻一八九頁―一九〇頁。
- ③⑦ 本部が各地から提出された教師出願関係の書類を綴った「諸国教師志願」(管長家資料19―38)中には、一九〇八年から九月の間にこれら五名の布教者の教師輔命願を提出する際に添えた「誓約書」が含まれており、教師輔命を出願していたことがわかる。
- ③⑧ 前掲『信仰回顧』上巻一九一―一九七頁。
- ③⑨ 金栄組は「人員録」には記録されていないが、本部編「各府県所在神道金光教会分支及事務扱所認可覧表」に金栄組事務扱所として記録されていることから本表に付した。
- ④⑩ 真砂教会発行、福嶋輝明「真砂御広前とその初代」七二―七九頁、藤尾節昭「布教史試論(3)―布教・縄張考―」紀要『金光教学』二四号参照。
- ④⑪ 管長家資料20―6―2。
- ④⑫ 滋賀県下での明治二五年五月までの支所設置願提出状況は、以下の通り。(本部編「各府県所在神道金光教会分支及事務扱所認可覧表」〔管長家資料18―8〕より)

名称	認可年月日	所長・担当者	所在地	不認可の理由
突抜支所	①不認可 ②21/5/23	別所仰之助	滋賀県滋賀郡大津町	滋賀県より諮議次第有之に付難聞指令、担当者及び家造り不都合の為
八幡支所	①不認可 ②22/5/20	矢代幸治郎	滋賀県蒲生郡八幡町	滋賀県より諮議次第有之に付難聞届と指令、講社組合不都合に付 一二年七月
膳所支所	①不認可 ②23/5/17	橋本虎之助	滋賀県滋賀郡膳所村	滋賀県より書面願之趣諮議及び難知事より書面願之趣諮議及び難し□指令
大溝支所	①不認可 ② ③24/5/12 24/6/19	高坂松之助	滋賀県南嶋郡大溝村	滋賀県より諮議次第有之に付難聞届と云。

- ④③ 管長家資料23―30。
- ④④ 『新光』第六五号。
- ④⑤ 東京府、広島県では、支所、説教所での説教日以外信徒の参拝を禁じている(前掲『信仰回顧』上巻二六〇―二六二頁、神徳書院資料418)。兵庫県では西宮町で布教を開始した西村菊三郎が、警察から支所を設置せざる者のもとへの信徒の参拝を禁じられ、支所設置を命じられ、支所設置が認可されるまでの約六カ月間、門を閉ざし信徒を参拝させることが出来なかつた(『新光』六七号)。また、鳥取県では、明治二七(一九一四)年二月より取次に従っていた福場徳蔵が警察から、「布教所の認可

を得ずして布教をなすは法令に違反せり」と布教所設置を命じられ、二九年六月、鳥取仮説教所を設置した。しかし、その後も警官が来て「神を安置し神前において説教をなすべからず、神祠を撤去せよ」と命じられ、その後も干渉が続いた。そうした折り、本部に参拝し窮状を訴えたところ、「教会説教所等の守札神床に関する件」(社寺局通牒社甲第一号・二六年一月二四日)を示され、何ら差し支えないことを教示された。そこで、福場は、取次を再開したところ、果たして警官が来、詰問された際、先の通牒を示したところ、その後一切の干渉がなくなった。こうした警察による一連の干渉は、内務省令「教会説教所等に於いて衆庶に参拝せしむるを得ざる件」(内務省達乙第四八号・一四年一〇月三日)の解釈を誤解しての干渉であった、という。

④⑥ 管長家資料23—23。

④⑦ 本教会教義伸張するに従い、本部事務上日一日より増加し繁雑を生じ、処弁するの事柄千々に分し、処置上困難を感じるに至れり、依て、今般職員一同の協議を経て、別紙の通、事務條例を選定す、自今遵行可致事

第一条 本條例を設くるは、諸般の事務上の秩序を正し処分を公明にし、本部の処置をして上下に對し信認せしむるを以て專旨とす

④⑧ その内容は、以下の通り。

第二三条 條規第一九條に依り五課の各分担する事務は左の通

りたるべし

庶務課専務

- 一、登記簿一切を備う
- 一、復祭届に係る一切のもの
- 一、営業部類に係る一切のもの
- 一、受付事務一切

會計課専務

- 一、金品出納に係る一切のもの
- 一、属員の勤惰簿登記に係る一切のもの
- 一、郵便類投送に係る一切のもの

- 一、本部出版書籍類一切

- 一、本部神器及諸器類管理方一切

講務課専務

- 一、講社署名簿に係る一切のもの
- 一、講社役員に係る一切のもの
- 一、結社祭に係る神事課へ照議するもの

教務課専務

- 一、説教に係る一切のもの
- 一、分支所出張所事務所説教所等の移転興廢に係る一切のもの
- 一、教導職及講師に教習に係る一切のもの
- 一、教導職及講師に係る一切のもの

神事課専務

一、大中小祭典及総て祭典靈神祭に係る一切のもの
 一、教会御神号及御神札調進及其扱

④9 第一〇条 賞標（神符を云）及総て賞品を授与するは専掌視察上に有効実蹟者を認め或は分支所長より具状に依り其有効者を専掌より審査を發し左の諸項に照し本部一般の審議を経て教會長之れに下付するものとす

但し、賞標を授くるの會議を開くは、本部欠席員あるときは執行するを得不得。尤も、賞品賞詞等を授くるの審議は、各主務三員以上とし、掛員出席を合せ本部員過半数を得て審議するものとす

一、教導職講師の等級は一般へ対し相当の級にして著名なる実功ありて進級を為す不能者

一、教導職講師拜命後滿五カ年間精勤の者

一、上下に對し敬愛の心厚き者

一、教導職講師昇級の点数に欠け一方に在ては著名なる実功ある者

一、教祖御存中に功勞ありて今に精勤の者

一、教導職講師の等級を一回に二級を進むべきものを一級を進めたる者

一、講社を一千戸以上結収し其信徒を三カ年以上統理する者

一、本分所へ對し義務心厚き者

一、教導職講師に非ずと雖も教会上著名なる尽力の者

一、品行方正にして人倫を重ずる者

一、教祖慎誠を厚く守る者

右一一項の内、何れか三項以上に合格に當る者、滿三カ年以上の経蹟ある者に二等賞標を授く。五項以上に合格に當る者、滿三カ年以上の経蹟ある者に一等賞標を授く。尤も、点数を欠くと雖ども一方に在て著名なる実功ある者へ授くるの必要を感じずる場合には、其都度宜く審議に付し可決の上施行す

但し、右点数合格例は一等より五等迄の賞標雖形確定の日を待て此条は改正するものとし、当分の内現在施行之金銀二種を以て一、二等に分つ

第二二条 賞標を授くる有効者は、教導職講師の昇級する功績者と密接の關係あるを以て、特に審議するに重大なりとす

第二三条 特に著名なる有効者にして管長の賞品賞詞を出願するもの場合には、専掌実地視察し其実効を教監専掌より審察を發し、本部一般會議に付し可決して後其手續をなすものとす
 但し、此場合には本部員中欠席者ある時は會議を開くを得ず

第一八条 教導職及講師を昇級するは左の一七項の内何れか三項以上合格に當る者滿一カ年以上の経蹟ある者を一級を進め六項以上の合格に當る者滿一カ年以上の経蹟ある者を一回二級を進む

一、教祖の慎誠を厚く守る者

一、脩身篤効の者

一、帶職後滿三カ年以上精勤の者

一、品行方正の者

一、学事上達の者

一、説教上達の者

一、教義上熱心の者

一、祭典作業及祭作文等上達の者

一、本局試験條例を施行し級第したる者

一、篤く人望の帰する者

一、教祖御存生中優待ありし者にして現在勤続の者

一、教導職五名以上信徒五〇名以上連署を以て昇級を申立る者

一、本部へ対し精勤効勞ある者

一、分支所及び出張所事務所説教所へ対し精勉効勞ある者

一、温厚篤実にして教導者一般の模範となるべき者

一、自費を以て分支所出張所事務所説教所等を開設したる者

一、三百戸以上の講社を結取し其信徒を統理する者

右点数を欠き或は満期に至らずと雖ども一方に在て特に著名な

る実功ある者は其都度審議を遂て処置するものとす

但し六級以上の教職及準三等以上の講師昇級するは各項に照

らし特別審議に付するものとす

第十九条 教導職講師の昇級は分支所長或は教導職より昇級選

挙状を具申する者、或は本部の特撰する者何れも第二二条の点

項に照らし會議に付し可決したる後選挙するものとす

第二〇条 教監專掌以下属員の教導職講師の昇級は教会長或は教監專掌或は属員の内より第二二条の点項に照らし發議し昇級者に当る者を除くの外會議をなし同意を得て後選挙の手續を爲すものとす

⑤〇 大津教会發行、高阪松之助「修行物語控」一〇五頁。前掲

「真砂御広前とその初代」八三頁。前掲藤尾論文。

⑤① 「難波分所手續變更の件通牒」

神道金光教会難波分所手續各支所及事務所御中

従来各支所及事務所之事務上及會計之義は当分所之監督經由

致し居候処、右は御本部教会内規にも有し之のみならず却て各

自独行發達妨害とも可二相成一候に付、自今御本部の正規に基

き大阪府下を除くの外は各自直接に執務相成度此段申入候也。

追て当分執務上不明瞭之廉も有し之候者最寄之各支所或は当分

所に尋ね出精々不都合なく注意致し、御本部に対し御手数を煩

はさ、る様相心得られ度候也

明治廿六年五月 神道金光教会難波分所長 近藤藤守 ⑤②

⑤② 「難波分所手續各所直接扱に付き本部方針訓示の件」

〔略〕以後事務整理の方針は

一、教職講師は在来の者をして有名無実にならぬ様に注意し新

撰挙は当分中止の姿と心得て取扱うべし

二、講社結取は暫く差措き己に結社したる者を真正の金光教会

講社の信徒たらしむ様に教導すべし

- 三、復祭届は本人真心に復式願の者にあらざれば進達せざる様
にすべし
- 但し一族中一人の復式届は無効に付取次べからず
- 四、教職講師の昇級申立の際には注意に注意に加へ私心を差挟ま
ず其当を誤らざる様にすべし
- 但し他教会の乱撰拳を見て其に迷はざる様注意すべし
- 布教拡張の心得
- 一、先三ヶ年になす者を五ヶ年にする積であるべし併し三ヶ年
になす事を五年になすとせば其れ丈横着の出来るのかと思
へばそうではない充分に心に怠りのない様にすべし
- 二、自然神の随々ひらけて往くは実に目出度嬉しい事であるが、
「ひらく」と云う方へ力が入り過ると過ちが出来るの種で
ある
- 三、吾教は時節での事なるのである其時節の注意は其諸々に信
者が出来て其信者が講師や教職に成てひらけて往くと云成
此方に少し信者が出来ると直ちに脩信講師を派出させて祈
念を始むると云は時節の開けではない
- 四、故に他から往て教導しかけた講師に信者が少しの不弊があ
ると或は分所或は本部へ追て何ぞ巡查や官吏の更迭を願う
様に請求するのである……
- 五、学問も少ない経験も少ない誰も少ない者が一時は神徳の力
に乗じて云々〔後略〕

⑤③ 特派講師脩信講師に拘らず、其所属分支所轄区域外に私に
派出候ては本部に於いて取締上都合不レ尠。仍て別紙案之通
施行致度候也。

(別紙案) 乙第一号神道金光教会各分支所長講社事務所担当
脩信講師は元より特派講師と雖ども其分支所所轄外に派出する
時は必ず本部の認可を得べき筈に候条心得違無レ之様其部下講
師一般へ無レ洩訓示すべし

右論達候事

明治二六年六月十三日

神道金光教会 金光大陣

⑤④ 前掲『信仰回顧』上巻二八二頁。

⑤⑤ 第一項

自今、範雄も従来思想を一変し一步を退て、両兄が是迄行い
来りし如き行為と精神とにならぬ、専ら一分所長たるの意向を
以て範雄が方針とする、これは両兄等と範雄との方針、或は、
能く相合ならんと存す。何となれば、各自所轄する処の一分所
を先きに、本部を後てにするあり。尚換言すれば、吾分所の
事を執るを先きに、吾分所部属を見る事を第一にして、本
部々下全般を視ると事を執るを後ちにするの謂なり。

右等は十有餘ヶ年間、各自職務を執行したる己往ノ経蹟を、退
て深く鑑み進んで将来の事を行わんとするに、思慮を要する、
最も重くせざるを不レ得。

第三項

前項の如くするとき、本部の事は軽重を不問細大を不問漏難事難問挙げて勢い自今は、教長殿の一責任に帰せざるを得。此は範雄の実に恐懼に耐えざる処、範雄の赤心として忍びざる処ならんや、將三人が時日を定めて交代專掌として、百般の事を処弁するか。然るときは、本部の事を執行するに当り、区々たる処置に出ざるなきを保せず。此は物の数の免れ不問得処なり。其場合には部下一般の疑を生ずるのおそれあらん。兩兄よ、無智不財之範雄が、特別の神助に依て微力乍も本部創設以來、難衝に當て不十分なりと雖とも処しつ、ありしを、本項の意に能く分付し最も注意力を尽されよ。

第三項

範雄は、矢張是迄の通、何れへも不偏にして、一地方の一分所に意を傾けず、本部と云う感念の一心を以て、中正にして、兩兄の中間に立つて、吾教会全般に目を這つて、專掌の專掌たる処を務むるを以て、精神とする、以て好しとするや、然るときは、本部に兩兄に対し、元より大目的と大体は相同うするも、或場合の事柄に就ては、其觀を異にする事も往々あるならん。其以所のものは、本部に常在する專掌の職司たるや、何れへも不偏不傾にして、苟しくも吾教会を奉するの徒に対しては、何れの分所支所を不問挙げて一視同愛の念を以て扱はざるを得。然るときは、一分所の意見と願意とは、或場合には悉く採納成難事柄も問々あるならん。尚進んで言へば、本部常在

の專掌は上教長殿の意を直接に受けて、常に全般に視線を開き、部下一般に対しては、一身の利己を不顧、部下の批難を不顧、何人が勤め行わんとしても、一大困難たる是非曲直正邪を分明ならしめ、事を処し、機に臨んで処断し、本部の威権と成規とを執行するの一大難衝に常に當らざるを得。其辺は篤と勘考し、其實際を察せざる可からず。

第四項

自今本部常在の專掌と名譽專掌との職務権限を定め、何々迄は常在專掌の権限として執行し、何々迄に至らば名譽專掌との交渉照議の上執行すると云う権限の区別を確定するを好しとするか。

右は常在と名譽との権限を定迄確定無之為に往々職務執行の上に付闇々に衝突を来し、互に不言して不愉快を感じる事もありしならん。其以所は實際の困難の衝には、範雄が専任として當らざるを得、又時機に仍ては、兩兄等は吾も同資格なりと持出す様の事も問々ありたればなり。又自今、本部の事務は夫々責任事務と職制を改正せざれば到底眞の事務は奉らず、其以所は是迄、本部の事務は連帶事務なれば、職員たるもの縦令ば五人之職員とすれば五人一同の上に利害得失の責を負い居る次第にて、何課の主任の資格あるも、其主務を勉強せざる者もありて、所謂心配の仕詰、怠るものは怠り勝ちと云様の姿にて、誠に其當を不問姿にて、誠に其當を不問得ものたり。併し、右

輩も是迄は万事創業中の際は可然方法なりしなり。

右四項は吾等三人が拾有余年の間、霧中に時日を消費し来りしを、一覚一洗し、自今互に劣位を確定し公明真正を以て、本部を整備し、上下の秩序と安寧とを保持し、本教を愈々拡張の方針を探り、上は奉教の大御神、教祖大神、又四神（金光宅吉一筆者、御神雲に奉仕し、教長殿の御意を安んじ奉るの責任を全うするとせざるとの一大問題たれば、幸に両兄よ、脳肝を開て無私公明の精神に自ら訴えて、熟考以て審判せられんことを敢て請う。

但し事、重大にして短文を以て範雄の意のある処を了解し難き気もあらば、幾重にも御尋問に願度、互に面陳請究せば大に其意を得るに便ならんとす。

明治廿七年一月十三日

佐藤範雄

白神新一郎殿 近藤藤守殿

⑤ 第二条 専掌をして連帯責任たらしむ

第一項 専掌の印を一つにす

但し各専掌各地に特命派出の節は各専掌各自の記名役印を用いるものとす

第二項 専掌は相互に本部に在勤して他の専掌の権限を代務し一週間以上専掌の空席を許さず

第三項 専掌は本部に在るの時及び特命派出の外専掌たるの
実権執行を許さず

但し専掌各地に在る時教務必用の点に於て専掌職務上本部に向て建言する事あるべし

第四項 専掌は本部へ参詣何れの時を問わず一定時刻内本部に出勤すべきものとす

第五項 一年四回の専掌会議を開く
但し、二、五、八、十一月を以て定期とす

第六項 専掌は、時々各地の巡回視察をなす
第七項 専掌執務規定は別に編纂す

										1	教区								
										○	初出								
											講社								
											県								
											郡・区								
											町・村								
											受付年月日								
											手続略号								
											手続分支所(事務所)								
											備考								
旭組	金榮組	薔組	壺組	玉島組	元濱組	西組	唐船組	勇崎組	清信組	黒崎組	明道組	木綿崎組	佐見組	明治組	日之出組	栄心組	大本社組	本庄組	真道組
岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡	浅口郡
津田村	阿賀崎村	玉島村	玉島村	玉島村	勇崎村	阿賀崎村	阿賀崎村字唐船	勇崎村字西浦	鴨方村	黒崎村	黒崎村	大谷村	黒崎村	六条院村西	下竹村	六条院中村	大谷村	津田村字本庄	占見新田村
22/07	〃	〃	〃	22/06	〃	22/05	22/04	22/04	22/02	20/01	20/07	19/08	19/05	19/04	〃	19/03	19/01	18/12	18/12/21
本	本		本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	六	本	本	本	本	本
本部	本部		本部	本部	本部	本部	本部	本部	本部	本部	本部	本部	本部	六条院支所	本部	本部	本部	本部	本部

〈別表「人員録」講社一覧〉
 ○この一覧は、「人員録」に記載された講社について教区順に示したものである。
 ○教区内の各構社は、「受付年月日」、すなわち、「人員録」に記載されている、各構社から提出された講社署名簿を初めて本部が受けつけた年月日の順に示し、各教区内での初出講社については、「初出」の項に○印を付した。

教区	1	2	3	4	5	6	7	8	9
初出		○	○	○	○	○	○	○	○
講社	久盛組	丸山組	松栄組	入田組	甲斐組	笠岡組	大倉組	黒忠組	後月組
県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
郡区	浅口郡	浅口郡	浅口郡	小田郡	小田郡	小田郡	小田郡	沼隅郡	沼隅郡
町・村	阿賀崎村字久々井	阿賀崎村字丸山	津田村字益坂	入田村	甲斐村	笠岡村	大倉村	星田村	高屋村
受付年月日	22/07	22/08	22/09	18/12/05	20/05	22/03	18/09/27	21/07	18/10/10
手続略号	本	本	本	本	本	本	本	本	本
手続分支所(事務所)	本部	本部	本部	入田支所	本部	笠岡支所	大倉支所	黒忠支所	芸備分所
備考									

14		13		12				11				10		教区													
	○		○											○	初出												
福田組	郡組	八浜組	林組	金信組	田ノ口組	共信組	連関組	真誠組	岡山本組	敬真組	秋山組	共信組	和田組	金吉組	金正組	金光組	神光組	敬神組	葛木組	金広組	高天組	藤守組	正光組	正道組	講社		
岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	県
児島郡	児島郡	児島郡	児島郡	児島郡	児島郡	児島郡	児島郡	下道郡	岡山区	岡山区	岡山区	御調郡	御調郡	御調郡	御調郡	御調郡	御調郡	御調郡	葛上郡	東区	葛上郡	北区	豊島郡	西成郡	郡・区		
南畝村	甲浦村郡	波知村	福岡村字林	下村	田ノ口村	広江村	西畦村	陶村	万年町	西中島町	可真之町	中之庄村	山中村	三原西町	尾道町御所町	尾道町	尾道町土室町	尾道町久保町	南郷村	農人橋詰町	高天村	綱笠町	池田村	難波村	町・村		
22/02	21/07	20/10	20/03	19/11	19/10	19/04	18/12/25	18/12/21	20/11	18/12	18/12/16	21/05	19/07	19/03	19/02	19/01	18/12	18/12/16	21/04	20/09	21/04	20/04	20/03	19/11/11	受付年月日		
本	木藤首根造	本	本	本	本	本	本	本	本	天	本	本	本	本	玉	本	本	久	難	東	難	難↓真	池	難	手続略号		
本部	14番敬神組事務仮扱所	本部	本部↓14林組事務仮扱所	本部	本部	本部	本部	本部	本部	天瀬支所	本部	本部	本部	本部	玉浦支所	本部	本部	久保支所	難波分所	10番金広組事務仮扱所↓東堀支所	難波分所	難波分所	難波分所↓真砂支所	池田支所	難波分所	手続分支部(事務所)	
																								21, 8教区改正50番へ	備考		

28	27	26	25	23		22	21	20		19	18		17				教区								
	○	○	○			○	○		○	○		○				初出									
藤守組	藤守組	温泉組	藤守組	藤守組	大倉組	黒忠組	甲島組	田畑組	松尾組	井口組	開榮組	志佐組	三野組	柳意組	神代組	田布施組	神国組	後藤組	敬神組	灘組	神明組	向今津組	白崎組	講社	
滋賀県	滋賀県	愛媛県	京都府	京都府	岡山県	岡山県	大阪府	京都府	兵庫県	兵庫県	京都府	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	県
神崎郡	滋賀郡	温泉郡	紀伊郡	下京区	川上郡	川上郡	堺区	久世郡	神戸区	神戸郡	上京区	大島郡	大島郡	熊毛郡	熊毛郡	熊毛郡	熊毛郡	熊毛郡	熊毛郡	玖珂郡	玖珂郡	玖珂郡	玖珂郡	郡・区	
八日市町	大津上北国町	新玉町	伏見町京町三丁	一六番中堂寺町	明治村	桑田村	黒忠村	中之村	寺田村	兵庫川崎町	兵庫魚之棚町七番	上本能寺前町	志佐村	三浦村・椋野村	曾根村	伊保庄村	下田布施村	長島四代村	室津村	灘村大字黒磯村	通津村	向今津組	今津村	町・村	
22/08	20/01/25	19/12/25	19/11/15	19/11/14	22/09	21/07	19/10/08	19/06/10	20/04/10	20/10	20/04/09	19/04/08	19/04	19/01/06	22/07	21/02	20/07	19/04	19/02	19/01/15	23/03	22/09	22/07	◇	受付年月日
辻川猪之次郎	大	本	京町	島	本	大	黒	中	寺	川	兵	麓	中	中		中	中	中	中		日	日	日	手続略号	
	大津支所	本部	京町支所	高原支所	本部	大倉支所	黒忠支所	中之町支所	21番田畑組事務仮抜所↓寺田支所	20番松尾組事務仮抜所↓川崎支所	兵庫支所	麓支所	中山支所	中山支所		15番神代組事務仮抜所	中山支所	中山支所	中山支所	中山支所		日積支所	日積支所	日積支所	手続分支所(事務所)
																								備考	

45	44				43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32		31	30	29	教区				
○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	初出				
開榮組	西村組	和田組	南泉組	南川組	溜井組	船戸組	土居組	住吉組	阿知組	中島組	藤守組	藤守組	藤守組	高津組	有志組	開榮組	信光組	藤守組	玖波組	大竹組	小方組	五明組	藤守組	講社	
滋賀県	兵庫県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	大阪府	岡山県	岡山県	愛知県	滋賀県	京都府	滋賀県	大阪府	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県	兵庫県	県
坂田郡	武庫郡	土佐郡	土佐郡	土佐郡	土佐郡	土佐郡	土佐郡	住吉郡	都宇郡	都宇郡	名古屋区	蒲生郡	葛野郡	犬上郡	西成郡	下京区	滋賀郡	東区	滋賀郡	佐伯郡	佐伯郡	佐伯郡	邑久郡	神戸区	郡・区
長浜南船町	西宮	和田村	南泉村	南川村	溜井村	船戸村	土居村	安立町	中荘村	中荘村	梅園町	八幡元玉屋町	下峯峽村	彦根袋町	高津村	第九組塩屋町	大津下馬場町15番屋敷	博労町三丁目	錦村	玖波村	大竹村	小方村	五明村	北長狭通七	町・村
22/03/13	21/02/06	〃	〃	〃	〃	22/02	21/02/24	21/03/28	〃	21/03	20/10/25	20/10/25	20/10/24	22/05/03	20/09/25	20/09/08	20/08/23	22/04/11	20/07/25	21/02	20/09	20/05/23	20/04/10	20/02/08	受付年月日
麓	西	真鍋政次郎						坂口佐兵衛	秋岡棟二郎	虎谷吉兵衛		嵯	増田誠元	梅	本	本	船	橋本鹿之助	芸	芸	芸	芸	本	神戸	手続略号
45番開榮組事務仮扱所↓麓支所	44番西村組事務仮扱所↓西宮支所	43番土居組事務仮扱所	43番土居組事務仮扱所?	43番土居組事務仮扱所?	43番土居組事務仮扱所?	43番土居組事務仮扱所?	42番住吉組事務仮扱所	7番阿知組事務仮扱所	7番阿知組事務仮扱所	40番事務扱所	39番藤守組事務仮扱所↓八幡支所(不認可)	38番藤守組事務仮扱所↓下峯支所	37番藤守組事務仮扱所	梅ヶ江支所	本部	突扱支所(不認可)	船場支所	32番藤守組事務仮扱所↓膳所支所(不認可)	芸備分所	芸備分所	芸備分所	芸備分所	本部	神戸支所	手続分支所(事務所)
																									備考

69	68	67	66	65	64	63	61	60	59	58		57		55	54	53	52	51		50		49	48	47		46	教区
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	初出
豊谷組	金誠組	藤守組	藤守組	下関組	気多組	芝組	藤守組	桑下組	土佐組	明守組	白石組	尾上組	神辺組	藤守組	予言組	御野組	明誠組	金道組	○組	正光組	敬神組	藤守組	田畑組	敬神講組	敬神講組	黒忠組	講社
岡山県	兵庫県	福岡県	福岡県	山口県	兵庫県	東京都	京都府	岡山県	高知県	和歌山市	兵庫県	兵庫県	広島県	福岡県	福岡県	岡山県	東京都	大阪府	静岡県	大阪府	岡山県	大阪府	大阪府	岡山県	岡山県	愛媛県	県
和気郡	兔原郡	宗像郡	遠賀郡	赤間関市	気多郡	芝区	南桑田郡	久米北条郡	長岡郡	新仲通一丁	兵庫市	明石郡	安那郡	企救郡	企救郡	御野郡	本郷区	丹北郡	有渡郡	豊島郡	岡山区	北区	島上郡	邑久郡	越智郡	越智郡	郡・区
本荘村	御影町	吉武村	矢矧村	田中町	西気村	南佐久間町	亀岡町字荒塚	桑下村	田井村	西宮	明石町ノ内材木町	川北村	小倉平松町	小倉船頭町	豊成村	(菊坂町)	失田部村	静岡宿	池田村	西中島町	真砂町	高根村	宿毛村	北浦村	大三島井ノ口	町・村	
23/03/26	23/02/19	23/02/08	22/12/03	22/07/30	22/07/08	22/05/17	22/05/08	22/05/15	22/05/03	22/04/11	22/01/27	22/06	21/10/24	18/10/09	21/10/14	21/08/03	21/07/28		20/03/09	23/03	21/06/18	21/06/13	21/05/16	21/04	21/04/22	受付年月日	
				天	芝	大橋亀次郎	本	真鍋政次郎	和		芸	本	小林財三郎	本郷	難	難					真	銀座	松岡敬寛	本	黒	手続略号	
68番金誠組事務仮扱所			66番遠賀組事務仮扱所	65番下関組事務仮扱所→赤間関支所	天瀬支所	芝支所	61番藤守組事務仮扱所→姫路支所	本部	43番土居組事務仮扱所	58番明守組事務仮扱所→和歌山支所	57番尾上組事務仮扱所	芸備分所	本部	54番御野組事務仮扱所	本郷支所	難波分所	難波分所	池田支所			真砂支所	48番田畑組事務仮扱所→銀座支所	本部	黒忠支所	手続分所(事務所)		
																		10番教区正光組教区改正	21/8/3							備考	

〔資料〕 金光四神言行資料集(五)

(凡例は第三号
一八〇頁参照)

桂松平の伝え

桂松平(五八―一七)は、明治二〇年(八七)、金光四神の命によつて、福岡県金教郡小倉で布教に従い、同二一年(八八)教師になった。桂の伝えは、桂自身が記した「御遺訓並に全国各地方巡回中見聞せし事項筆記」を除き、その多くは桂の死後、弟子たちによつて編まれ、伝承されたものである。内容からは、金光四神の桂に対する教導振りや、布教の節目節目で問題に直面する桂が、金光四神の取次を受けて、九州布教の困難さを乗り切つていった様子なども知ることができる。本編は、以下の資料を対象に、重複をさけて編集したものである。

※「御遺訓並に全国各地方巡回中見聞せし事項筆記」九〇か
条

桂が要点を簡条書きにし、自記して本部に提出したものをもとに、同人が明治三三年(〇〇)四月発行の教内誌『秀真』に、掲載を願ひ出したもの。

※「教学調査会資料」

昭和一六年(四七)に、本部に設けられた「教学調査会

(実動は同一八年(四七)から)」の求めに應じて回答されたもの。

※「金光四神様の言行資料についての調査票」

昭和三六年(六九)から本所において実施した、金光大神、金光四神、金光撰胤に関する資料調査に対して提出されたもの。

※「吾が師父の信心」、「西海の光」

桂の弟子である重住楽太(筆名・阿波老生)が執筆して、大正六年(一七)三月から七月発行の『金光教徒』に掲載されたもの。

※「吾師父の信心 桂権大教正の御事」

―著者は重住楽太。大正七年(一八)四月発行。

※「我が師を偲びて」

大正一五年(二七)、桂松平一〇年祭を期して刊行された、小倉教会青年会発行のもの。

※「我が師を偲びて」

昭和一五年(四六)、小倉教会親孝会発行のもの。小倉教

この神の救いを受けて、初めて教導職をなすもの」

会所開所五〇周年を期して、新たに編纂された桂の伝記。

○なお、本編の通し番号の下に、典拠資料を（ ）をつけて

略号 または資料名で示し、項目番号ないし頁数を付した。

二 (桂手記 第八條)

重ねてご遺訓には、

「他教の者が、その現在いただきおる道を投げて、この道に入会せんことを願う者ある時は、十分に注意せよ。その者はある場合に至りては、また本教会のお道も等閑にせざるものでもない。万一この道も投棄せられたる時は、教祖に対し不敬のみならず、手続きをなしたる自分も腹の立つことあり。ゆえに、入会させぬ方が、かえつてよろしかろう」

略号

桂手記 「御遺訓並に全国各地方巡回中見聞せし事項筆記」

調査会 「教学調査会資料」

調査票 「金光四神様の言行資料についての調査票」

一 (桂手記 第七條)

明治二十二年四月、本部より九州へ出発するに際し、四神金光様より次のご教訓ありました。

「この後、教導職を採選するには、この神を信戴する者にして、一度となく二度となく危なき命も助かりて、即ち大御神の有り難きを感じ、他人に伝え、一人より二人となり、日を重ねて数多の者尋ね来たり、このお道のお話を聞き、ご神徳を拝頂したしと申すようになり、遂に、その職業をなすの暇なきに至りたる者こそ、これ大御神のみ心に適い、教導職たるのお許しを得たるものと心得、手続きを本部にいたし、教職に採用するがよろし。天地のご恩が有り難いと言うぐらいでは教職は難しい。それゆえ、前にも述べたるごとく、まず、危なき命も助かり、または、めぐり深くして、我が今日の稼業も我が身にできざるほどの者が、一心の信仰によりて、

三 (桂手記 第一〇條)

部下教師の内には、未だ十分に心得ぬ人もあるならん。自分が前年、金光様より拝頂せしに、この神を信心する者その心得方、次の如し。

出産に一例すれば、

「産婦は腹帯せず安産できる。それゆえ、妊娠後、月を重ねるも、腹帯は親子を苦痛に経過せしむるため、その帯はせぬがよろし。よつて、真心をもつて一心不乱に大神に依頼し、信心せよ。出産に際しては、東西南北いずれなりとも、その身の便利となるべき方角に向かいて出産を限り、親の身体は自由にして体力を整え、血液を正理に循環せしめよ。また、後産(胞衣といふ)については、大神にお断り申し上げ、

山の木陰または海岸にて、一般衛生上に差し支えなき不淨物捨場において掘り埋め、汚水は屋敷地内にこぼさぬようにせよ。出産後、赤子は洗い上げ、世の根(米)という、命の根(稻)という、その油よりできたる御酒を頂かせ、産婦の乳のできるを待ち、これを与えよ。これ即ち御神酒育ち、乳育ちというて、親子ともにお陰を受け、安全なるぞ」

また、腹帯の由来を聞くに、

「昔、神功皇后陛下、ご妊娠中、玉体をお締め遊ばされたるが、そもそも我が国の腹帯の初め、とかの言い伝え。これ即ち戦場において玉体を軽く遊ばさるる御為なり。その後、世の移り変わるにしたがい、出産の易きをはかるためと一つ思いに考え、体育のいかに関せず、強固に腹帯をするがごときは、これ大いなる間違い」

とご遺訓ありたり。またの仰せに、

「出産後が第一注意すべきことゆえ、腹帯はせぬがよろし」とありたり。また、ご遺訓には、

「神の都合をもって足から出すことがある」

と仰せられたるにつき、小生、「金光様、それは逆子という難産ではありませぬか」と申し上げしに、

「足からでもよろしかろう。親の体の弱りたる時には、子の回るためにひとしおの苦痛し、産まるるにひまがある。ひまがいれば親も子も死ぬることあり。ゆえに足から産ましてやるのである。その時はあわてるな。心配すな。一心に願えよ。」

安く産ましてやる。また、子の産まれたる時、新乳あぶらは悪しというて他人の乳を飲まず者あり。これは心得違いである。親の乳の出ぬ間は指にて神酒を頂きおき、その出るを待ちて、これを与えよ。もし乳の出るがひまどるとも、やはり時々神酒を与えよ」

四 (桂手記 第二二条)

お陰の遠慮して難儀をするより、厚く信心してお陰をいただけよ。

五 (桂手記 第一五条)

この神は、靈験明らかなること、悪漢が警官に出会いせし時と同様である。例えば、今ある家に悪漢入り来たり、その家の主人に罪なきにこれを苦しめおるところへ、ふと警官のお出合いに際し、悪漢なすことなく捕せられたる後は、主人始め家族一同、警官のお出で有り難しと拝し安心しおるも、翌日、転じて、その主人が罪を作り、昨日助けられたるそのご恩ある警官に、主人自ら捕せられると同じことにて、この神は人の精神を捕捉する力量を有せらるるゆえ、その肉体の危なきをも助けらるるの力あり。

六 (桂手記 第一六条)

「世の中には棟上げ祝いというをなすが、地築き祝いをする

者は希である」

と仰せられました。さすれば、長日月間その土地を我が物顔
をなし、大地を主宰せる金乃大神に対し、実に不敬なり。今
に心付かぬ者多し。且つ、その上、代々多少の罪作りご無礼
あること。

九

(桂手記 第三六条)

「師恩は親の恩までのもの」とあるに、我が子を連れて師恩
送り(先生への恩返し)と出て行くは、間違いの起こる始め
なること。

七

(桂手記 第一八条)

前年、ご本部に参詣し、四神金光様へ、「この頃は、我が国
も各所へ砲台のご建設あり。国民これによりて防御せば、ま
ず安全であります」と申し上げしに、四神様のお言葉に、

「その大砲は撃たねば弾丸が飛ぶまい。大日本国中の者が、
この神を拝頂することになれば、神力にて撃たぬ玉が飛び行
くと同様なり。この神を外国の者が先に発見せば、日本の貴
重なる諸機械を外国の者に取られたるがごとし。しかるに、
今、日本の中央においてご神徳が現れ、お互いに結構なこと
であるのう」

一〇 (桂手記 第四五条)

前年、四神金光様の仰せに、

「向後、宮を建築するにあたり、一銭たりとも出金を促せば、
資産ある者は心配なくも、貯えなき人は心配して出すごとし。
これ、心配すれば、自然、困難を来す。ゆえに多くの信者の
内には、自ら進んで、『これを神様の御用にお使いくださ
れ』と申し出る者ありたる時は、採用してやれよ。しかし、
その出額の何程に拘らず、札を打ち、または張り札などをな
せば、他の者に対し出金を催促するがごときように見えるも
のゆえ、決してこれは、神の御心に適わざるものなり」

八

(桂手記 第二一条、第二二条)

前年、四神金光様へ、願立て、誓約事を伺いせしに、
「違わぬことなればよろし」

と仰せあり。よって考えれば、願立ては火消し壺の蓋をなし
たるごとく、実に油断のならぬことである。左のご遺訓によ
ること第一なり。

一一 (桂手記 第五八条)

道寄りして神の靈験なき訳は、前年、四神金光様よりの仰せ
に、

「九州地方において、備中金乃神社へ参詣してみたいとい
う者あらば、断れよ。なんとすれば、備中金乃神社は、大谷と

いう山の木陰の極めて田舎にありて、我が教祖金光大神、御艱難辛苦の結果、この道が初めて開け、古き俗屋に大御神をお祭り申したる次第にて、別に見物すべき箇所なきゆえ、

『それなれば、他の大なる神社へご参拝あれ』と答えよ。また数多き人の中には、是非、備中金乃神社へ参詣したしという者あらば、我が家より備中大谷を指して一筋に参り、ご拝礼して帰る時も、元の道を一筋に帰宅すれば、即ち真の参詣者である。また一例を申せば、いづれの神も同じこと。讃岐金毘羅宮へ参詣せんとするか、その者、我が宅より一筋に参詣して、帰る時もまた道寄りをせず帰宅せば、即ち金毘羅宮へ真に参拝せし者にして、お陰ある。道寄りすれば、お陰はなし」

二 (桂手記 第六一条)

部下広前、朝夕の時間、四神金光様へ伺い出たるところ、次のごとく仰せありたり。

「田舎の地は午前六時より午後六時まで、都会の地は午前六時より午後十時まで」

三 (桂手記 第六六条)

去る二十六年十一月に、四神金光様の仰せに、

「この神を信ずる者は、日勝り月勝り年勝りに繁盛さす福神」

四 (桂手記 第八三条)

前年、四神様の仰せに、

「この後、この道に反対起こるも、その者栄え行くこと難しい」

と、これあり。よつて、不肖松平つらつら考えみるに、去る十六年以來、各府県下に種々類似の道起こるも、栄え盛んなる者なし。各教職、深くご一考あるべし。かつ、外教に心を傾ける時は、その身の不盛んを招くものなり。

五 (調査会 安武松太郎回答)

私の教師志望は、明治二十五年教祖十年祭に参拝いたし、徳というものの尊さを痛感いたして心境一変、師(桂松平)の勧めもあり、その十月下旬より小倉教会所に修行の身となりましたところ、十一月中旬、師が本部参拝いたされ、四神様に私のことをお願いになりましたところ、

「『この頃は、家の息子が信心のぼせ』ということでは、調うまい」

と仰せられました。このことを伝えられて、「気の毒ではあるが、帰ってもらわねばなるまい。この教会が桂松平のものならば桂松平が置くけれど、金光大神の御物。それに、そのお子様(四神様のこと)が、お許しのない者を、置くわけにはいかぬ」と言い渡されまして、第一回の望みは挫折いたしました。しかし、よく考えますれば、私の教師志願たるや自

己を中心としたもので、薄弱なる基礎の上に建築するに等しきもの。これを打ち砕きくだされたるものと、四神様のお徳と深きお情け、厚きお恵みと、頂かしていただいております。

一六 (調査会 同右)

桂松平師がご本部参拝の途中、某先生と意見の相違から、多少の悶着があつて、四神様の御前に参られますと、金光様が片手を軽くお挙げになりました、

「これを見よ、これを見よ。世の中は五本の指というのが、その指が皆同じようになつたならばよかろうと思おうが、それでは世は整わぬぞ。やはり太い、細い、長い、短いによつて、整うのぞ」

と、かつは戒め、かつはお諭しくございました。

一七 (調査会 熊谷喜太郎回答)

叔父桂松平が、「甥熊谷喜太郎は、お陰をいただくだけでもうか」と、お伺い申し上げると、

「熊谷は理屈を申し、理屈にとらわれているから、お陰は受けられぬ。理屈にとらわれず、全部を神様に打ち込み、お任せして信心せよ。しからは、お陰を受ける。人が理屈の判断するより、神が理屈の判断するのは、綿密で誤りはない。理屈を言わず、全部を神に任して、お陰を受けよ」

と仰せられたと、桂松平より承りましたので、それを守りて、

いただいています。

一八 (調査票 寺井祥雄回答)

桂松平先生より承った四神様のみ教え。

「信心は神がさす。大御神、世上ご通行遊ばして、この氏子は助けてやろう、この氏子は長生きさせてやろう、この氏子は繁盛させてやろう、という神様の思し召しがあつて、あれは信心して助かるのである。信心は神がさす」

一九 (調査票 同右)

桂松平先生より承った四神様のみ教え。

「お陰の遠慮をして難儀をするよりも、信心を手厚くして広くお陰を受けよ」

二〇 (調査票 同右)

桂松平先生より承った四神様のみ教え。

「世は徳の船に乗って走れというぞ。いかに氏子が助けてくれいと言つても、氏子に徳がなければ神も算用ができぬ。徳を積みよ」

二一 (調査票 大武乙次郎回答)

桂松平先生より承った四神様のみ教え。

「徳の貸し付けをせよ。貸し付けてさえおけば、たとえそ

の氏子が、アメリカ、フランス、イギリスに行っても、神が必ず取り立ててやる。この世代で取れぬ時は、幽冥までも行って取り立ててやる」

二三 (『金光教徒』一五二号「大正六・三・二二」、阿波老生「吾が師父の信心」)

師(桂松平) かつて四神様の御前に出られ、「金光様、私はかつて近藤(藤守)先生から、『伸びるほど土に手をつく柳かな』と書いて貰うた軸を掛けて、日夜にそれを忘れてはならぬと思つています。また、この節はご神誠を認めた物を机の鏡にはらしていただいています」と申し上げると、
「それは結構じゃが、しかし書いた物は夜は見えぬのう」と四神様が仰せになる。「いかにも暗うては見えませぬ」と申し上げると、

「心にはりつけておけば、暗うても見えるのう」と四神様重ねて教えてくださった。四神様からも近藤先生からも常に、この松平の頭を押さえられた、と師は常に私(重住楽太)共に教えられました。

二三 (『金光教徒』一五三号「大正六・四・二」、阿波老生「吾が師父の信心」)

師(桂松平) は、口を開けば、「本を忘れなよ、本を肥やせよ。本を張っておかねば大きな枝も葉も実もできぬぞ。四神

様は、

『桂さん、少し金ができたら郵便局に預けようか銀行に入れておこうかと思えば難儀するぞ。いつか食物が無うなつたらかつえ死のう、いつか食べる物が無うなつたらかつえ死のう、と思つて信心しておれば、神がかつやかしはせぬわい』と仰せられた」

二四 (『金光教徒』 同右)

師(桂松平) は常に仰せられました。「お前等は、いずれ教会を持つ身であるから、心得のために教えておく。四神様は、『桂さん、人に頼りなさんなよ。人は、あてになつて、あてにならぬものじゃ。神に縋れ。神に縋りておれば、神はこかしはせぬわい』
また、

『学者をお世話係に頼みなさるなよ。字を書かせる時は自由でよいが、私が世話してあげておるといふ気になるから。私にお世話させていただきたいという信者なら、物事行き届く』
と仰せられた」

二五 (『金光教徒』一五五号「大正六・四・二二」、阿波老生「吾が師父の信心」)

師(桂松平) は、ある時、「お前達に教えておくことがある。

私が四神様に、『金光様、早う一間八足いっけんはつそくを据えて、お祭り事をさしていただき、門に提灯をともししていただくようになつたら、安心と思います』と申し上げたら、四神様は、『そうじゃのう。そうなれば結構じゃが、明るい所には虫がたかると言うて、なかなか安心はできません』と、お戒めくだされた。

布教に出ても、教会を急ぐには及ばん。信者からせり立つようになりてから、お陰をいただくがよいぞ(後略)』と教師の覚悟を定めさしてくだされました。

二六 (『金光教徒』一五九号「大正六・四・二二」、阿波老生

「西海の光」)

明治二十五年頃であつたと記憶します。師(桂松平)、ご本部より帰られて、『四神様へ、『金光様、御理解がみてましたが何か教えてくださいませ』と、お願い申し上げた所、四神様、

『人からの聞き伝えでは物が間違ふ。自分にお陰をいただいたことを話にすれば、間違わないでよろしい』

と仰せられた。実に恐れ入つたことである。松平、思召しのある所をつらつら思うに、『松平、何と、たわごとを申すぞ。道は神が開く。教えは神よりするものぞ。我が力で道が開けると思うか。自分の力で教えをすと思うか。神のお手代わりとなりて、日々神よりのみ教えをいただいたて教えをせ

よ。徳をいただければ楽じゃ』と仰せられたのではあるまいか。皆もその覚悟で修行せねばならぬぞ』と懇ろに教えてくださいました。

二七 (『金光教徒』一六〇号「大正六・六・一〇」、阿波老生

「西海の光」)

師(桂松平)の曰く、頃は明治二十六年の秋であつたか、近藤先生ご本部に参拝されて帰阪の際、お暇乞いのためご挨拶に出られると、四神様は少し御身を近藤先生の方へお向きになりて、

「近藤さん、お神酒をあげるから、まあお待ちなさい。」

と仰せられ、飯台の上に酒徳利二本と猪口とをお並べになり、さあと、お手ずから盃を近藤先生にさされ、徳利をお取りになると、欠けかけていたと見え、酒が飯台の上に漏れておつた。

「これは漏るかの、勿体ない。」

と仰せられ、さらにまた、

「近藤さん、子供の悪戯から親の徳利に傷をつけましたわい。」

と仰せられつつ、他のと取り換えてお注ぎになつた、と承つております。

二八 (『金光教徒』 同右)

師（桂松平）の曰く、四神様から最後に承りしは、
 「桂さん、これまでのやり方では、世上の氏子が、手付け信心で、助かりそうで助からぬ。氏子に手付けを流さぬよう、よく注意してやられい」との仰せであつた。

二九（『金光教徒』一六三号「大正六・七・一〇」、阿波老生

「西海の光」）

「寺の坊守り（僧の妻）に阿弥陀さんの前に尻を立ててお念仏申す者なし。神主の妻に朝夕、神様に拝礼する者がない」と昔から申したが、この道の教師の妻で、朝夕、表のお手洗いで手水して改まった拝礼をする者が、幾人あるかな。

三〇（『吾師父の信心 桂権大教正の御事』一一一頁）

一時、教会内に色々な反対者のあつた時であります。師（桂松平）は大変心配されて、ご本部へ参拝され、四神様の御前へ出られますと、
 「桂さん、突き放されたら、また取り付け。また突き放されたら、また取り付け。二度や三度、突き放されても、まだ取り縫つておれば、如何ほど厳しい母親でも膝の上に引き上げて乳房を含ませ、撫でさすりをするようなものじゃ」とのお言葉が下がった。さては国元の様子をご存じかと、師はひどく感に打たれて居られた所、二人の力士が一人の足腰

立たぬ人を肩に担いで参拝し、拝し終わって、また二人の力士が一人を肩へ担いで宿へ下がった。四神様は、
 「桂さん、あの人はな、財産があるので難儀をしておる。教祖の神も、『学者は神徳を知らぬ。財産のある者は神の恩義を知らぬ』と教えられた」とみ教えを下された。

三一（同右 一一三頁）

師（桂松平）は、またその翌日もお広前へ出られた時、一人の婦人が参拝に来て、頭巾もとらずに礼拝して、帰りがけに、「金光様、こんにちは」と言つて帰った。師は後で、「あの婦人は何という横着者でありましょう。四神様に頭巾もとらずにご挨拶をいたしました」。四神様は、

「あの人は頭が薬缶（やかん）（はげ頭）で、とることが出来んのじゃ、と思えば腹は立つまいがな」

するとまた、そこへ三十五、六の一人の男が参拝に来て、如何にも苦しそうに、「金光様、私は、ある人が金光様の悪口を申しますので、その人の尻が痛むように、と神様へお願いをいたしましたら、先方よりも私のお尻が痛みだして、ご覧の通り難儀をいたしております。どうか、お助けくださるよううに、お願い申します」と言う、と、四神様は微笑されて、

「我が身の痛さを知りて、人の身の痛さを知るとよい。難儀は神がお嫌いじゃ。先方は知らぬから悪口を吐く。神心とな

つて丁寧にに神の教えを説いて聞かせ、真の信心者にしてやれば、双方が楽ではないか」

と仰せられると、その男は感じ入って、即座にお陰を頂いて帰った。後で四神様は師に向かわれ、

「桂さん、あれはあれだけ、これはこれだけ、と神がご存じじゃ。たとえ隣に教会ができても妬むではないぞ。道は直ぐに渡らねば、先で難儀をする。向かって来るものには負けて、言う通りにしてやるがよい。先は神が勝たせて下さる。明日から九州へ神のお杖にすがって帰るがよい。神が後ろ盾だそをしておれば楽じゃ」

師は有り難涙に暮れて九州へ帰って来られた。

三二 (『我が師を偲びて』大正一五年版 一八頁)

明治十七年の旧盆前のことである。師(桂松平)は九州地方の得意先へ注文をかねて集金に出張せられた。ある商店に売掛金の請求に行かれたところ、その家には次々と不幸が打ち続き、聞くも哀れな実情なので、生来、同情心に厚い師は、金の請求もできかね、やむなく独断で帳簿を棒引きにして帰国せられた。ところが店主を始め先輩の店員等は、口を揃えて、「商人がそのようなことで立つものか。品物はこちらの物だ。金を払わねばその店にあるだけの商品を受け取り、不足の金は証書を書かして帰るのが当たり前だ。この大馬鹿者め。それだから貴様がいつも貧乏するのだ」と、師の詫び言

も聞き入れず、口々に罵ばり詈した上に、打ちやうちやく擲し、果ては、「貴様のような奴は、この店に用はない。只今から出て行け」とのことに、師は無念やるかたなく、遂に死を決せられた。さて、師はその夜ひそかに家を脱け出で、一ふりの白靴の短刀を求め、いよいよ死を決行せんとせられたが、心にかかるは一人の老母の身の上であつた。一徹の師も思案に窮し、この上は一度、大谷に参拝して四神様に最後の御礼を申し上げ、生き残る老母の身の上安全をお願い申し、帰途、周防灘に投身せんと、用意の支那靴に短刀を納めて霊地に出発せられた。大谷に着かれた師は、直ちにお広前に参られ、その入り口まで行かれると、ご結界の四神様はつとお立ち上がりになり、奥へ入られた。師は思われるよう、「この度の参拝は神のご機感に適わぬのであろうか。また、それとも如何なるご都合であろうか」と、ご神前に、さわぐ心を押し静めてご祈念されつつ、そのお出ましを待つ間、程なく四神様は、いとにこやかに、お手に一つの封筒をお持ち遊ばして、それを押さえ押さえ、

「桂さん、桂さん」

とお呼びになり、ご結界にお座りになられたから、師は御前に進み、ご挨拶せんとせらるるや、その封筒を差し出されて、「桂さん、これで目の上の蠅を追いなさい。支那靴の中の物は帰りに周防灘で捨てなさい」

と仰せられて、それを師にお渡しになった。師は何の御事で

あるか、また何と申し上げてよいか、まるで夢中にそれをお受けになり、その表を見れば、金子在中の意味が書かれあつたので、師は押しただいて御前にひれ伏して、ただ感慨無量であつた。暫くして御前を退き、お賽銭箱の隅に頭を擦りつけ、感涙にむせびつつ、「昔、佐倉宗五郎は、生き代わり死に代わりして恨みを晴らすと云うて死にましたが、この桂松平は、生き代わり死に代わりして、この御大恩にお報い申します」と心の底からお誓いなされた。

三三 (同右 二三頁)

豊後姫島(現大分県東国東郡姫島村)沖での帆船の沈没、板片一枚で漂流する内に、「桂松平、心配するな。神が殺しはせぬ」との御声と共に助けられる、という不思議なる命拾いのお陰を被られて帰国せられたる師(桂松平)は、早速、大谷にお礼参拝をせられた。お広前に出でられ、四神様の御前に、心からお礼を申し上げられると、四神様は、

「桂さん、結構でしたなあ。神様のお心が分かつたかなあ」とのお言葉があつた。師は如何なる思召しかは分からぬが、ただありがたいばかりで平伏しておられると、また、
「桂さん、今日から商売をやめて、道の教師になって、世上の人を助けなさい」

と仰せられたので、師はその時、多少躊躇せられた。しかし何を言つても、命を賭しても報い奉らねばならぬ大恩あるお

方のお言葉、否、神の御声であるから、ご辞退することもできなかつた。この時、師は無言のまま来し方を思い、また行く末を考えておられたが、ふと心に浮かんだことは、先年、行商の途次、豊前の宿屋における「汝を神に使わんため商売を止めさせようとして、何度も神が試した」「これからは大繁盛のお陰を授けてやる」というご裁伝であつた。「ああ、自分はその当時、それをただ、自分勝手に解し、ご神意の程も悟り得なかつたが、今にして考えてみれば、その時既に、この身を神のご用にお使いくださるご神意であつたのだろう。自分の不徳であつた。今は躊躇すべき時ではない」と、いよいよ決心せんとせられたが、また、わが身を顧みられて、不安がないでもなかつた。師は恐る恐る四神様に、「金光様、お言葉は誠にありがたく恐れ入りますが、私は何分、無学の者でありまして、帳面に心覚えをいたすくらいのことと、お道の教師などは恐縮千万でございます」と申し上げられますと、四神様は、その言葉の終わるか終わらぬに、

「心配はない」

との仰せであつた。師は心が定まつた。「金光様、それではお言葉に従ひまして、今よりお道の教師をさせていただきます。その代わりに、無学の私でも人が助かりますようなご神徳をお授けください」と重ねて申し上げますと、四神様は、

「桂さん、それは心配はいりません。神様がお授けくださり

ますわい」

とのお言葉に、いよいよ気も心も落ち着き、不徳ながらも道の教師となりては、「神のご威光を世界万国に輝かさん。金光大神のお道の為には前に進んで後には退きません」と心の中に固き誓約を大神になされたのであった。

三四 (同右 三三頁)

四神様、ある日、師(桂松平)に向かわれ、

「桂さん、九州へ布教に行くがよい」

とのご神命に、師はそれを畏み、「金光様、九州はどこが宜しゅうございましょう」と、お尋ねになりますと、四神様は、「下関から九州に上がり口は何という所かのう」

と仰せられたので、師は、「あそこは小倉と申します」と、

お答えになれば、四神様は、

「その小倉という所がよい」

との仰せに、師は、「金光様、小倉という所は、ほんの寂しい土地でございませう」と申されませうと、四神様は、

「その寂しい所に、福神のお供をして行くのじゃ。この神を爺も婆も信心するようになれば、日勝り月勝り年勝り、三年もたつ内には、福地となつて大繁盛する。九州へは死に行くのぞ。小倉の土になれ、泥になれ。一日早う行けば一日早う氏子が助かる」

とのお言葉に、師も九州下りを決心せられた。その翌朝いよ

いよ出發せんとご挨拶に出でられまして、「金光様、それでは今朝、出發させていただきます。つきましては私は持病の脳病がありますので、まずそのお陰がいたさきとうございませう」と申し上げられますと、四神様は、

「そうか、心配するな。大阪の近藤さんも元は脳病であつたが、有り難いものじゃ。今はお陰をいただいて、あれ程のことになつた」

と仰せられた折りしも、ご神前に異様な音響があつた。すると、四神様は、つとお立ち上がりになり、ご神前に進まれ、暫く御拝の後、お供えになつていた橙だだいを一つお下げになり、奉書に載せられて、

「桂さん、これは何と思うか」

との仰せに、師は、「金光様、それは橙だと思ひます」と、

お答えになれば、四神様はなお、

「そうじゃのう」

と仰せられつつ、お筆をお執りになり、「代々まるくなるも我が心、ならぬも我が心、おかげは和賀心にあり。桂さん」と、お書き下げになり、その橙と共に師に与えられ、なおも何かとお心付けをくだされて後、

「道神薬みちかみぐすりを上げて(道草を食つての意味か)難儀せず、ずつと行きなさい」

と意味ありげに仰せられた。

三五 (同右 四九頁)

その当時(京町時代)、参拝者の一人であった野口某というが、畑中某と共に琴平教会なるものを組織せんと運動中であつたが、一向振るわない折柄、師(桂松平)が今回、小倉に布教せられ、しかも日々信者が増加するを奇貨とし、兩人は、金光教会の講社に加入した者は、琴平教会の門札を共に掲げるように、と暗に活動を始めた。一方、師のお広前は、日増しに参拝者が多くなるので、現在の家屋ではまた狭くなつたので、どこか広い家屋をと探し求めておられた。この時こそ逸すべからずと前の兩人は、まず榊木(伊右衛門)、岡部(与三郎)の両氏を始め、その他の世話人等を説き伏せ、小倉新町にあるかなり広い建物の金毘羅堂は、位置と云い構造と云い、布教に最も便利であるから、ぜひそこに同居するように、と口を揃えて師に勧めた。しかし、師としてそれを直ちに承諾せられよう筈はないが、何分、信者一同の願ひということであるから、それでは一応、ご本部にお伺ひした上で決定しようと、ご靈地に上られた。四神様は師の言葉の終わるを待たれ、

「金毘羅堂の方から、金光大神の方へ頼んで来たのならともかく、金光大神を金毘羅堂に一所に祭ることは相ならん」とのお言葉であつた。

三六 (同右 五一頁)

小倉に帰って、金光四神様のお言葉を伝えると、畑中、野口等は大いに立腹し、金光教会の講社の門札を一軒残らず取り除くと共に、「桂松平は二枚舌を使う偽教導職じゃ、狸金神じゃ」と触れ回り、それを信じた信者らは小倉より師(桂松平)を追放せんと大運動を始めた。師は、多勢に無勢、何となす術もなく、これ皆、己の不徳のいたすところ、と観念せられ、夜陰に乗じて、小倉の町を逃れんとするところへ、平松(現福岡県北九州市小倉北区)という所の篤信者、藤井与助氏が訪ね来たり、「桂さん、何も帰るには及びません。今日より私の家に来て布教してください」と押し止めるのであつた。しかし榊木、岡部の両氏は藤井氏に向かい、「今の場合、とても駄目だ。また、時期を見て布教するがよいと思う」と互いに問答中、またもや大勢の者等は榊木の家の前に押し寄せた。やや興奮した藤井氏は、群衆の前に突つ立って、「私も男じゃ。小倉の者が二十人や三十人来たとして何のことがある。来るなら来てみよ、この与助が相手になつてやる。今日から私の家には金光教会信者苦情引受所という標札を掲げるから、用事があるなら来るがよい」と呼ばわつた。何分、平松漁業組合長で、小倉の町にもその名の聞こえた藤井氏の言葉であるから、一同も暫し鳴りを静めた。この時、師は、「藤井さん、貴殿のお道をお思いなさる真心と、私をお助けくださるお志は、一生、忘却はいたしません。しかし、身不徳にして多くの人々を騒がし、お上へもご迷惑を掛け、何と

も申し訳はありません。この上は一度、ご本部に上り、四神様にこの様子をご報告申し上げ、ご神命を待つことに致しませぬ」とのことに、藤井氏も否みかね、「それでは桂さん、私のお願いですから、ご本部に参られたなら金光様に、『金光大神のお道は、悪人の顔を立てて、お道を開きくれと頼む、我等善人の顔をつぶす道では、よもあるまい。この道理が、金光様にはお分かりなさらぬことはあるまい』と平松の藤井与助が申したと、くれぐれもお伝えください」とのことに、師も涙を以て承諾せられた。かくする内に夜も次第に更け行くので、一同に惜しき別れを告げられ、ご神霊を奉じ、荷物を提げて、逃れるように道を大里だいりの町（現福岡県北九州市門司区）に急がれ、そこから船にて下関に出て、大谷に帰られた。ご靈地に着かれた師は、いかなるお叱りを被るかとも、今は何とお詫びの申し上げようもなきこの身と、恐る恐る四神様の御前に出で、委細を言上せられてご命を待つておらると、四神様は別にお気色も変えられず、

「そうか。藤井与助という者は、この神を放せば落ちるということに気が付くとは、賢い者じゃのう」

と仰せられたまま、後は何のお言葉もなかった。時は明治十九年の暮れであった。それより師はご靈地に留まられ、四神様の御元にて昼夜の別なく、専念、信心の修行を凝らされていたが、明治二十一年四月、四神様は、いとも嚴重なるお諭しの後、

「桂、再び九州に下り、藤井与助のもとに行け。この方の道は傘一本で開ける道。家が狭ければ庭の隅でもよし。さあ行け」

とのご神命に、師は恐懼おく所を知らず、いよいよ生命を神に任せ、身を道に朽ち果てんと固く誓い、強く契りて、ご靈地を出発せんとせらるると、佐藤範雄先生は師に向かわれ、「いざさらば行け。行きて大いに教えを伝うべし、道を聞くべし。信者さえ多くなれば、いかなる過ちをなさんとも、それは余が始末をなさん。心を大丈夫にして行けよ云々」と、ご懇篤なるお言葉に、師もますます勇氣を得られ、九州をさして下られた。

三七 (同右 六二頁)

時も時、師（桂松平）が再び西下せられて、この平松（現福岡県北九州市小倉北区）に布教し、しかも教勢は京町時代に倍する有様なので、これを伝え聞きたる以前の小倉の者等は、「己、桂め」と、またまた押し寄せては布教の妨害をするようになった。しかし、死を決しての師は、罵詈雑言ばりの中、暴行のもとにも、泰然自若たるもので、たとえ汝等のために一命奪われるとも、四神様への申し訳、死はもとより本望である、ただ心中祈念を凝らしておられた。一方、藤井氏は道の御為、かねての覚悟と、百方対策を講ぜられ、師の意を強うしておられたが、いかにせん、母親がこれを機会に、師の転宅を切

に迫るので、義理と人情とに差し挟まれた同氏は困じ果て、ついに師に向かい、「桂さん、誠にお気の毒だが、今しばらく大谷に帰りにて時節を待つてくれられよ。その内に拙者が万事を引き受けて解決し、別に一軒を借り受け、用意の整い次第、お迎え申さん」と理を尽くし心を込めたる言葉に、かねて同氏の立場に同情しておられた師は、「しからば、さよういたさん。万事よろしく」と、ご神霊は藤井氏宅に奉斎したるまま、ともかくも大谷に参拝せられた。木枯らし寒き冬の日も、単衣着一枚の師は、道を思う燃ゆる心に四神の君のご温情を思い浮かべては、厳寒もなお春の陽気の心地して、大谷に着かれた。金光四神様は師の言葉も待ち給わず、

「桂、人を悪う言うて来たか、悪う言われて来たか」

とお尋ねになつたので、師は、「金光様、私は狐じゃ狸じゃと、悪う言われてまいりました」と、お答えになると、四神様は、

「よしよし、人を悪う言ひさえせばよい。悪う言われて来たのなら結構じゃ。疲れておろう。早う吉備乃家の二階に行つて、熱燗でも飲んでから、ゆつくりと休め」

と今更ならねど、いとも温かきお言葉に、師は感極まり、涙を以てお礼申し上げて吉備乃家に下がられ、急ぎ足に二階への階段を上がり、今一段という時に、どこよりもなく、

「おお、松か、松平か……」との声が聞こえて来るので、ほつと顔を上げて前方を見られると、こはいかに、故郷柳井津

(現山口県柳井市) にいますはずの老母のお姿が、ありありと立つておられるので、師は、「お母さん」と声を掛けられ、おそばに近づこうとせらるると、不思議や、そのお姿は消え失せた。師は、いかなることならんと、故郷のことども思い出され、心に懸かりつつも、その夜は疲れたるままに寝に就かれた。翌朝、四神様のご神勤を待ちかねてご参拝になつた師は、昨夜の不思議な出来事を申し上げられますと、四神様は涙のお目を師に注がれて、

「桂さん、親は子にこがれ、子は親にこがれ、世の中というものは難しいものじゃのう」

と仰せられたまま、静かにご神前の方に顔をお向けになつた。師はただ、心寂しく伏し目がちにご様子を伺うておらると、ややありて、四神様は、

「急ぎ九州に下りなさい。早う行け、早う行け」

とのお言葉であつた。

三八 (同右 七九頁)

師(桂松平)は、お広前に人が一人でもいたならば、その人が帰るまでは、決して奥に入りません、ご飯もいただきませんと、神様にご誓約があつたので、そのため、お食事もなさらず、ご結果にご奉仕せられたことも多かつた。ある驟雨しゅううのあつた夜、時間も遅く参拝者も無いので、奥に入らんとせらるると、信者でもなく求信者でもない数人の者が土間に入

三九 (同右 八一頁)

り込み、「我々は嫁入り荷物を運搬中の者ですが、只今の雨で困ります。暫く雨宿を貸していただきたい」とのことに、師も断りかねて承諾せられたので、荷物までも運び入れて、皆は雑談しつつ休息しておる。師は、人がいるので奥へも入られず、食事もできず、雨はなおやまぬので、ついに夜を明かされた。そして、その翌日と、またその翌日は、昼は例によって参拝者が打ち続き、夜はポンポコ豆売りの連中が夜更けてから宿借りに来たので、ついに三日間、引き続きに奥へも入られず、食事も取られず過ごされた。そこで師は、以後は朝四時のご祈念までは門の戸を閉めておいて、心おきなく炊事をして、腹一杯ご飯をいただいでおけば、夜の十時や十一時までは、食わず飲まずで大丈夫だ、そして夜十時過ぎて参拝者の無い時は、門の戸を閉めておくことにしよう、と考へ付かれ、それを実行しておられた。その後、数日して、ご靈地にお礼参拝せられたが、その時、四神様は、「桂さん、いかにありがたい神様でも、氏子は門の戸を蹴破つてまでは入らんからもう」と意味ありげに仰せになったそうである。

師(桂松平)が横町(現福岡県福岡市博多区)にご移転せられて間の無い時である。小倉田町三丁目植木谷松二郎氏の妻ムラ女というが、年来の難病で困難していたが、夫松二郎

氏が師のお広前に代参して、み教えを聞きお取次を請うてより、日一日と快方に赴き、十数日の後には自由に歩行ができるように、お陰を被った。その後、師は数名の信者と共にご本社に参拝せられるので、ムラ女も同行することになった。出発の準備もできたので、師はご神前にご祈念しておられると、不思議にも一人の婦人の姿が現れた。しかし、なお不思議なるは、その婦人は胴体ばかりで首が無いので、不審に思われつつご祈念を続けておられた。すると、どこよりともなく女の首が宙を飛んで来て、その胴体に着いたので、よく見ると、それはムラ女である。いよいよ不思議と、なお凝視してあれば、いつとはなしに消え失せた。かくするうちに本人のムラ女も来合させたので、師は万事のお繰り合わせをお願いせられて、一同は出発した。道中つつがなくご靈地に到着し、吉備乃家に投宿せられた。その夜、ムラ女が俄に発熱し、非常に苦悶し始めたので、一同は驚いた。それと同時に、臭気鼻を突くので、よく調べてみると、多量の白血(生殖器から出る分泌物)が止めどなく下っているのである。男連れのこととて、誰一人として寄り付く者はなく、ただ傍らにご祈念するのみであった。師は、せん方なく、生まれて初めて婦人の看護をせられたが、何分、手当の様子がわからぬので、男泣きに泣いて吉備乃家の大奥様(藤井くら)にご相談せられると、大奥様は、「桂さん、何も心配することはない」と丁度、洗濯時であった布団の布や綿を沢山持ち来られ、肉親

も及ばぬご介抱ができた。師は大いに力を得られ、共に有らん限りは尽くされたが、ムラ女は遂に得堪えず、その夜半に国替えした。(中略)吉備乃家ご一家のお心添えに、一同と共にムラ女の死骸もいと丁寧に始末を終え、小倉に帰らんと、四神様の御前に出られ、「金光様、この度、私の不徳から、大変のことができました。小倉に帰りまして夫植木谷氏が、桂が遠方に連れて行きさせねば、我が妻も死にはせぬものを、病気がりりの者を百里の末に連れ出し、とうとう殺した、と申しましたら、いかがいたしましたしょう」と、ご思案余つてお伺いになると、四神様、

「桂さん、心配しなさんな。食う物も食わず、夜の日も寝ずに、看病して死んだ者を、何の不足を言うものか。もし不足を言うた時は、『これまでは信心が足らなくて、この度の大難をよう逃れなんだと思ひ、これから改まって信心さして貰わねばならん、と一心になれば、この度の大難が家のめぐり身のめぐりのお取り払いとなり、末は繁盛さしてやる。それに、そうでのうて、不足がましいことを言う時には、また、この通り大難が来るぞ』と四神が言うた、と言え」

とのお言葉に、師は浮き上がった思ひで、厚く御礼を申しあげられ、一同と共にムラ女の遺骨を携えて小倉に帰られた。

四〇 (同右 八七頁)

当時、師(桂松平)は未だに独身でおられたので、心ある信

者等は、そのご不自由を察し、幸い村内に格好の婦人があるので、師に勧めた。万事をご神命によらるる師は、「いずれ金光様にお伺い申した上で」と答えられ、数日の後、三、四名の信者を連れて、ご靈地にご参拝になり、御礼お届けも終わりて、師は、「金光様、皆の者が妻を迎えよと申しますが、いかがいたしましたものでございませう」と、お伺いになると、四神様は、

「そこに連れて参つておる菊丸さんはどうか」

と意外な仰せに、師は、「金光様、この婦人は元、小倉旭町にて芸者を勤めていた者でございませう」と申されますと、四神様は、なお、

「その人は勤め人かな。お前も勤め人、私も勤め人じゃ。私は神の御前を勤めておるが、芸者も神の氏子じゃわい。勤めでもするほどの者は苦勞しておるから、世の中にもまれ、角が取れ、人の気を汲むことの早いものじゃ。職業によつて、人を見上げたり、見下したりしてはならない」

と、み教えが下がった。師は恐れ入られたが、果たしてご神意であるや否や、大方、金光様は自分の心をひいてみられるのであろう、と思われたので、師はまた、「金光様、私が大谷に参りますと、この地方の人々が妻を娶れと言われますし、到津村(現福岡県北九州市小倉北区)では信者の方が某の娘をもらえ、近所に多くの親類もあり、かたがた万事に都合がよいからと勧めますが、いかがのものでございませう」

と重ねてお伺いになると、四神様は、

「そうか。この大谷辺から妻を貰うと、お参りした時の宿借り位にはなるが、小倉辺の役には立たぬ。到津の娘をもらえば、さあ何事という時には多くの親族が出て来て、世話を焼いてくれるから都合がよからう。それぞれ」

と仰せられて、お顔を横にお向けになった。師は重ねてお尋ねもできず、さりとて、いずれがご神意に適うものとも分からぬが、これも神様のご都合と、そのまま到津に帰られ、信者等にもその由を伝えて、時の至るを待たれた。

四一 (同右 九〇頁)

教勢の進展と共に、到津村(いとうづ)(現福岡県北九州市小倉北区)の信者らの中でお社建築の話が持ち上がり、その準備に取り掛からんとする時、藤井与助、西村庄助、丸山忠吉ら小倉側の信者達が、「神様をお祭りするのは小倉で」と運動を起すことになった。師(桂松平)は、その間に立たれて、日夜調停に努められたが、皆、道を思う余りに出でたことに外ならぬので、そのいずれを探らんかに苦心せられていた。師は、つらつら考えられるよう。自分は重々悪かった、あるいは人に頼り過ぎたかもしれぬ、ご神命のまにまに自分は小倉に布教すべきである、我は今九州布教の大任を奉じておる身である、我が身を我が自由になすべきではない、と自覚せられた。ここに、師がいかなる処置をとらるるやと待ち構えていたる、

到津村を中心としたる信者等は、師のご態度が自分等の予期していたことに反したので、不法にも師に對し、「桂松平の不徳漢奴」と俄然、師の排斥運動を始めた。時こそ来たれと、小倉の町を中心としたる信者等は、師に加担してご神璽の奉還を迫ったので、到津側はいよいよ激し、「桂を小倉に連れて行くなら行け。大神様だけは小倉の自由にはさせぬ」と西十三か村の信者等は師を追放せんとし、東一町四か村の信者等は師を引き止めんと、大騒乱が勃発した。師は最早とるべき策もないので、何はともあれ、ご神命を仰がんと、倉皇としてご靈地に上られた。お広前に出でられ、涙をもってこの次第を申し上げられますと、四神様は、

「桂、心配するな。この度は、神の言葉をよう悟ってくれた」

と、いともありがたき仰せに、師は大いに安堵せられ、心からなる御礼を申し上げられ、ひとまず御前を下がらんとせられると、四神様は、なお、

「今より、西村庄助を頼って小倉に行け」

と再びご神璽をお授けくださったので、師はいよいよ感激せられて御前を退かれ、かねてお約束もあればと、ご本部に佐藤範雄先生を訪われて、委細をご報告せられ、是非一度ご西下ありて何分のご処置を賜わりたしとの請いに、先生も、「よし、さらば、かねての約束を踏まん」と快諾せられ、師と共に小倉に向かわれた。

四二 (同右 九九頁)

師(桂松平)は支所長就任のご挨拶と、常に心痛しておられた到津村(現福岡県北九州市小倉北区)との円満解決の御礼お届けに、ご本社に参拝せられた。金光四神様は非常に喜びになり、色々ご訓戒があった。その中に、

「桂さん、世の中に何が一番恐ろしいか」

と、お尋ねになりましたので、師は、「さようでございます。昔から地震、雷、火事、親爺と申しますが、私もそれが恐ろしゅうございます」と申し上げられますと、四神様はからからとお笑いになりて、

「そうだなあ。世の中に徳切れということがある。その徳切れが一番恐ろしいのじゃ。ちよつと見た時は立派な顔をして髭の一つも生やした旦那様が、獄屋の中で、赤い着物を着て、苦悶しておる者がある。徳切れのために、めぐりが出て来て、白い物が黒う見え、黒い物が白う見えて、悪いことがおもしろくなったのじゃ。信心も広大なお陰を受けた時は、これまでの信心の徳によつて助かったのであるから、それからはまた改めて一心に信心さしていただいて、徳を積んでおかぬと後の大難が来た時、助からぬわい」

と。また、引き続いて、

「神は手付けの信心に一升のお陰を授けてくださるのである。願いどおりのお陰をいただいた時は、手付けだけの信心ができたのである。願い事が成就した時は、大海の暗がり山が

見えたのじゃ。商売に手付けを打ったと思え。大海の暗がり山が見えたと思うて安心するな。もし安心しておる時は、また、風が吹いて来た時に、取り返しがつかぬ。二挺立ち(二挺の櫓をつけて漕ぐ和船)で港へ向かう時なら、四挺立ちにしてでも早く港へ着け。港へ入った時が初めて安心じや」

四三 (同右 一〇二頁)

その当時、師(桂松平)が大谷にご参拝になると、その都度、持ち上がるのは、師の結婚の問題であった。丁度、師が上られたので、例の如く藤井広武氏からその話が出た。師も今は否みかねられて、さようなればと同氏とご相談の上、かねて心当たりの七名の婦人の住所、氏名を書いて、四神様にお伺いすることとなった。「金光様、この中に私の妻にいたします者がありますれば、お印をお付けください」と、その紙を差し出された。四神様は、それをお取り上げになり、早速、印をお付けになり、にこにこお笑いになって、師にお渡しになった。師は心中秘かに何人ならんと急ぎご覧になると、「黒崎村沙美(現岡山県倉敷市)、原田ミツ」という上に○を付けられてあった。師は、かつて一度も見られたことも聞かれたこともない婦人ではあるが、ご神命なればと、いよいよその婦人を迎えられることとなった。善は急げと皆、人の言われるままに、直ちに縁談をまとめられて、その翌月、

即ち明治二十三年十二月四日、藤井広武氏のお宅において、めでたく華燭の典を挙げられた。このご婦人こそ、現在、小倉教会所のお広前に朝に夕に奉仕せられ、神徳婦徳をもって知られたる、我が教母ミツ師である。その月の八日、師は新婚の奥様をご同伴にて、ご霊地を出発せんとご挨拶に出でられると、四神様は、

「桂さん、妻を連れて帰れば、お茶を沸かす者ができて結構じゃ。長の月日には塩の甘いこともあれば辛いこともあるが、甘い辛いを言うな。甘い時は、たくさん食べよ。辛い時は少し食べよ。そうする内には妻なる者が気が付いて、丁度よい物を食べさす。わしが、ある時、食卓で、妻に向かい、同じいただくご飯なら、もう少し軟らかに煮たら食べよかろうに、と言った。ところが、妻が謹んで、『さようでございます。何とも申し訳ございません。丁度ご飯が煮える大事な時に、子供が手を取りましたので』と詫びた。それからご神前に出ようとした時、打つべき所でもないのに、八足の角で頭の割れるほど打った。その時、神様から御声があり、頭の痛いのが苦しいか、ご飯の硬いのが苦しいかと、ご意見を受けたことがあるからかう」

と仰せになり、また、奥様に向かわれ、

「おミツさん、この桂という人間は、世界中に一人というか、二人というか、三人と無い者になろうという所存であるから、随分、難しいぞ。長い月日には、良いことばかりはない。夫

が腹を立てて茶碗を投げた時は、石になりどもするなよ。綿になっておれよ。石になると茶碗は割れる。綿になっておりさえすれば茶碗は割れはせぬ」

と、お諭しくだされた。その時、奥様は、「金光様、私はご存じの通り、幼少から病が仕事で、神様あればこそ、今日までお陰をいただいて来たのでありますから、お道の御為ならば、いかなる苦しいことがありましようとも、いとませぬ。どうぞ末永くお陰をいただきせてください」と、お誓いなされた。四神様は、さもご満足のご様子で、

「神に縋つて辛抱せよ」と仰せられた。

四四 (同右 一一六頁)

奥様にはその当時ご妊娠五か月であった。小倉地方の慣例として帯祝いということをするので、信徒総代の西村庄助氏宅から、花染め一丈を持参し、お祝いの印にと差し出した。師(桂松平)は、このお道には腹帯はいたしませぬからと、ひとまず返されたが、折角のことゆえと重ねての言葉に、ついにお受け取りになって、ご神前に奉られ、なお御神酒を供えて御礼ができた。その後、ご霊地に参られると、四神様は師に、

「妻の腹に子がとまったと言うて、帯祝いをしたのは誰かのう」

とのお言葉に師は驚かれ、しばし、ご返事もできなかったのだが、ややありて、「はい、あれは帯祝いではありません。ただ、神様に御神酒を供えて、心ばかりの前祝いでありました」と申し上げられますと、四神様は、

「この道に前祝いは無いぞ。親子身二つになった時、皆の人が、『お喜びがありましたそうです。おめでとうございませ』と言うではないか。その時、神様に御神酒を供えて喜びをするのじゃ。そこで初めて祝いじゃ。それに、人が腹帯をする時に祝いをするから、人が腹帯を持って来たらうが」と。また、

「膾なまを食べたら子が下る、黒鯛食べたら子が下ると言うて、妻をにらんだろうが。今から帰ったら好きな物を食べさせよ。この道は、好きな物を食べて体を丈夫にせよ、とのみ教えじや」と、お諭しなされた。

四五 (同右 一一八頁)

師(桂松平)は奥様と信者数名と共に「ご本社にご参拝になって、その帰途、一同は車(人力車)で鴨方駅まで出ることにした。その時、信者の中のある婦人が、奥様には「懐妊中であれば、車に召されては、お子供が下るかも知れませぬ、と注意した。しかし、徒歩では汽車の時間に遅れるので、思案せられ、とにかく一度、四神様にお伺いせんと、奥様はお

広前に出られ、その由を申し上げられますと、四神様は、「桂が車に乗って子が下ると言うたか」

とのお言葉に奥様は、「いえ、さようではございません。信者の中の年取った女の方が申されましたので、桂は金光様のお言葉どおりにさしていただくがよい、と申しました」と、お答えになると、四神様は、

「金光大神、ただ今から車に乗らせていただきます。万事障りなきよう、お陰くださいませ」と、一心にお願ひ申して車に乗れ、楽じゃ。車に乗って、子が下るような信心では、つまらぬぞ」と

と厳しく仰せになったそうです。

四六 (同右 一二三頁)

御年三十七歳にして初めてお子様を持たれ、しかも男子なので、師(桂松平)のお喜びは一通りではなかった。早速、ご靈地に御礼せられ、四神様より名を金次郎といただく。なお、三月十四日には御親子三人、ご本社に参拝せられた。

奥様は厚く安産のお礼を申し上げますと、四神様は、

「おミツさん、腹が痛んで痛み通して子が生まれるようにと願うたのは、あれは誰かのう」

と奥様の顔を見つめて仰せられたので、奥様も気がとがめるままに、ただ無言でうつむいおられると、また、重ねて、

「この神を信心する者には、産前産後に腹が痛まず、隣知ら

ずの安産をして、その翌日から平日の通りのお陰がいただけるわい」

と。なお、

「これからは、腹が痛んで子が生まれると言いどもするなよ。今度が九州の信者の手本であるぞ」

と、お諭しくだされた。

四七 (同右 一三〇頁)

ある日、師(桂松平)は、四神様の御前に出られると、

「桂さん、世の中には私は一心に信心していますと口では言うて、縮緬ちりめんの羽織を着た犬がおる。教祖様のみ教えを十分に悟らずして、私は心行をいたしておりますと言うて、表行をせぬ者がある。表行せんでもよいと言うのは、その身が苦しいからじゃ。桂は何のために行をするのか」

と仰せられましたから、師は、「はい、私はめぐりのお取り払いのためにするのであります」と、お答えになると、四神様は、

「そうか、それなら私もしておる。教祖様もなされたのである。表行のできぬ位の者は心行もできぬわい。例えて言えば、ここに一人の小僧がおるとして、その小僧が朝から晩まで、食う物も食わず、夜のも寝ずに骨身惜しまず、せつせと働いておるのを見たら、いかに難しいその家の主人でも、ああ、あの子のためなら、どうにかしてやりたい、という気になら

うじゃないか。この神様もその通り、氏子が天にも地にもこれよりほかに助かる神なしと、一心にもたれ縋つて来たら、お陰はやるわい」

と仰せられた。

四八 (同右 一三二頁)

某が、年を取ってからも、朝六時から夜十時までお広前を勤めて、夜の十時から朝の六時まで砂利の上に座って修行してなるほど、身のめぐりのお取り払いにはなつて、飛ぶ鳥も落とすという大徳になつていたが、肉体を持つておるので、体の弱りとなつて倒れた。桂も、その通り、肉体を持つておるのだから、変わりのない修行をせよ。お日様は日々お変わりがない。お日様のように変わりのない信心をするがよい。

四九 (同右 一四二頁)

氏子から、「おついでの方に、お願いおきください」と頼む者には、「はいはい」と言うておくのぞ。願うには及ばぬ。

また、氏子から、「いかような信心もいたしますから」と願うても、決して教えてはならぬ。その身に苦しいと思つてする信心では、お陰ならぬ。我が心からさせていたゞく信心でなければいかぬ。また、初めに時日を切つてお願いしてやり、氏子から、まだお陰を受けませぬ、と言うて来たら、追い願ひをしてやれ。三度目からは親子の仲でも取り合ふな。

我が身の信心がないのじゃ。

五〇（『我が師を偲びて』昭和十五年版 五四頁）

「金光様、私は好きで煙草をいただきますが、どんなものでもございましょう」

「うん、煙草か。あれは愛想草とも、忘れ草とも言い、また、玉ばはきとも言うがのう」

とのお言葉。師（桂松平）は次のお言葉をお待ち申し上げたが、金光様は、「吸うな」とも「吸え」とも仰せにならず、他のお話にそらされた。

五一（同右 五六頁）

ある夕べ、四神様にお招きを受けて、お宅にお伺い申し上げた時、四神様はお食事前で、

「おお、桂さん、まあ一杯いただきなさい」

と仰せられ、お手ずから、お湯飲みになみなみと神酒をお注ぎくださり、師（桂松平）の前に差し出された。「はい、ありがとうございませう」と、お受け申し上げたが、その熱いことと熱いこと、受けた手に焼き付くようであった。師は一口いただいで、すぐ前に置き、四神様をお見上げ申し上げれば、両手で湯飲みをお持ちなされ、お口近く持って行かれて、「ふうふう」

と、お吹きなごっていた。

師はおかしくなつて、「金光様、折角、神様のお下げくださったお神酒を温めていただくのは、何となく勿体なく感ぜられますが」と思ったことを、率直に申し上げれば、「はは……。じゃが桂さん、たかねば酒になるまいがのう」とのお言葉。

五二（同右 一五〇頁）

お礼参りから帰倉して間もなくであった。師（桂松平）は何の前触れもなく血相を変えて、「おい、誰かおらぬか。この米を持って行って、西村でお金に代えて貰うて来い。俺は今からご本部に参らしていただくぞ」と突然のお言葉。「何ぞ私に不都合でもあつて……。」と、おろおろする教母（桂ミツ）に、「お前は知るまいが、ロシアの皇太子ニコライ殿下が、この（明治二十四年五月）十一日、近江の天津を遊覧なされ、京都のホテルにお帰館の途中、津田三蔵という巡査が殿下に斬りつけて、ご負傷おさせ申した、とのことじゃ。ロシアは世界一の大国。この日本はどうなるかわからぬ。俺は金光様に、この日本がどうなるのか、お伺い上がるのじや」「ほっ」と胸撫で下ろしたが、女風情の思いに余る国の成り行きに、胸は早鐘を打つよう。「お前は心配することは無い。ただ、申し付けておく。火の元を気を付けよ。もし、この教会から火事でも出すようなことがあつては、第一お道を汚し、町内の衆にも難儀をおかけするから」と言葉

残して出発された。

お広前に響く師の拍手に、「あ、お帰り……」喜び迎える教母の顔に微笑を返し、「俺は、お参りしてすぐ金光様に、『お国はどうなりましたか』と、お伺い申し上げたら、金光様は、

『うむ。皇太子様は、もうお食事もできるようにおなり遊ばしたから、別に心配はない』

との言葉で、俺は本当に安心ができた」「それはそれはありがたいことでございます」「それから、『金光様、ロシアという国は恐ろしいものがございます。砲台には筒の長さが十二間もある大砲が据え付けてありまして、その周りも驚くほどで、小男なら舞うて出られ、砲弾の大きさは四斗樽位もあり、撃ち出した砲弾は五分間も飛ぶ、という話でございますが』と申し上げます、

『桂、それは撃たねば行くまい』
と仰るので、『さようでございます』と申し上げます、

『桂、日本国中の氏子が、この神様のありがたいことを知る時は、撃たぬ弾が出る。世界に追いつく国は無いわい。もし、この神様のありがたいことを、外国の者が先に知った時は、肝心の機械を外国に取られる所であったが、幸いに日本の真ん中にこの神様のお徳が輝いているので、お互いに結構なことじゃ』

と仰ったが、日本は神国じゃ。俺共は、ありがたい国に生ま

れたものじゃのう」と、いと嬉しげな様子に、教母も共々、「ほんにありがたいことでございます」と申し上げたのである。

五三 (同右 一六二頁)

かつて教母がご霊地上がった節、四神様に、「金光様、私は貴方様のお差し金で小倉にまいりましたので、いかような苦しいことがありましようとも辛抱させていただきます。たとえ骨が舍利になりましたも辛抱いたします。けれども、二言目には、お道の汚れになる、ご神意を汚す、と言われましては、自分で身を引けと言われるように思われまして……」
と泣き崩れる教母の姿を、やさしくご覧になって四神様は、「いや、そうではあるまい。また子供でもできれば今のようにもあるまいから、神に縋って辛抱せいでよ」
と仰せられ、お顔をそむけられた。

五四 (同右 一六三頁)

ご霊地から帰られた師(桂松平)が、だしぬけに、「恐れ入ったわい」と、さも恐れ入ったように言われるので、「なんでございますか?」「いや、お前があまり、なりふり構わぬので、お客が来た時に、粗末な着物を来て出ては、そのお客さんに大変失礼になる、と言ったことがあるのう」「はい、それで私も気を付けておりますが」「それじゃ。今度お広前

にお参りしておると、一人の信者が、『金光様、貴方は、もう少し良いお召し物をお召しなされては……』と無遠慮なことを言うておるではないか」「……」「そうすると、金光様はにこにこお笑いになって、

『貴方は我が家に帰ったら、その着物を脱いで、別の着物と着替えましょうがのう』

と仰る。その信者は、『はい』とご返事申し上げたら、

『私も外へ出る時は、ごどつぱりした着物を着て出ますわい。ここにおる時は仕事中じゃから、仕事着を着ていきますのじゃ。わっはは……』

と、お笑いになった。俺の考えが違っていたわい」と額をたたかれた。

五五 (同右 一七七頁)

奥で子供が泣いておる。襖一重の広前には手に取るように聞こえる。御理解中、気になってかなわない。師(桂松平)は、お話が済み、お届けを終えられ、信者が帰るのを待つて奥に入られ、「何事じゃ。わあわあ子供を泣かして、御用の邪魔になって……困るじゃないか」「子供達がお小遣いをくれくれと申しまして……」「なに……。子供を泣かすのは守りが悪いからじゃ。お金をやって、子供を泣きやますのは誰でもできる。親は要らぬわい。子守りもできぬようでは、この家に置くことはできぬ」「……」「よく聞け。俺が、四神様奥

方様にお目にかかった時、つい話が子供の泣き声のことになつたが、その時、奥方様は、『金光様も子供の泣き声をお聞きになると、奥にお入りになり、

【子供の泣き声を聞くと、鉛の熱湯を飲まされるような気がする。どうしても子供を泣かすようなら、この出刃包丁で俺の背中を裁ち割ってくれ』

と仰つて裸になられたこともございます。それからは、私は子供が泣き出すと、片手で掻きながら、神様に一心にお頼り申し上げ、畳を引掻きますので、これこの通り指が……』と、お見せなさる。指を見れば爪も肉も磨り減つて丸くなつておいでじゃ。金光様の奥方でさえ、そうなのじゃ。お前とて、その気になつてくれねば、明日にでも沙美(現岡山県倉敷市)に帰つてもらわねばならぬ」。教母は、「はい。以後、気を付けます。今日の所はどうぞお許しくださいませ」と、ひたすら謝つて、ことなきを得た。

五六 (同右 一八六頁)

明治二十五年の夏は大干ばつであった。帆柱山にも霧ヶ岳にも貫山にも戸の上にも千把焚(山上で雨乞いの火を焚き続ける行事)の火が美しい。町の人々は美しい美しいといつて物珍しそうに見ているが、百姓はもう血眼である。水田には一滴の水もない。稲田は亀裂して稲は赤く、葉は巻いておる。昨日も雨乞い、今日も雨乞い。到津村(現福岡県北九

州市小倉北区)の城戸家では、主人がアラスカに出稼ぎ中で、母娘暮らし。七反歩の田は見る影もない。「先生、このままでは母娘、飢え死にします。なんとかお助けいただけますまいか」「金光様は、

『雨乞いは大地に折れ』

と仰せられた。いかなる年でも底水はある。一心にお縄りすれば、お陰がいただけるぞ。「ただけましようか」「いただけでも。この御神酒を七反歩にふり撒き、日々田に行ってお土地を拝んで頼め。必ず七日目にお陰がいただける。じやが、この七日間は、いかに手づかえでも参つて来い」と、母娘が奉った御神酒を神前にお供え申し上げ、ご祈念の後お下げになった。

五七 (同右 二五七頁)

四神様は、

「大祓詞は神に奉るためにあるものではないぞ。我が心の忌み汚れを祓うための教えの言葉じゃ」

と仰った。また、

「千万遍読んでも、我が心の弁えがなければ、神の感応はない。言ひ次第消える。つまりは上げ損じゃ。お祓は我が仕事のまぎれ草じゃ」

とも教えてくださった。よく弁えておけよ。いつであつたか、四神様のお広前で大きな声で大祓を上げておる男があつた。

五八 (同右 二七五頁)

私は、「金光様、あの男は大声で大祓を上げておりましたが、ありやあ大そうありがたそうに見えますな」と申し上げたら、「うん、あれは、ちびつとありがたいのじや。体を揺すつて大祓を上げて、お陰を振り落として帰つたのじや。窪い所に水が溜まるというて、あの後ろに年寄りの夫婦がうずくまつて拝んでおつたが、あれ達がお陰を掻き集めて帰つたわい」と仰つたことがある。

師(桂松平)は、「俺がとやかく、やかましく叱るが、腹を立ててはならぬぞ。『憎くてこの手があてらりよか』と言うではないか。決して憎いからではない。『少しでも人らしくなつて貰いたい。賢い、役に立つ人間にしてやりたい』と思えばこそ叱りもする。鍛え上げれば立派なものになると思えばこそじゃ」「はい」「とても、これは見込みがない、と思えば小言も言わぬ。その代わり、この家には一日たりとも置きはせぬわい」「はい、ありがとうございます」「金光様は、『信心辛抱』と仰つた。辛抱が金じゃ。万事に気をつけてのう」「はい」語る師も目をうるましておられる。聞く教え子も、感激に頭を上げ得ぬ。

増田誠元のぶもとの伝え

神のお陰も余り十分に取ると、こぼれる。何事も八分目にしておけばよい。

増田誠元(六八一—三九)は、金光四神の取次を受け、明治一

九年(八六)に教師となり、滋賀県犬上郡へ布教し、ついで明治二四年(九一)に、東京の八王子布教に当たった。

本編は、「金光四神貫行乃君遺訓〔直聞〕」(八王子教会資料一〇)と「御神話」(同八)の二書を対象に、重複をさけて編集したものである。「金光四神貫行乃君遺訓〔直聞〕」

の巻頭には、「初代金光教八王子教会長権大教正増田誠元大
人之君、明治一八年(八五)六月一日(他の資料では、明
治一七年九月頃)、初めて大本社に参拝せられしより度々四
神様より直接賜りし御理解を、初代より後日のためと乞のま
まに書き記す。教え子増田利市」と記されている。二書の内
容には、増田の師である近藤藤守や、杉田政次郎を通じて収
録されたものも一部含まれている。

○なお、本編の通し番号の下には、典拠資料を()をつけ
て略号で示し、項目番号を付した。

略号

- 直聞 「金光四神貫行乃君遺訓〔直聞〕」
神話 「御神話」
(直聞 一項)

二 (直聞 二項)

人は六十一を本卦返ほんけがえりと言う。それまでは死ぬことはないの
じゃ。けれども、余り葉が過ぎるから若死にするわい。神に
任せておけば楽じゃわい。

三 (直聞 三項)

小児が水を飲むと親が毒じゃと言いますから、親がそれにな
る。

四 (直聞 四項)

日々家業を勤めるは、病気の時好きな物を食するためじゃの
に、その好物をやめて嫌いな物を無理に食するゆえに、命が
もたぬようになる。

五 (直聞 五項)

国替えた後に残念というけれど、好きな物を十分に与えて
おけば、決して残念というて嘆くことはない。

六 (直聞 六項)

人はこの世へ働きに来たのであるから、働くのは身体のため

にはよいけれど、余り分限を外して体を使えば、損じて保たぬぞ。金属でも土に埋まっておれば、朽ち損なうもの。石と
いうものは、土に埋まっても水に入れても腐らぬけれど、ひ
き白になして使えば減るわい。

七 (直聞 七項)

金神を悪神じゃと言うから悪神になるぞ。金が儲かると幸い
というじゃろうが。金乃神は福徳を得る幸いの神じゃ。皆そ
の人の心じゃ。

八 (直聞 八項)

これまでは、我が家を建てる時、方角が悪いと、社を建てる
というて、六社地内の土を貰うてそれを撒き、その上に家を
建てるから、その身一代は神も見て免じてくださるけれど、
次の代になると免じがないぞ。

九 (直聞 九項)

丑寅うしとらの方は鬼門、未申ひつじまは裏鬼門というて、恐れておる。
この親神の方角じゃから、頼みおけば親は守護してくださる
わい。

一〇 (直聞 一〇項)

大将軍の回りおる所は三年塞がりじゃというて、三か年その

方角を避けていたが、信心すれば、その方角三か年守ってく
だされて、吉き方になるぞ。

一一 (直聞 一一項)

天地金乃神は位の付けようのない大神じゃぞ。人は月給で高
低の等級は分かるけれど、神様には月給がないから、他の神
とは余程遠いのじゃ。

一二 (直聞 一二項)

天地の神恩を祖先より蒙りていても、その御礼をすることを
皆知らずにおる。他の宗門を尊敬しているわい。

一三 (直聞 一三項)

誰のお陰、彼のお陰でと、よう言うが、本当のお陰は天地よ
り外にないわい。

一四 (直聞 一四項)

七十、八十の年を取っても達者の人は、若い時から薬を多く
飲みしことのない人じゃ。薬を多く飲む人に肥えた人はない。

一五 (直聞 一五項)

親ばかり頼りにしていても、死んでしまえばそれ切りのこと
じゃが、天地乃神様を頼りにしておれば安心じゃ。

一六 (直聞 一六項)

これほど信心しておるのにお陰がいただけんと言う人があるが、その人にはお陰は決してない。心に疑いがあるからじゃ。

一七 (直聞 一七項)

これまでは只信心しておるといふばかりで、神様の規約というものはなかつたが、お上にも規約というものがある。その規則を違えては罪科があるようなもので、規則を知っておれば安心しておれる。金光大神は神様の規約を御教えくだされたから、教え通りすれば安心して信心ができるのじゃ。

一八 (直聞 一八項)

当町は、やっと神国になった。人が人を助けますわい。

一九 (直聞 一九項)

何事にも業のなきものはない。信心には神業、商法人には商業というものあり。職工人には職業というものがあるわい。

二〇 (直聞 二〇項)

人は、稼ぎに追い付く貧乏なしと言うけれど、信心というところがないと、幾ら働いても抜け目というものができぬぞ。

二二 (直聞 二二項)

常に真の信心をしてであると、戦争に行つて地雷火伏せてあつても、その上へはやらぬぞ。

二三 (直聞 二三項)

日乃大神を機械じゃと言う人がありますが、その機械が見えぬようになつたり、また、詰められたり、跳ねられることがあろう。

二四 (直聞 二四項)

天地金乃神は社の建てようのない神じゃ。

二五 (直聞 二五項)

初めの苦勞は皆、末のためじゃわい。

二六 (直聞 二六項)

人は皆、子を持つて親の恩を知れと言うけれど、子を育てておつて、親の恩を知らぬのじゃ。

二七 (直聞 二七項)

狐狸が神に祭つてもらおうと思つて人に憑き、退けよと言つても、神に祭つてくれれば退くと云うが、四つ足でさえも神に祭られたいと頼むに、人は万物の靈長でありながら、仏になると言います。気の毒なものじゃ。

二七 (直聞 二七項)

眼病にて沢山の金を入れて、見えぬ人を連れて参拝した時、
「目の中へ埃が入っても痛むのに、家蔵まで入れたら、見えぬようになるから難しい」

二八 (直聞 二八項)

人が出世すると、頭を上げたと言うじゃろう。天のことを悪く言うから、生涯、頭を上げることはできぬわい。

二九 (直聞 二九項)

親子の仲、お上と民の仲、同じことじゃ。幾ら地所を持つても、地租税を納めず、公売処分になると、我が地所でありながら取られる。神信心も同じことじゃ。信心すれば、我が地面ゆえ何時でも普請等万事できるが、信心なくば我が地面であつて我が自由にならぬ。信心は神様に納税するのじゃ。お上に税金を納めておれば、何事にも自由になるわい。

三〇 (直聞 三〇項)

神様に叱られたというが、決して神様に叱られたのではない。人間が心得違いをしておるから、氣を付けてくださるのである。

三一 (直聞 三一項)

小児かきに瘡出来物が出たら、親が、あれが毒これが毒と言うて、体に勢いの付く物を食べさせぬから、体内にある毒が外部へ出ずに内部へ入りて、遂に病氣となつて難しい。体に勢いの付く物を食べさせて、出来物を十分に出してしまえば、達者になる。

三二 (直聞 三二項)

皇上では一月一日には四方拜ということをなさる。そうしてみれば、塞がりという方はないのじゃ。

三三 (直聞 三三項)

昔からも「信あれば徳ある」と言うじゃろう。不信心者というて信心せぬ者は、その身に徳がないだけ損じゃわい。

三四 (直聞 三四項)

信仰というて信心しておつて、方角の吉凶を言う人がありますが、これ信心しておつて効のないのである。

三五 (直聞 三五項)

何でも「挨拶は時の氏神」と言おうが。手続きをもつて祈念をしてもらえば、お陰になる。

三六 (直聞 三六項)

神を拝するに口手を洗うに及ばぬ。心を洗えばよい。

三七 (直聞 三七項)

初めて神様に願ひ、お陰をいただいたれば、終身、氏子にしてくださる手付けを頂戴したのであるに、一時のお陰受けて後の信心ができぬと、折角、神様よりくだされた手付けを流して、氏子の損になるのじゃ。道具屋に氣に入つた道具が店に出てあるから値を聞いて買うという氣になつたから、幾分の手付けを入れておいて、追つて勘定してその道具持ち帰れば我が物になるも、そのまま取りに行かねば手付け入れただけは損になるのじゃ。

三八 (直聞 三八項)

剣術を教える先生は、夜道の歩行を恐れる。我に覚えがあるゆえじゃ。

三九 (直聞 三九項)

人の魂は天より授かり、肉体は土より生じたるものである。その証拠は、人の心は高く登るほど氣が清々する。肉体は高く登つておれば、身体が疲れる。地に着けば安心する。立つておるより座る方が体は楽になり、もう一つ横になると、なおまた楽になる。これが天地より受けたる証拠である。

四〇 (直聞 四〇項)

平常に信心がないと、ご眷属けんぞくの行き合ひに煩うぞ。信心しておれば、向こうより避けてくださるから、不意のことはないわい。

四一 (直聞 四一項)

信心は、新たな時は大切にするも、古くなると、かえつて疎かになる。

四二 (直聞 四二項)

御書下げとは、

生神金光大神 天地金乃神 一心に願え

おかげは和賀心わがこころにあり 今月今日でたのめい

この書付けは八算のごとくと仰せあり。八算でも一桁間違えば、幾ら割つても掛けても八算にならず。この道も、この御書下げ一つ間違つては、お陰にならぬぞ。

四三 (直聞 四三項)

ちよつとした病氣でも、大病で今にも死すという心で一心に、今、助けてくださいと頼めば、お陰も早くいただける。

四四 (直聞 四四項)

信心しておつて度々難儀なことあり。また、憂きことあつて、

信心をやめたいということ再々あれども、決して迷うな。捨てられても、我われから付いて行けばよい。こと発すると我から道を外すな。

四五 (直聞 四五項)

無礼が段々重なつて来ると、神様の元へ参詣ができぬようになる。参詣が段々できねば、神様からお手放れなのじゃ。

四六 (直聞 四六項)

病気で悩んでおる者は、神の牢に入っておるようなものじゃ。その牢を破るから殺されるのじゃ。

四七 (直聞 四七項)

盲目が歩行しても、つまずいてこけたことはないが、目の明いた者が石につまずいてこけますわい。

四八 (直聞 四八項)

仏式で葬式をすると、五十年経つて初めて魚を供えて祭られるから、五十年経たぬと神になれぬ。神式ですれば、死んだ今から机に鯛を供えてもろうて、神に祭られるのじゃ。

四九 (直聞 四九項)

金ばかり儲かるのがお陰ではない。益々と家の栄えることを

心に掛けて願えよ。神徳さえ受ければ、学問のできる人よりも上席に着ける。

五〇 (直聞 五〇項)

我が道は手本のないことは教えぬのじゃから、人に手本のないことは話すな。

五一 (直聞 五一項)

神に見放されたら山奥に入るがよい。

五二 (直聞 五二項)

物事やりそこないは出世する始めじゃわい。

五三 (直聞 五三項)

十年経てば一昔と言うが、それまでに余り伸びると運折れするぞ。

五四 (直聞 五四項)

稲でも実が入ると次第に腰がかがむ。人も長になると腰をかがめんと折れるぞ。

五五 (直聞 五五項)

酒を十分に飲むと事に大いに間違いができるから、人中へ出

ぬがよい。寝てしまえば間違いはない。

五六 (直聞 五六項)

人が世まい言を何言うて来ても、とんちやくするな。余りからかつて来れば逃げればよい。けれども、神と皇上のことであれば、幾ら粗末の服を着ていても、その使いとあらば頭は上げられんぞ。静まり静まって命を受けよ。

五七 (直聞 五七項)

教会が盛大になって来ると、余程心得んと恨みを受けるぞ。

五八 (直聞 五八項)

教祖の神は、一杯の水も浴びなされたことはない。長々のご苦労とは、実意の真が通ったから、神徳を受けられたのじゃ。

五九 (直聞 五九項)

親子の仲でも夫婦の仲でも、信心のなきものは仕様がなない。

六〇 (直聞 六〇項)

二度、三度願うても、お陰のなき時は、本人によく教諭しかば、再三願わなくとも一度願えば、神様はご承知である。

六一 (直聞 六一項)

何事でも千日の行をせねばならぬ。商法でも三年が経って、ようようその名も知れるようになる。

六二 (直聞 六二項)

人は「触らぬ神に祟りなし」と言うが、この天地乃神は触らずには少しもおられぬ。社に祭った神を言うのじゃ。

六三 (直聞 六三項)

最初は神に助けてもらったのじゃから、その道を人が助けてもどさにな、助かる道が盛んにならぬぞ。

六四 (直聞 六四項)

かわいい我が子でも、お上に背けば連れて行かれる。神に背けば(日柄方角など)不自由になるぞ。産で苦しむのも、やはり方角を言うから。神様に頼んですれば楽々じゃ。

六五 (直聞 六五項)

曆を編集する人でも、天地乃神の大恩は知りませぬわい。

六六 (直聞 六六項)

大学校を卒業した人でも、神誠の第一条は説けますまい。

六七 (直聞 六七項)

人は凡夫凡夫じゃと言うが、心の行をせねばならぬ。神の教えは守れぬ。凡夫というておつては、いつまでも神の徳を受けられそうはない。凡夫が嫌じゃから、神に信心をして後に神になるのじゃろう。

六八 (直聞 六八項)

天地があつて社は建つてある。その社は人が建てたのである。産土神といえど、祭つてある物は多分、幣であらう。その幣を常に拜んでおつて、お陰もありそんなことはない。

六九 (直聞 六九項)

災いは下より、と言うじやろうが。何でも地より上る。物などは、お陰は地にあり。下を助けておけば、お陰になる。

七〇 (直聞 七〇項)

教会創立より三年になるまでは、建てたのは人が建てたのじや。三年後は神が建てるぞ。

七一 (直聞 七一項)

子を産んでも乳の出ぬ信者に対し、
「蚕も桑の芽が出ねば発生せぬじやろう」

七二 (直聞 七三項)

人は生き通しである。死ぬのではない。国替えしても、血を分けた子がいれば同じことじや。子が国替えすれば孫がいる。何代でも、その家が續けば、初めの人が生き通しである。死に絶えて茶水一つ供えてくれる者がなくなつたらば、これが死んだというのじや。

七三 (直聞 七四項)

「灯台元暗し」と言うが、遠方からお陰をいただいて、皆、蒸気(汽車・汽船)に乗つてお参りに来るけれど、かえつてこの近所の者は信心しませぬわい。

七四 (直聞 七五項)

天一天上が吉日じやと言うが、これは六十日目一日じや。その天一天上だけ吉日なれば、後の五十九日は皆、悪日じやなあ。

七五 (直聞 七六項)

めぐりを取つてくだされと段々と頼むから、信心もできるじやろうと思つて、神が手を掛け掛けすると、氏子から信心をやめますわい。

七六 (神話 一項)

ある人が、「私は幽霊が恐ろしゅうござります」と言えば、

「幽霊は迷うておるもの。あなたのように迷うのは、幽霊より恐ろしい」

七七 (神話 一項)

また、「私は年中、金神様のことは、常々御理解に聞いておりますが、貧乏神というのはどのような神でござる」と伺うに、

「あなたのように迷う心が貧乏神である」

七八 (神話 七項)

何を食べさせても不足を言わぬのが、真の神に仕えるという者でござります。

七九 (神話 九項)

信心する人に、心底からありがたいと思う人は一人もない。

八〇 (神話 一〇項)

祖母が孫をかawaiiがる、孫が祖母を好くがごとく、神様に信心すれば、お陰はいただけるなり。

八一 (神話 一二項)

何を食べるにも、「うまいゆえ、もう一つ食べよ」と言う。これを一つ食べただけの罪があるなり。また、酒を飲むにも、

「よき物があるゆえ、もう一杯」と言う。これもまた、一杯のご無礼なり。

八二 (神話 一三項)

人が五分敬えば、五分へりくだれ。

八三 (神話 一五項)

お道を教える先生は、泉水の水と同じこと。また、信者はその中の魚なり。縁を囲うは役員なり。もし、泉水の水濁れば、魚住まず。また、水清らかなれば、なお住まず。ゆえに、上波のささ濁りのあり、底が清らかなるを、最良とす。しかしして、水の先生は、人の目に付かず、泉水の良きと魚とを見るのみ。もし、水の極めて清濁なれば目に付き、悪口な□く、ゆえに、魚が住みやすきよう、上辺が濁らず、根底を清らかにすべし。

八四 (神話 一六項)

皆、結構なるものをいただく、それにもたれるで、いかん。心に金光大神、天地金乃神をいただいたときや、大丈夫じゃ。

八五 (神話 一八項、一九項)

神の氏子はあるけれど、氏子の氏子はないわいな。出社の先生らが、氏子が言うこと聞かんと言いますが、先生が神の言

うこと聞いていますか。お祭りじゃというて、白い物を着てお祭りをしますが、教祖の神の言われたとおりすりゃ、毎日がお祭りじゃ。

八六 (神話 二〇項)

雪の中に水を浴びて行をするのは、二十日とか三十日とかの日が決まっておるゆえ楽じゃ。夏は涼み、冬は炬燵にあたって、ご神号を唱えておれば楽のようじゃが、一生じゃから難しいわい。

八七 (神話 二二項)

教祖、「薬は飲みなさい。お陰はいただけ。わしは飲まぬ。しかし、薬を飲むと薬違いということがあがるが、それで死んだのは神は知らぬ」

八八 (神話 二三項)

この近所に、二、三人の小児がありますわいな。その小児はみな達者でおりますが、子が達者じゃと親の手もかからんが、子が患うと親の手がかかる。そうすりゃ、子の患いは親の煩いじゃ。家内一統が信心をせよ。

八九 (神話 二三項)

世間の人が、金がない、金役かねやく(金銭を管理する役)がない、

と言いますが、金も金役もたくさんあるのじゃのに。

九〇 (神話 二九項)

みつじきの鬼門の金神は氏子抱いて寝ておるゆえ、良きも悪きも神は知っておるわい。

九一 (神話 三一項)

改心するなら、煙草より改めよ。

九二 (神話 三五項)

一本の角が折れると、あと七本の角が生えてあるわい。

九三 (神話 三九項、四〇項)

一村にて一人信心をすれば、その辺りの人はみなお陰をいただくわい。また、一家にて一人信心をすれば、その人一人だけお陰をいただくわい。しかし、お陰は和賀心にあるのじゃ。

九四 (神話 四一項)

他へ遊びに行くならば、信心の強い所へ行け。

九五 (神話 四二項、四三項)

神では分かつてあるが、物を取られる悪き氏子もあり、物を取るかわいい氏子もある。また、同じ天地の間に住んでおつ

て、人の物を取る人と取らぬ人とあるが、取る人は神様に憎まれておるのじゃわい。

九六 (神話 四四項)

お陰をいただき、恐ろしいと思うか不思議と思わば、すぐお陰を落とすことあり。よくよく心得べし。

九七 (神話 四八項)

信心する人の中にも、「私は神様のお世話いたします」と言うが、神様のお世話ができるなら、月にむら雲のかかりしを取るものならば、神様のお世話をせよ。それができずば、神様のお世話をさしていただけよ。

九八 (神話 五三項)

神様の前へ座りますと、教えてくだされるが、じつと座つていては何も分かりやせんわい。教祖の神が神去られてから、今年で九年になるが、来年で十年、それから一年礼奉公さしてもうて、もう一年、私が神様へ奉公さしてもうて十三年目には、真の先生に成りますのじゃわい。それを一年や一年半ぐらいで出社して、先生先生と言いますが、頼りないものですわいな。小児がな、初めて学校へ行きまして、いの字を右から書きまして、先生は丸をあげておきますわいな。

九九 (神話 五四項)

ある人が十二か条を説いてくださいと申せしに、「教祖の神は自分が行われて、それを記しておかれたのじゃわい。私は、まだ一か条もよう守らんでなあ、知りませぬが、十二か条を聞いても、親に不孝したり主に不忠したり、神と皇上のご恩を知りませにや、何もなりません、十二か条を聞かずとも、親に孝行して主に忠義して、神とお皇上のご恩を忘れませにや、楽じゃ」

一〇〇 (神話 五五項)

お皇上が、氏子に自由のしやすいようにしてあるのに、税を出すのに不足を言いますわいな。

一〇一 (神話 五九項)

お皇上の政治を受けましてなあ、善者は褒美をもらい、悪い者は懲役に行きますが、我が心からじゃ。信心する人も、そのとおりじゃわい。私の親の教祖様は、影も形もない頼りないものを頼まれて、ここまでご神徳をいただかれたのじゃわい。

一〇二 (神話 六〇項)

金乃大神は氏子をうるさく申し召され、のけようのけよう思ひ給うを、金光大神は、引き寄せよう引き寄せようと思し召

される。

一〇三 (神話 六一項)

この節は何か難しき装束とかいうものを着て、難しいことを言いますから、医者を打ち、仏を打つようになりす。医者や仏を打ちますゆえ、向こうがまた、こちらを打ちますわい。こちらを打ちますれば、これも八方的殺の中じゃ。

有田 (齋藤) 俊三郎の伝え

有田 (齋藤) 俊三郎 (七六―三九) は、明治二年 (八七)、金光四神の命によって大阪船場の有田儀助の後継養子となり、同二年 (八七) から白神新一郎 (二代) の下で修行した。

有田は、この修行時代に金光大神と金光四神の教語を収集した。その様子は、後年「巡教先の各師又は分所その他古き信者より、教祖様、四神様の御理解とし聞けば耳を傾けて聴聞し、一々これを収録して信心の友、巡教の材料としたり」と記されている。有田による教語収集の営みは、その後「金光大神御遺訓叢誌」(天野慶蔵)、「道別の記」(森定虎吉)などの大部な教語類の収録写本の成立へと繋がり、各地の筆写本成立の要因となった。

本編は、「真道一 (金光様御理解)」(明石教会資料六)を抜粋したものである。「真道一」は、有田が教友安藤伊之吉に記し与えたものと見られる。その成立時期は、表紙に「有田久仁美智」の号が用いられていることから、有田が「久仁美智」の号を金光撰胤から授けられた、明治三〇年 (九七) 二月以降と考えられる。

○なお、本編の通し番号の下には、項目番号を () をつけて示した。

一 (一六〇項)

若い時は二度ないというて気ままをすると、年老いて難儀をする。若い時、辛い辛抱をしておく、年老いて、よい芽が吹く。

二 (一六一項)

生まれた子が目が無いゆえ、お剣先様で目を付けてもらいた。こんなことは信心のない人に話せば嘘のように思う。

三 (一六三項)

ある人、猫のために崇られて、病氣お願い申せし時、「猫ぐらいなものに命取られて、引き合わぬわい」

四 (一六四項)

悪いと思うたら、思い返せば楽じゃ。

五 (二四一項)

お剣先様で子供の目を開けてもらい、神様へ頼むか外へ行くかと、神様のお気付けじゃ。

六 (二四二項)

ある所長が間違うて、部下が間違つた時、

「本人が違うて来るから、皆、間違うて来るわい」

七 (二四三項)

信心のない人は、子供が物をもらわぬも同じこと。信心する人は、お陰をもらうゆえ、よけい信心する。泣く子の頭たたくゆえ、よけい泣くのじゃ。何でも我一心になりて願えば楽じゃ。

八 (二五四項)

明治二十五年、松尾源次郎参詣の折、「私は巳^みの年、私は何の年と、十二支の干支を言うてお願い申して居られますが、東京の巳の年は何万人あるか、長崎さ^{とら}えも寅の年何千人あるか知れませぬ。そこで、どこがどこやら分からぬではありませんか」とお伺いをした時、

「姓名は、お互い人間のものじゃ。神様の方にては十二支というて、十二に分かれてあるわい。住所姓名を記すのは人間が忘れぬためじゃ。その位なことが分からぬような神じゃなわい」
と宣う。

九 (二五六項)

ある人が、「心経上げてもよろしゅうございますか」と尋ねた時、

「心行が第一じゃ。一生涯、心行せよ」と宣う。

一〇 (二五七項)

信心になれよ。教会所へお供物沢山する人には丁寧親切をするは、信心にあらず、人心なり。また、信徒を評するに、ある一点の悪しき所をもつて他の善行を打ち消すことなかれ。それはそれ、これはこれと、賞罰を明らかにすべし。大阪分所信徒に村木(マス)という老婆あり。難風の時、大神様へお願い申し、乗合い一同の無事を願い、救いしことあり。しかるに、この人、俗に大事言いにて自慢話多きにより、人はこれを排斥せり。これ人心なり。慎むべし。

一一 (二六〇項)

所長講師たる者、神様のお陰にてお広前隆盛と相成り、人物のお陰もいただきたる時は一安心して、ここかしこと物見遊山などして気を緩め、神の注意をいただきたる人あり。その時、

「お陰をいただく、皆一安心一服するわい。それじゃから、神様もお陰の一服をなさるわい」

との御理解。

二二 (二六六項)

ある信徒の息子に甚だしき放蕩者あり。両親大いに困り、金光様にお願ひ申し上げしに、

「身二つになつてから言うても無益じゃ。宿りておる内に、両親が身持ち正しく信心すればよいのに」

と。

二三 (二六七項)

大谷村の近き辺りに夫婦一子の家ありき。ある日、その子を見失ひ、四方八方を手分けて尋ね求めしも見当たらず(七歳の時)。せん方なく金光様にお願ひ申し上げしに、

「よく願うておくから、そちらも大神様へ、昔のことを考え出し、お詫び申せよ」

と申されき。夫婦、一向合点いかず帰宅し、額を合わして考えしに、これを見いだし、思い出してあり。この人、壮年の

頃に、夫人この子を宿せし間、他に女を求め、通いけり。夫人これを知り、大いに怒れども、聞き入るべくもあらず。時に夫人、我が身をはかなみ、腹を両手もって打ち、この子さえなくば他へ嫁入りせんものを、と悔やみしことありと心付き、神様にお詫び申しけるに、その夕方、門口近く遊びおりき。両親の喜びいわん方なく、走り抱き親ながら愚かなりしを悔やみ。子に如何なしおつたやと尋ねれば、やおら口を開いて言うは、一老人あり、来たりて我を携え、彼方此方となくうち連れ、立ちくれ、朝夕とも美味を与えられぬ、とぞ。あんずるに、大神様には、今日は心付くか明日は清き心に相成るか、と待ちに待つてくだされ、数年、否七年を過ぎしも心付くべきけしきも有らねば、終に神隠しをぞなされしものならん、心付かしめ給いしならん。

二四 (二六九項)

ある先生、「私は早三年いんきん病にて困りおりますが、時によりますと御取次の時にかゆみを来たし、真に困ります。人は皆お陰いただきますのに、私はいただけませぬ。もつとも、我がことはお願ひせずとも、お陰いただけますと思ひ、お願ひは申しませぬが、一向治りませぬ」と申し上げしに、

「そりやお前、物を食うからじゃ。いただかんからである」と宣う。

一五 (二七一項)

「ご本部近傍の者にて、ある富家あり。村の戸長をも勤めおる人なり。色々と思心せんと申ししも、身富裕なるにより、信心できず。ここに一策を案じ、乞食の真似をし、面桶めんぼく（一人前ずつ飯を盛って配る曲物）のごとき物を持ちて村内を回り、物貰いつつ参詣したり。帰り道には辛抱できず、途中にて実名を表し、車に乗りて帰りたが、都合一日半、全くしたわい」

と金光様宣う。岡（繁蔵）氏、「それらはいかがにござります」と、お伺い申し上げしに、

「それでも信心の内に入りてあるわいと宣う。」

一六 (二八三項)

大阪府下のある先生にて、お道拡張に日を送り、所長となりおる人、段々と衰退し信者の参詣なく、ついに金光様に、

「引き続きさしていただきましようや否や」と、お伺い申した時、数日、ご返事なく、困り果て、最早やめよとの御事かと思ひ、断念して金光様に向かい、「明日、帰らしていただきます」と申し、お暇乞いをせし時、

「願え願わせじゃ」と宣う。

一七 (二八五項)

ある人、「お祓いを上げねばなりませんか」と尋ねた時、「高い屋根から落ちて、びっくりしてやめんような一心のお祓いなら、上げて信心になる」

一八 (二八七項)

桂氏、「初め放蕩したるをもつて、親類の者も兄弟の者も一向に取り合わずに言うに、『家業もせず、金神が好きじゃとか何とかと申うておる』とて出入りもしてくれず」と申し上げた時、

「信心しておれ。ついには親類も喜び、出入りしてくれるよになる」

と宣いしが、お陰でこの頃は皆々訪ねて来てくれるようになりました、との御事。

一九 (二九三項)

古の菅原道真公も一心に神を祈られ、一年余も経ちしに、その験なく、公、時節を待ちかねて一度は心を緩められしが、ある日ふと谷間に遊ばれけるに、一人の老人ありて斧の古びたるものを磨きいたり。公これを見て、何をなし給うか、と。老人曰く、「針を作らむ」と。公、大いに心を勇まし、また再び巖上に登りご祈願なされ、ついにお陰をいただかれぬ。何でも辛抱が大切じゃ。

二三 (二九七項)

ある所に瘦犬と肥犬と二匹ありき。瘦犬は真に小さな肉を一
切れ持ち、肥犬は大きな肉を持てり。さて、瘦犬の思うよう
「何とかいたして、かの大きな肉を得たきもの」と、己の肉
は側に置き、たちまち肥犬に飛び付き、肉を持ち去らんとせ
しに、肥犬ひらりと身をかわしざま、形は消え失せぬ。これ
に瘦犬失望し、己の肉を顧みしに、見えずなりぬ。真に不思
議に思い、求めしも、ついになし。せん方なく、すごすごと
立ち帰りしとぞ。これは何種にでも取れるわい。考えてみよ。

二〇 (二九四項)

石の上にも三年ということを誤解し、三年過ごせば出世し、
結構なる身の上となり、美食を得るものと思えど、さにあら
ず。石の上も三年経ては慣れっこになる。慎みも三年経ては
慣れっこになる。

二二 (二九五項)

太田とく、「段々とお陰いただき、嬉しくて嬉しくてなりま
せん」と申し上げた時、
「喜べば喜ぶほど、喜びが重なりて来るわい」と
と宣う。

二三 (二九六項)

ある所に米屋ありき。その家の米搗きに、いとよいとも正直
なる者ありて、表裏の別なく主人に仕う。この者、常に天狗
になりたしと申す。主人これを聞き、主人に向かい、「天狗
にいたしやらん」と言う。主人喜び、「いかにすれば天狗に
なしくだされますか」と。主人曰く、「しからば三年、無給
金にて働けば、天狗になしつかわす」と言うに、大いに喜び
一心不乱と三年を努めぬ。ここに主人に向かい、「いついた
しくださるや」と問うに、「今三年を努めよ」と。「今度は
必ず天狗にいたしつかわさん」と。主人また三年を努めき。
しかるに未だ天狗にいたしつくれず。主人に催促するに、主人
曰く、「なお三年努めよ。必ず必ず望みを叶えてつかわすべ
し」とて、ついに始めより九年努め、ついに今日か今日かと
待つも、主人いかんともせず。主人、主人に迫る。主人も今
はせん方なく、「しからば、天狗にいたしつかわさん。我に
従い来たれ」と言いて、先に立ち、ある深山に導き、見上げ
るばかりの巖上を指し、「この巖を登らずんば、天狗には成
り難し」と。主人、一生懸命にて難なく登りぬ。ここに主人
も大いに致し方に困り、また曰く、「その巖上より、この谷
底へ飛ばずんば有るべからず」と。主人またも数十丈の谷底
に身骨砕けんばかりに飛びぬ。主人も、この状を見て、そぞ
ろに哀れに思い、必ずや骨飛び肉走り、死せしならんと後悔
の心出、心恥ずかしく思いけるほどに、岩の上より、「主人
主人、今、天狗になりました。御礼申す」と声を掛けぬ、と

ぞ。これを手本にして辛抱すればよろしい。

二四 (二九八項)

「神様へ段々とご無礼をいたす時は、神様から戸をお閉め立てになることがある」

と宣う。「その戸を開けていただきますには、いかがいたせば」と伺うと、

「そうじゃ、金光大神という合鍵でなくば開かぬわい」と宣う。

二五 (二九九項)

お陰いただきて、ぜひ病まねばならぬ厄ができたなれば、隣知らずのお陰いただけよ。

二六 (三〇〇項)

何でも過ぎるということを慎めよ。ある海辺に狸しやうじやう々(想像上の獣の名。人間のような顔をして、人間のことばを解するとう)が三匹住みいたり。これがある人が知りて、何でも生け捕りしたいものじゃと思ひ、船二艘を備え、酒樽三挺を載せ、海辺に置き、他の一艘の方へ身を潜め待ちけるに、案のごとく三匹の狸々来たり。汲んでは飲み汲んでは飲み、二匹は早非常に酔い、「これでよし。いざ帰らん」と促すに、一匹の狸々は、「今少し飲みたきゆえに、一足先へ帰りくれ

ろ」と己残りいて、十分に飲み、前後も知らず酔い倒れぬ。ここに舟人来たり、難なく生け捕りしたり、ということあり。好きなものが命を取るわい。

二七 (三〇一項)

何でも「も」の字を慎めよ。「も」の字を十だけ慎むと、良い信行になるわい。

二八 (三〇九項)

諸先生、氏子らよ、形を持つておるうちに十分の徳を積んでおけよ。神去つて後、その光が輝く。

二九 (三一九項)

近藤藤守の布教について、
「道を広くして通さぬのか」と宣う。

三〇 (三二二項)

斎藤卯平の大病の時、広田平陸が「特別のお陰をもつて斎藤の大病を助けくだされ」と願ったのに対し、
「神に特別ということはない。また、本人は一命を欲しくお願ひ申してはおらぬ」と宣う。広田氏、大いに恐れ入り、早々帰阪して同氏に尋ね

たるに、「実は、あまりの身の憂さに御引き取りを願うてお
ります」と申しき。同氏は人にも理解し教導する者ゆえ、人
に向かつては、何でも今一度助けていたきたい、と申して
おられしなり。広田氏これを聞き、参拜くだされしなり。然
れども、齋藤氏、右のお言葉に恐れ入り、今一度お助けくだ
されと、お願い申されしを、お陰にただかれ、ご分所へも歩
いて参ることができると相成られ、後、間もなく帰幽せ
られたり。

三三三 (三三三三項)

本部近傍の信者、本部に参詣し、「私は肥桶の縁にお鏡餅を
掛けて参りましたが、お供えしてもよろしきや」と尋ねしに、
「お供えしてもよろしい」と言う。

三三三 (三三五項)

京都の講社の者らが教祖様の石碑を建てんと願ひ出た時、
「建設早し。見合わすべし」
また五年祭の時、是非建設したしと山上に石碑を上げ、建設
したるに、一夜のうちに山の下へ転落す。講社の者、驚いて
伺いたるに、

「実は、該石碑は寄付金を過分に集め、講社中に利すること
あれば、大神にはお受けあらせられず」

と説かれたり。その後、そのままに相成りたるも、漸く昨年
七年祭にお詫びして建設落成せり。

その他の資料類

「金光四神言行資料集」は、今回をもって掲載を終える。
なお、本資料集で扱ったもの以外に、金光四神の言行を伝え
る主な資料を、以下に掲げておく。

※天野慶藏「金光大神御遺訓叢誌卷の一、二」

※石塚某の伝え(明治四〇年頃自記提出)

※大橋亀吉「四神様み教え」

※「貝原谷五郎手記」

※「高阪松之助実録」

※「堤清四郎手記」

※利守千代吉「金光四神様の御教」

※中野米次郎「御神徳談話記」

※福嶋儀兵衛の伝え(明治二七年自記提出)

※藤原イソノの伝え(明治二七年自記提出)

※森定虎吉「道別の記」

※八木栄太郎「天声神語」

※「教学調査会資料」

※「金光四神様の言行資料についての調査票」

※「金光四神様に関する資料」

平成七年度研究論文概要

七年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文を、ここに掲げる。

第一部

二十五歳から三十五歳までの金光大神

—金光大神事跡資料集(五)をもとに—

金光和道(所員)

本稿では、小野家資料をもとに、二十五歳から三十五歳までの金光大神の事跡を、他の村人との関係で論じた。

一章 御物成帳の分析を通じて

二十五歳のころから、村でも有数の高持ち百姓であったが、寺社などへの寄付金は石高に比して低かった。また、二十歳代後半からは、村仕事に出て得る日当は半額程度に減り、その分、年貢を銀納するようになる。また、二十八歳ころからは、米切手でも年貢を納めるようになった。このため、時の相場であらかじめ米を切手に替えるため、損をすることも多かったようである。

二章 小割帳、足役帳の分析を通じて

村の重要な三か所の井手番、また堤番、火消し、伊勢御師に連なつての札配りなどの実際を紹介した。これらの役は、概ね世襲制であり、金光大神の資質から選任されたわけではなかった。

三章 与八について

金光大神の叔父与八は、金光大神が二十歳代前半のころ、共に村仕事に出、金光大神の生計を助けていたようである。とりわけ村でも数少ない石垣工事の技術者で、高額の日当を受けていた。しかし、金光大神が二十六歳のころから村仕事にもあまり出なくなり、隠れて借金を繰り返し、支払いが出来なくなつて、金光大神が肩代わりをしていたようである。

付 賀茂神社神幸事件

氏神祭りに関わり、大谷村と須恵村、また神職の神田大和と叔光院の軋轢に金光大神も巻き込まれた事件を解説した。

金光大神における「隠居」と

その信仰的意味をめぐつて

坂口光正(所員)

本年は、「覚書」を基に、金光大神における、社会からの「退隠」の相の持つ信仰的意味について考察した。具体的には、安政

六年の戸籍上の「隠居」の事蹟、及び安政六年十月二十一日の神伝（立教神伝）、さらに明治六年の神前撤去の事蹟等を取り上げて、それら事蹟群に通底する金光大神晩年の信仰理念を抽出すべく努めた。

一章では、安政六年の隠居から明治四年頃までの、金光大神の社会的な位置の変化と、そこで生起した問題点を窺った。具体的には、元治元年に始まる布教公認運動としての金神社建築運動に関わって、神官の資格を取得することによって生じた村落内での位置の変化と、それが金光大神や家族等の信仰の把持や布教意識にどのように反映されたかを、「家業」意識との関わりから分析した。

二章では、「覚書」「覚帳」において、時期的に極めて限定されて用いられている「生神金光大神社」という表現に着目し、「社」号についての従来の研究成果を踏まえて、その金光大神の信仰展開史における意味を考察した。

三章では、ここまでの考察を踏まえつつ、神前撤去によって生まれたとも言い得る天地書附の意味について考え、そこでの「わが心」の持つ信仰的意味合いを、「社」号の消滅と対比させて把握することに努めた。さらにそこから、実際には実現しなかったが、明治九年の隠居の指示（『覚帳』二〇―三〇）が、相続者秋雄における信仰の自己内化及び信仰的自立を促すという側面を持つていたこと、さらに秋雄にとって、そこでの相続を承引することは、逆説的に社会からの「退隠」を意味するものではなかったか、

ということを窺った。

最後に、「社」号の消滅と天地書附の生成の契機となった神前撤去の事蹟がもつ意味について考察した。その結果から、信仰の把持・伝道のために最も大切なものは、「社」に象徴される集団的な信仰保持ではなく、個々の信仰者が自らの生を生神金光大神の役割を担った生へと整えていくことになる、と確認せしめられた事蹟であると解釈した。

「生神金光大神」解釈への視座を求めて

―課題への展望―

滝口祥雄（助手）

本稿では、「生神金光大神」研究をめぐる論点の抽出と方向性の明確化に努めた。

第一章では、これまでの教説史と教学研究における「生神金光大神」についての解釈史的内容を整理し、問題点の抽出に努めた。まず、主に和泉乙三『金光教観』、高橋一郎『金光教の本質について』の内容から、「生神金光大神」についての教説内容を取り纏めた。次に、紀要『金光教学』の関係論文を概観した。ここでは、「生神金光大神取次の道」に本教教義と信心の中心生命があるといわれていた教団動向が、同第六号までの生神金光大神

解釈の内容には反映されているという傾向が看取された。また、同第八号以降では、明治六年旧八月十九日の神伝の解釈に基づいて、「生神金光大神」の内容が導き出されていることから、「覚帳」における同神伝以外の記述内容を合わせて、「生神金光大神」の内容を探求することの必要性を確認した。

このような関心から、第二章では、「生神金光大神」と記された五つの神伝を取り上げ、各神伝が語り出された状況を踏まえつつ、文脈から「生神金光大神」の意味合いを探るとともに、「天地金乃神」「天地乃神」との関係構造の把握を試みた。その結果、「天地金乃神」「天地乃神」「生神金光大神」の関係は、それぞれが単独で固有な意味を保ちつつ、各神伝に通底する統一的な構造を形成しているとは見なし難いものであった。そのことから、三者の関係は、表記上の同一性は確保しつつも、各神伝が語り出された状況において、そのつど固有の意味を確保して、神伝の文脈中にそれぞれが場所を占めていく中で構造が示される、そのようなものとして解釈され得るのではないかと、との展望を得た。

神号授与の意味についての一考察

—その序章—

谷村仁史(助手)

本稿は、金光大神が明治元年九月二十四日の神伝によって調べた「神号帳」の末尾に、明治三年九月一日、浅尾藩から出社に神号を授けることを禁じられた、という趣旨の一文を記しながらも、明治七年には、新たに信者に神号を授けたことを記している事実注目し、実質的な神号授与が、どの時点まで行われていたのか、を明らかにしつつ、金光大神における神号授与の意義を探索した。一章では、これまでの先行成果に学びつつ、明治元年九月二十四日と明治六年旧八月十九日の二つの神伝解釈に注目し、神号授与の意義を、金光大神の信仰史における一時期には限定し得ない可能性を指摘した。

二章では、「覚書」「覚帳」に記された同じ事蹟において、神号保持者の名前の記され方が異なること、「覚帳」の明治九年以降の事蹟では、神号保持者であっても、神号で記されない場合があること等を手がかりに、金光大神において、神号授与が、どの時点まで確認し得るかを考察した。具体的には、大森うめが金銭面でのトラブルを起こした後、「覚書」においては、神号で記されなくなる例を取り上げ、その理由として、明治七年以降の大森うめの信仰状況に対する金光大神の視線が、「覚書」の記述に反

映されたことによるものとの考えを示した。これらのことから、金光大神における神号授与は、少なくとも明治七年頃まで、その跡を確認し得ること、その後、神号授与が見られなくなるのは、神号保持者の信仰状況の変遷が原因の一つとして考えられることを指摘した。

「金光大神御覚書」の性格について思うこと

—「覚書」、「覚帳」執筆時の

金光大神の視点を追って—

小坂真弓(助手)

本稿では、「覚書」執筆の発端となる、明治七年旧十月十五日の神伝について、①天地金乃神が「覚書」を書くように金光大神に指示したのは何故か。②金光大神は、「覚帳」に対して「覚書」をどのようなものとして区別して書いたのか。以上、二点を問いとして「覚書」の性格について考察した。

一章では、これまでの教説史・教学史における「覚書」についての解釈に学びつつ、「覚書」の性格分析における諸議論の視点・方法上の問題点を抽出し、「覚書」を多角的、通時的に見ていくことの必要性を確認した。

このような関心から、二章では、まず、「覚書」の性格分析に

際しては、先の問いとの関わりから、具体的に、○天地金乃神が、「覚帳」には明治四年から記されるのに対し、「覚書」では安政二年の事蹟から記されていること、○明治七年旧十月十五日の神伝を解釈すると、天地金乃神が金光大神の出生時からの出来事を知っていることに注目する必要性のあることを示した。次に、両書における金光大神の視点を通時的に追いつつ、記述内容の差や、神名の違い、天地金乃神の出現時期の違い等の諸傾向、また、明治元年以降から六年までには両書の記述内容が整合していくことから、両書における天地金乃神把握の違いを明らかにすることを試みた。

このことから、「覚書」、「覚帳」の天地金乃神の出現時期の違いや両書の記述の差異等は、金光大神が明治七年旧十月十五日に神伝を受け、「覚書」を執筆したことによって、天地金乃神と把握される神は、「覚帳」執筆時における確認時期より、さらに前から金光大神自身に関係していたことに気付かされたために生じたのではないか。また、天地金乃神に対する神把握の間違いに気付かされたことから、「覚書」を書くことで、「覚帳」の再考が果たされたのではないか、との展望を得た。

第二部

金光大神の死と「生神」の意味

加藤 実(所員)

本稿では、人びとから「生神様」と敬仰されていた金光大神の死をめぐって、直信らが金光大神の死を受け止めていく信仰的な意味と、その解釈について考察した。主たる分析対象として、御理解集、事蹟集を用いた。これまでの「生神」解釈の主流は、人間誰しも人を助ける働きを顕現する「神」となる可能性があり、人間の理想像と説かれてきたところにある。しかし、この解釈の場合、金光大神は、信心の模範、手本であり、「人間」的な側面がクローズアップされる傾向にあり、金光大神の「神」的な側面が等閑視されがちで、そこでの宗教体験の意味を把握し直す信仰の革新は途絶え、信仰が既成化されてしまう懸念がある。以上の問題点を問う手がかりとして、金光大神の信仰世界に直接触れた直信らにとって「生神」とは、いったい何であり、そして、その意味が金光大神の死を契機にしてどうなったかを追究した。

まず、直信らが理解・事蹟を伝承していく意味を考察した。金光大神と直信らは、日常的な時空を共有していただけでなく、非日常の世界すなわち信仰の世界を共有していた。そのことからすれば、金光大神の死の意味は一般化できないものであったと考え、

その死の原因が、例えば病気のためであるというような客観的な事実は、金光大神の死を解釈するにはほとんど意味がなく、信仰的な理由が必要となり、その根拠は、あくまでも金光大神の創出した世界に見いだされなければならないと考えた。そして、青井サキの伝承を分析対象とし、金光大神の信仰世界を伝承する行為には、その信仰世界の奥底へ飛び込むによって、自己の体験を把握し直した新たな「経験」となって語られると考察した。

次に、直信らが把握していた生前の金光大神像を明らかにすべく、直信らの伝承を分析し、直信らが金光大神に人間を超越する力を感じたのみならず、神と常に共にある生き方、あるいは死の直前まで行われていた百日修行等の中にまで立ち現れた神性を「生神」と仰いでいたことを指摘し、後年、佐藤範雄が示した「人にして神、神にして人」「生神とは、教祖この世に御在世中の神名なり」という認識の源泉をこれらの金光大神の相に求めた。そして、死に関する理解・事蹟の分析を行い、一般的な人間の死の観念を相対化するものとして、「生き通し」という言葉に裏付けられるような永遠の神としての働きという意味が、直信らには、読みとられたのではないかと考察した。

さらに、直信らそれぞれが伝承している事蹟に関して、事実関係に齟齬があることに注目し、客観的な事実関係よりも、直信らは、金光大神との個々の関係において、信仰世界での「真実」と把握しなおし、自らの生の拠り所を回復し、金光大神の死という信仰的危機状況を乗り越えたと考察した。

本教女性布教者研究の視点を求めて

—資料集作成を中心に—

高橋 晴 江(助手)

本稿では、教会誌を中心とした布教資料から、女性布教者の入信の状況・布教に至る経緯について取り纏め、彼女達の信仰内容を捉えることを試みた。研究視点の明確化を図るため、初代教会長、教会創設期の布教従事者を中心に、その信仰経緯を纏めた資料集を作成するとともに、問題点を抽出し、考察した。

資料集は、戦前までを対象とし、出生・結婚・入信・布教開始・教師補命・修行・神勤・布教後の変化・帰幽・遺言・性格・特徴・信条・述懐・後継の各項目につき、纏めた。

考察に際しては、紀要『金光教学』第三二号の森川真知子「研究ノート 本教女性布教者についての一試論―特に初代女性教会長について―」を批判的に継承すべく努めた。同ノートは、神ないし教祖は信仰対象であると同時に、内的世界では、父親の代替存在として自己の一部に取り入れられることになったこと、また、師が家長の代理存在として機能する時、彼女達の内的世界では、師が家長ないしは配偶者の像と重なって、自己の一部に取り込まれたことを指摘している。

これに対して本稿では、「代理存在としての神」とされる概念について、女性布教者達が信仰の世界に入り、各々の苦悩から救

済されていく過程で捉えられた信仰・神は、配偶者・家長の代理存在という概念では捉えられない、家制度の枠を越えた「開かれた世界」であるとの推論から、以下の点を指摘した。

資料集全体を通して、入信以前に背負っていた、父・夫の不在といった封建的な社会での「不幸」から布教者として転生していく過程に、弟子、後継者の存在が窺え、新たな家族形態が営まれてくるのではないか。確かに、父・夫の不在は、封建的な家族形態の中では、いわゆる「不幸」の条件と言えるが、そこに拘泥すると、信仰世界そのものが、家制度の枠内においてのみ有効な、限定的なものに止まってしまう恐れがあると思われる。また、今後の方向性として、女性布教者の信仰内容をより深く理解すべく、各時代状況における女性についての諸学の成果に学びつつ、分析を進めていくことの必要性を確認した。

祈念の儀礼的・象徴的意味把握の視角を求めて

—ヴィクター・W・ターナー—

『儀礼の過程』の文献解題を通して—

河合 信 一(助手)

昨年度の研究報告では、祈念における唱え詞を唱えることの意味を考察し、形式への執着は戒めながらも、金光大神においては、

神の心との一体化を目指す行としての側面が認められていたことを窺った。この様式によって心が整えられていく側面は、金光大神の祈念における儀礼的・象徴的行為としての意味を示しているのではないかと考える。そこで、神と人との関係の中で、祈念がいかに儀礼的・象徴的行為として機能するのか、という課題のもとに、ヴィクター・W・ターナー『儀礼の過程』の解題を試みた。

第一章では『儀礼の過程』の内容を以下の点において要約した。
 ①儀礼の諸要素の象徴的意味と情念を操作する側面。②部族社会の通過儀礼において、新成人などが置かれる身分秩序の構造から隔離された平等な関係であるリミナリティ（境界状況）。③そこで経験される等質で構造化されていない本質的で包括的な人間の絆であるコムニタス。

第二章では、前章での要約をもとに、神と人間との関係について考察した。我々は、本来、非構造的であるはずの空間に存在しているながら、知覚できる範囲のみを数量化して構造を造り上げている。そして、部族社会における儀礼の絶対的権威が神の象徴と解釈されることから、リミナリティで経験されるコムニタスは、我々の本来の存在の根拠である非構造的な空間での、神の下での平等な関係を象徴的に回復したものといえる。そこから、祈念は、個人が自らの契機で構造から抜け出し、神の下での本来的な関係に回帰するための通路としての象徴行為であり、情念を呼び起こし、神に向けさせる転換装置と見なし得る、との考えを示した。また、本書の解題を通して、儀礼の諸要素を社会構造との関係

で象徴として分析する方法は、祈念祈祷から理解へ移行したと言われる金光大神の信心において、祈念やその他儀礼的諸要素が持つ意味を考察する上で、今後の視点になり得るとの展望を得た。

言葉と意識の重層性について

—丸山圭三郎『生命と過剰』

の文献解題を通して—

水野 照 雄（助手）

本稿では、教学研究における問題関心と視点の取り方、方法を学び、今後の自身の研究課題の方向性を模索するため、人間の意識について言葉の側面から論じた、丸山圭三郎『生命と過剰』の文献解題を行い、丸山の論旨を敷衍しつつ、神に関わる意識についての考察を試みた。

第一章では、言葉による現実のカテゴリー化が認識に先立つ、という丸山の主張に注目し、神を言葉で表そうとする行為を、存在に関わって働く言葉の機能の側面から考察した。そこから、人間の直接の認識対象とはなり得ない神の存在は、神の名や神という語で括り取るという言葉の働きによって初めて意識されるようになる反面、それは同時に、その言葉に応じた役割や性格によって、人間の意識の及ぶ範囲に神を安住させようとすることでもあ

る、との理解が得られた。

第二章では、言葉は意識の表層において記号として用いられつつ、深層においては意識主体の手を離れて意味創出に働く、という丸山の、言葉Ⅱ意識の重層性概念に負いつつ、「お知らせ」を受けるとの意味について考察した。そこから、「お知らせ」を受けるとは、意識の深層に向けてなされる、意識の外部なる神からの働きかけによって、新たな意味の発生に立ち会わされるといふ出来事ではないか、との展望を得た。

第三部

窮民救済の視座

— 差別論的視点からの

「身代わり」論再考の為の序論—

渡 辺 順 一 (所員)

専念布教開始以来、教祖は、ハンセン病患者や被差別部落民を始め、当時の村落社会から排除された被差別民衆や、生活が破綻した貧窮民達とも関わりながら、様々な民衆の救済を行っていた。そこで、今年度は、教祖の被差別民や貧窮者に対する救済者としての側面に注目し、幕末維新期における教祖の金神救済者としての社会的位相と、その信仰的視座を明確化しようとした。

一章では、先ず第一に、幕末期に教祖や出社等が行っていた、

「お持て替え」と称される身代わり救済に注目し、当時の民俗土壌の上に成立していた金神救済者としての彼等の実存的意味と、彼等に対する世間の人々の忌避意識・排斥感情との相関関係を把握した。死穢・血穢にまみれつつ、不浄神・金神との交流によって病を癒す、教祖等の不可思議の能力は、カオスの領域から生活を脅かす不浄の威力として、秩序の側からは排除すべき対象と見なされていたのである。次に、四国遍路者達に伝わる「戸開てずの庄屋」伝承を踏まえながら、「覚書」に記された、文久三年の「表口の戸を取り、戸閉てずにしたし」、慶応三年の「門の戸開き、敷居をつぶし」という二つの神伝の意味を考察し、それらの神伝が、外部と遮断することで内部の清浄性を保とうとする家の体裁を壊し、社会から排除された者達を自らの生活の場に入れ入れる、「神の家」としての不浄なる象徴空間の創出を命ずるものであり、死穢に塗れながら人間が「神の氏子」として生き得る、不浄神・金神の視線から捉えられた新たな関係秩序創建の象徴的表現でもあることを指摘した。

二章では、「出社中組み合せて、押しかけに行つた」という、明治四年四月の教祖への「不評」の背景について、廃藩置県前後における大谷村を始めとする近隣村落社会の治安状況や、金神社神主となった教祖の公的立場と窮民救済行為との矛盾との関わりで分析した。また、三章では、身分制秩序を解体・再編成するべく発布された賤民廢止令と、その太政官布告の発布を機に西日本

各地で繰り広げられた農民達による被差別部落への襲撃の意味との関わりで、不安や恐怖、そして生存への欲望に駆り立てられながら暴力的錯乱の状態を生きていた、廃藩置県後の人間状況に対する教祖の視座を把握しようとした。

引き揚げ教師に見る戦後

—西村如松・幸田タマを中心に—

三 矢 田 光 (所員)

本稿では、樺太教会長西村如松と羅津教会長幸田タマの二人を中心に取り上げ、「外地」で終戦を迎えた本教教師の体験と意識のありようを捉えていくべく努めた。

第一章では、教師引き揚げの概況と、これに対する教政の対応を見た。まず、日本敗戦時点で、布教に従事していた在外教師は約一八〇名おり、そのうち、「内地」に引き揚げた教師は約一五〇名であったこと、また、その帰還が昭和二十二年末頃に概ね一段落したことなど、引き揚げ者等の動向を把握した。

次に、引き揚げ教師と家族の宿舍として設置された吉備寮について、その設置(昭和二十一年十二月)から廃止(同二十三年五月)までを中心にして、当時の中央教務の状況や、引き揚げ教師への対応をめぐる教内の論調にも注目しつつ、引き揚げ教師たちが、新たな布教

現場へと再出発していくありようを捉えようとした。

第二章では、西村如松の樺太布教と、引き揚げ後の北海道での再布教の経緯を描いた。まず、樺太布教の経緯と実態を見た。日本の南樺太領有と入植の歴史状況を背景として、信奉者の移住が先行し、これを後追いする形で教師派遣がなされたこと、日本人を対象とした布教であったこと、宗教会への優遇措置や社会的地位の高さが認められること、講社を中心とした巡回布教とも言うべき形式が取られたことなど、樺太布教の特質を抽出した。

次に、如松の日記から、ソ連軍の占領下である樺太から脱出を試みた如松が捉えた、敗戦とその後の状況がどのようなものであったかを把握するべく努めた。

次に、引き揚げ後、北海道に再布教していく経緯を見た。そして、「自力の」戦後再出発を果たしていく如松にとって、本部教会神前奉仕者や、本部教庁に勤務する人々の具体的人格を通じて捉えられた「本部」が、彼を力づける存在としてあったことを示した。

第三章では、幸田タマが、敗戦後、北朝鮮に残留する道を選んだ経緯と、そこでの残留のありようがどのように語られているかを、タマと別れて日本に帰還した娘の手記や、戦後タマがたためた書簡類を中心に扱いながら、捉えようとした。そして、教育と農地開拓を通じての「融和実践」のために朝鮮に赴いたタマが、戦後は、そうした事業の継続が不可能な状況に置かれながら行った信仰生活と朝鮮語の学習に、「融和実践」の継続的意味が込め

られていたことを述べた。

そして、最後に、今後、より多くの引き揚げ教師たちの個々の体験の把握と分析を進め、視点の明確化と内容の充実を図るといふ展望を示した。

反芻される教団独立

— 宗教法立法化に向けられる佐藤範雄の法認識 —

大 林 浩 治 (所員)

本稿は、かつて教団の独立、布教合法化運動に奔走した佐藤範雄が、教監を辞職した後に、再び宗教法の立法化へ取り組んだ行動を扱った。その際、立法化活動に衝き動かされること、独立以来の、佐藤の不可避な「反芻」に由来するとして考察した。この反芻を、立憲制の展開過程と共に、佐藤の法認識へと繋げて論じるとき、現在の教団に向けて社会存在上の法的な問題性を示し得るのではないかが行論上の始点である。全体の構成は、一、二章では、独立前と後の佐藤の法認識を、三章では、第二次宗教法案の制度調査会審議で現れる内容を見た。

まず一章では、従来、神道政策の変遷に重点が置かれてきた独立の問題を、法政全般の政策過程との対比で見た。独立時の奉教主神が記紀神話に由来しない問題などが、「信教の自由」を掲げ

る帝国憲法によって保障されるべきであるとの佐藤の主張に注目する。そこには生活に現実的な働きを示し得る宗教としての独立が、自由や権利という法の言葉によって現されようとしていたことが明らかになった。

二章では、独立後の教団に求められる運営体制の問題について、独立の際の管長宛「復命書」「内申書」に、佐藤が公的運営に掛かる教団を、公共性認識の必要性から明示していたことを見た。また日露戦後、「家」を公法的存在と位置付ける言説が、「信忠孝一本」の教義に関わっており、それは教団への「公共性の体现」の問題ともなっていた。さらにこの問題が、教祖像とも関わらせ、金光教制度調査委員会で奉教主神の教規に現す必要性と、宗教法の成立の前提から説かれていたことを確認した。

三章では、宗教法立法化に向けた動きを、時代に対する危機意識を有した佐藤に関連付けて、審議内容を見た。そこでの佐藤の主な意見は、地方長官の第一次監督権削除、教会規定での主神奉斎の明文化の二点であった。しかし、この法案修正要求は、宗教法案の逸早い成立を期す立場によって、十分な審議がなされないままに立法者側に同調した結果となった。

以上の考察から、国家公共性に重点を置いた教団の存在確認の在処が、反芻の実際に意識されずして現れていた様相が窺えた。しかしまた、その佐藤が、「教祖の手代わり」としての自意識を常に有していたが、このことは、いわゆる「政教関係」の問題範囲に還元し得ない、教祖立教から連なる教団制度への省察がある

ことを示すものとなっていることを指摘した。

北米日本人移民布教の軌跡

—日系「二世」達の生活と信仰—

金光清治(助手)

本稿では、一九〇〇年代初頭に、日本から北米、カナダ西部へ渡航した移民の中から、金光教師が輩出された事実注目した。

国内での生活に破綻を来たし、出稼ぎを主目的とした彼等の、労働移民として体験させられた生活上の欲求と、やがて教師となる信仰上の欲求との切り結びを、北米、カナダの社会関係の中に求め、彼等の生活世界の中に芽生えようとした信仰の実際と、教師として生み出されて行く過程を見た。

一章では、一九一〇年代半ば、英領カナダブリティッシュ・コロンビア州、及び北米ワシントン州シアトル市に在留する労働移民間に、自然発生的に講社形態による布教が始められた事実注目した。集会所の組織化は、劣悪なる労働条件下に結成した自治体としての側面と、西部開拓時代のアメリカで、生活破綻を来たしかねない危機的な状況下、強い同胞意識に規定された信仰共同体としての側面を兼ね備えたものであったことを指摘した。

二章では、排日運動激化の様相を背景に、一九二六年に行われ

た、日本の青年会本部の立案による、北米、ハワイへの「在外邦人の信仰状態の視察及び調査」の意味、及びその調査中、シアトルを含む四カ所に結成された金光教真道会の、在留移民達にとっての意味を追究した。ここでは、キリスト教、仏教の日系人に対する布教と比較しつつ論じた。また、日本人移民にとつての、合衆国憲法による「信教の自由」が保障された下での宗教とアメリカ文化との関係、及び二世問題について論じた。

三章では、教会が設立されて一九二八年以降、日・米戦争勃発までの在留移民達の生活意識と、教会を基盤とした布教活動の実際について論じた。当該期における各地の布教活動は、日系人同様、当地社会の底辺に生きる他の移民労働者をも救済の対象に据えつつも、布教者達の信仰理念が日本の国家・民族的な生活意識の中に収斂されて行く様相が窺われた。

以上の内容から、当地社会に金光教師が輩出したことの意味は、人種、民族観に起因する恒常的な被差別状況下での、移民一世の生活世界内部における未知なる人間生活、信仰規範の創造であったことを指摘した。

大正十四年当時の佐藤範雄の問題意識

— 『佐藤範雄日記』 『御裁伝録』

「佐藤範雄発書簡」を中心に—

佐藤 武 志(助手)

本稿では、解読作業を進めてきた『佐藤範雄日記』（以下『日記』と略記）『御裁伝録』『佐藤範雄発書簡』の中から、佐藤範雄が大正十三年以降に教祖伝編纂事業に取り組んだ事実に着目し、その中の佐藤の問題意識を窺うことに努めた。

一章では、佐藤の教祖伝編纂に向かう態度を窺う為に、まず、『日記』の中から以下の三つの疑問点を抽出した。①「今は全く世人となり」と述べていることの意味とは何か。②「一意教祖直々の御用に従ひ」という、教祖直々の御用とは、どのような御用なのか。③「併し、社会国家に対しては比較的思想上の事は心得たる所あり」と述べていることの意味は何か。以上の疑問点を『金光教徒』等の資料を交えて考察した。そこから、大正十四年当時の佐藤の信仰内容として、「教祖直々の御用」として教祖伝編纂事業に専念するとしながらも、当時の社会状況に対する危機意識から、「社会教化活動」にも取り組んでいたことが窺えた。

二章では、大正元年に刊行された、渡辺勝著『金光教祖』は、佐藤が教団刊行の代替として渡辺に依頼して刊行されたこととされてきたが、佐藤は、大正十三年から、再び教祖伝編纂事業に取り組

んでいる。そのことの意味を、『金光教祖』『佐藤範雄発書簡』等の内容から考察した。その結果、『金光教祖』は、佐藤が執筆依頼をしたのではなく、渡辺の「国の為人の為に役に立つものを書きたい」との思いが主たる動機となって執筆されたと考えられ、教団や佐藤の理想とする教祖伝ではなかったことが窺えた。次に、教政職辞職後、教祖伝編纂に取り組む佐藤の様子を、『御裁伝録』から窺った。ここでは、教祖を伝えることが出来る唯一の直信である佐藤自身が七十歳を迎え、年令的にも教祖伝編纂を急がねばならないという、佐藤の焦燥と責任感が窺われた。また、佐藤自身が教祖伝を編纂する考えはなく、後に編纂に携わる者のために、資料を整理していることが分かった。

これらのことから、社会教化活動や教祖伝編纂事業に取り組む佐藤の信仰における課題意識を探索することを通じて、現在の我々の信仰生活における指針が得られるのではないかと、この展望を得た。

「主体」と同一、その実態について

—ミシェル・フーコー『狂気の歴史』言葉と物』
『監獄の誕生』の文献解題を通して—

兒山真生(助手)

本稿では、フーコーの著作の解題を行い、「主体」の実態解明、すなわち「自分は何か」という問いに仮託させた、対象への「同一」化の構造と、その分析を理解することを目的とした。それは、信仰者が「信仰を持ち生きる」という問題に際しては、従来、「人格」、「主体」といった概念を関わらせて実存が捉えられてきたが、その自明性を改めて問うことによって、それが新たな課題追究の一環として位置付けられないか、という問題意識に沿ってのことである。

フーコーによれば、「人間」は、近代秩序に基づく知識による発明物である。その「人間」に組み込まれた「自己同一化」は、自己意識内において、理念的自己像と、現実的自己像が重なり合わない二重焦点化を引き起こしている。「主体」としての「私」が、自己存在実感の稀薄さを、様々な対象との「同一」認識を積み重ねることによって、補完しようとするがために生起する問題だと捉えられる。この問題を、本稿では、「いま」私がある、といった意味での時間軸における表象と、「ここ」に私がある、といった意味での空間軸における理性とに注目し、二重焦点化の持つ

形相的な問題性を捉えることを目指した。

一章では、その構成的な様相を捉え、認識論的布置として「主体」を問うフーコーの視点を明らかにした。ここでは、表象においては、近代的知が生み出した「人間」の無根拠性を、そして、理性においては、それ自体が非理性性を内在するものであることを示した。

二章では、「同一」への志向を前提として、自由を求めると同時に生起する自己規定を、二重焦点化とする視点で捉え、その構造を分析することを試みた。そこから、人間が抱える二重焦点化の問題が、認識論を中心に据えるがゆえの問題であり、人間が「生きる」ことの根源に関わるような本質的な問題ではないという、フーコーの指摘がもたらす意味を探った。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法及び成果などについて、所外からの批判・検討を受け、今後の研究活動に資することを願い、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は、平成七年一月二五日に、第二七回の検討会を開催した。

検討の対象となったのは、紀要第三五号に掲載された、渡辺順一「『大東亜』戦時下の教団態勢」、大林浩治「日中戦時下における本教の対支文化事業」の二編の論文である。また、この検討会では、同じく三五号に掲載された「第二回日韓宗教研究者交流シンポジウム―金光セッシヨン―記録」の内容や、紀要全般、さらに近年の研究動向をめぐっての意見交換もなされた。以下に検討会の概要を掲げる。

検討会には、教外から、本教の歴史にも造詣の深い、歴史学者で富山大学教授である小沢浩氏を招いた。なお、教内からは、久保信道（小月・金光教院教授）、阪井澄雄（東魁）、橋本美智雄（伏見）、宮本要太郎（高鍋北・筑波大学大学院博士課程）の各氏、所内からは、各論文執筆者と佐藤光俊、金光和道、竹部弘、坂口光正（司念）、谷村仁史（記録）が出席した。

〈渡辺論文〉

○ 戦時下の教団活動を、信教自由、政教分離といった戦後的観点に身を置いて一方的に批判するのではなく、信奉者達の思念の内実を当時の資料から読み取ることを通して、本教信仰の体験として内在批判的に問うことを試みた研究として評価できる。またそこで、戦時下教政の責罪性の問題を、公認教団としての本教が果たした宗教的「鎮め」の、政治的機能の側面において把握されるべきだとする結論は、概ね首肯しうるものである。

○ 同時に、戦時下における全教信奉者の「生きたい」という救済願望を、組織防衛を第一義とするがゆえに信仰的に否定し去ったというところに、戦時下教政の責罪性を見ようとする視点は、具体的かつ痛切な批判である。しかしながら、国策と信仰との狭間で煩悶する教政者高橋正雄の態度をどう解釈するのか等、筆者が信仰的に否定したとする具体的な中身が十分に示されていない感がある。

○ 従来、観念や意識のレベルで捉えられがちであった国家や戦争というものを、生活とか命のレベルで問題にする方向性を開いたという点で、貴重な示唆に富んだ論文である。また、その二つのレベルの間のギャップを前提化するのではなく、戦争という非常時に、当時の人々が国家からの迫りをどう生きようとしたかが具体的に描き出されている点も評価できる。ただ、戦争の体験をどのように再構築するかという点に関わって、龐大な資料から必要な資料を選び取る際に設定される基準の問題に

関わる研究者のスタンスとか、方法論については、より慎重に吟味される必要があるだろう。

〈大林論文〉

○ 教団が、実態として戦時体制に完全に組み込まれて行ったのはなぜか。また、そこでの金光教の主体はどこに求められるべきか。そういった問題を問うための方法的な視座が示されている。「戦争における信仰」と、「信仰における戦争」というパラレルな視座を設定すること自体は有効な方法と思われるが、歴史を相対化しつつ信仰主体の内実を問う場合に、その方法的有効性や客観的叙述の可能性が見極められる要があろう。

○ 戦時中、戦争に対してどのような態度を表明したかということだけで、本教を評価することは不十分とする問題意識から、戦時下における個々の信仰のあり方、「信仰における戦争」体験の実相の究明を目指す方向性は理解できる。但し、その上で、「信仰における戦争」という視点から当時の信仰者に内在していた「信仰的生」を捉える時、個々の信仰者の信仰表明、行動を示すだけに終わるのではなく、それがどのように「信仰的生」であり得たのかについての筆者の確認と評価が示される要がある。

○ 資料状況に関わって、ここで取り上げられている「対支文化事業」については、中国側の人達の意識が、どこまで汲み取れるかという問題がある。研究的にも批判的な内容を突き合わせ

ることで、さらに内容が深められるであろうと予測され、そうした資料的制約の問題が研究構想、方法論によって克服されていくことが望まれる。

〈日韓宗教研究者交流シンポジウム〉

○ 紀要の性格というものを考えた時に、教学と一般諸学との交流を目的とした営みの具体的な成果を収録したことの意義は大きい。しかし、研究の視点、方法といったレベルでの相互理解に根ざした交流を実現していこうとするならば、発表内容に対しても、継続的に批判検討を加えつつ、言論のレベルでの交流が図られていかなければ、本来の意味での諸学との対話は実現しないであろう。それゆえに、対話を押し進めてゆくには、本教について言及している教外者の発表などに対しても、より積極的に論議を交わしていくことが必要ではないか。

○ 金光セクションの一つのテーマは、「近代化」ということであった。金光教は、戦後、村上重良氏などから、近代的な宗教という評価を受けてきたが、そうした評価をこのあたりで教学の立場から捉え返し、反省していくことが必要ではないか。ただ、その場合でも、近代の批判が即反近代へ結びつくのではなく、そういった二分法の枠組みを超えていく視点というものが、こうした会合などを通して捉えられていくべきである。

○ また、「近代化」という言葉の持つイメージについて、韓国と日本の歴史認識の差を感じさせる韓国側の発表があった。そ

の差異は国家とか民族とか、両国がもつ歴史の特異性によるものかも知れないが、そういった差異をどうやって超えていくかについて、具体的な課題化が望まれる。

○ 大林発表は、戦前期における本教の社会活動の中でも差別問題に焦点を当て、それらの活動に取り組んだ片島幸吉と、幸田タマの信仰に根ざした「融和实践」の考察を通して、「あいよかけよ」という信仰理念に基づいた当時の「取次」の実相を照射しよう、と試みている。殊に、朝鮮人労働者及び女子の教育を通じて「内鮮融和」に尽力した幸田タマの実践について、「内鮮融和」「内鮮一体」といった言葉で表現されて論究されているが、その「融和」とか、「一体」にしても、実際の実践のレベルにおいては多様な側面があったと思われる、それぞれの内実がより現実に即して描き出されることによって、「融和实践」自体が持つ差別的構造の検討、批判が、さらに可能となったのではないか。

〈近年の研究動向について〉

○ 教団史関係の論文が二本掲載されたわけだが、近現代の問題を問うときに、やはり信仰の根本とも言える教祖の信仰から問い直されることも必要なわけであり、教祖研究、教義研究の成果も望まれる。

○ 金光四神言行資料集の掲載は、教祖研究から教祖帰幽後の教義的な展開相といった教団史、教義史にも跨る研究領域の広が

りを促し、意味のあることだと思ふ。今後、三代教主以降の教団史に關係する研究も期待される。

第十九回教学に関する懇談会記録

平成七年十一月九日、「教学研究の意義・役割をめぐって」とのテーマのもと、教学に関する懇談会を開催した。

まず、本所所長（佐藤光俊）が、「設立四十年を経た今日として、また、教会や信奉者までを含めた教団の布教体制化が図られつつある教団状況にあって、改めて教学の意義・役割、研究所の立場・方向性を、現在として確認したい。この会合では、各機関を代表する方々、教学の営みと関わりの深い立場の方々への出席を得て、意見を聴取し、本所の自己確認の資とすることを企図した」と、開催趣意を述べた。

次に、幹事 三矢田光 が、研究所の歴史と現状について発題を行った。その後、発題をめぐる質疑に続いて、討議が行われた。以下、討議の内容を示す。

出席者 鈴木甫（教務一部長）、瀬戸美喜雄（布教部長）、小林互（学院長・評議員）、高橋行地郎（図書館長）、福岡義次（国際センター所長・囑託）、坂本忠次、山崎達彦（以上、囑託）、佐藤光俊（所長）、渡辺順一、金光和道、竹部弘（以上、部長）、三矢田光（幹事）、北林秀生（記録・助手）

〈基礎教学・実践教学の性格について〉

鈴木 基礎教学と実践教学ということを教内でよく聞くのだが、それはどのような概念であるのか。また、根本教義と布教教義という言い方もあるが、それはどのようなものであるのか。

佐藤 基礎教学という時に、一つには発題資料（教制審議会上申書）にあったような、実践的意図を持つ臨床医学的側面と、原理的恒久的意図を持つ病理学的側面との、両面の働きという意味合いで言われている。その際、本所は当面、後者に取り組み、という理解であったと思う。また他面、教学は本来、病理学的基礎研究である、との立場があり、この場合、実践教学を強く意識しながらも基礎研究に徹するという、禁欲する態度や課題意識を表現して、基礎教学という言葉が用いられている。この両方を含みながら、時々言われていると思う。根本教義と布教教義については、先の二つの概念のアレンジだとは思いますが、あまり明確な把握はなされていない。

福岡 厳密に言えば、各教会レベルでは、それぞれ個別的な内容として実践教学・布教教的なものがあると思うが、いまだ本教は、教団的なレベルでそれらを経験しておらず、布教教義書もジャンルとしては基礎教学の中身だと思う。厳密には、実践教学とはハウ・ツーものだと思う。今後、教団レベルで実践教学というものが出ていくにしても、そこへ至る段階としては、やはり、基礎的な吟味を経なければできない。それがないと、単なる評論やエッセイになってしまう危険性を持っている。

佐藤 本所では、優先的に基礎教学の確立ということを選び取ってきたと言ってもいい。現代的な意識を持ち込んで研究する時に、しばしば、「これは評論とどこが違うのか」という批判があって、課題意識もさることながら、方法的な意識についてもどこまで客観的に追究し得るのか、という批判がなされてきた。

鈴木 過去に研究所では、教務・教政からの何らかの形で委託研究を行った歴史があるのか。また、そのことが研究所の研究業務にいかなる影響を与えたのか。

福嶋 『概説金光教』編纂は、研究を非常に圧迫した最たるものとして挙げることができる。

佐藤 概説書編纂はかなり以前のことだが、近年の教典編纂以降の、たとえば、現在取り組んでいる『金光教教典用語解説辞典(仮称)』の編纂は、まず研究の必要性があつて開始されたところがある。それゆえに、ある意味では教務の要求と教学的な要求が合致した課題だとは思ふ。また、『研究資料 金光大神言行録』編纂は、本来、教典編纂を企図して始まったものではなく、教祖をもつと幅広く捉えていくという当時の研究状況から、資料収集としてなされていった。これは、あくまでも研究自体の主體的な営みの結果が教典編纂の動きへと繋がっていったものであり、当局の要請に応じて、という一方通行的なものではない。

鈴木 概説書、教典編纂に関わっては、根本教義という方向性に合致したところから、研究上大事なものとして受けたが、それ以外の性格のものとは距離をおき、拒否していききたい、ということ

なのか。

佐藤 原則的には、教務の下請けとしてではなく、あくまでも本所の自律的な判断によって、教団的な事業に関わっていくべきものと考えられる。たとえば、教典の刊行も、本所としては、研究の蓄積という自律的な営みの結果が、教務に教典刊行を促した、という確認をしている。

福嶋 教務・教政が研究機関に研究の依頼をすることは差し支えない。しかし、「何年までに成果を出せ」という要求をしてはいけない。それをする、教務が研究所の運営を管理することになる。

瀬戸 概説書は、研究所に基礎的な研究の蓄積がないところへ、いきなり応用的・展開的な問題を投げ込まれて、結局十七年を要した。当時の研究所では、受けるか、受けないかということ、かなり論議された末に、「概説書を編んでゆくことが基礎研究を促していくのではないか」という納得をして、受けることになった。しかし、結果的に何十人という人員を動員しながら、十七年かかったということは、基礎研究がまだまだ不明瞭な中での受諾であったからである。

高橋 たとえば、今、新しい教祖伝を五年以内に書けと言われると、また概説書と同じことになる。「覚帳」研究がさらに進まなければ、研究所としては受けられないだろう。

三矢田 内田元所長は、退任の講演に際し、研究機関の成長の過程というように触れておられる。人間は、青年期においては力強

いものを求め、成熟していくと、知的で整然としたものを求めていく。そして、人生の次の段階へ進むと、そうした知的なものがまた問い直されるようになっていく。研究機関にも、発展段階によって追求のありように変化がある、ということを書述べている。

こうした言葉を念頭に置きながら、今日までの歩みを経ての本所の段階というか、たとえば、現在における紀要の位置付け、あるいは、教典刊行後にあつて研究に期待される面などから、本所がどういう状況にあると言えるのか、という点に関してご意見を伺いたい。

瀬戸 「教学は本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。その基盤はあくまで本教の信心に置かれねばならない」という大淵元所長の教学の規定は、今でも正しいのだと思うが、基盤を本教の信心に置くと言ってしまふと、本教の信心の中で、信心にとって問題になることを自己吟味するのだ、というように受け取られやすいのではないか。むしろ、自己吟味する動機、要求というものは、外からの迫りにある、と押さえるべきではないか。内田元所長は、知的な段階を経て、家庭を持つたり、子供が生まれるといった問題を抱えるような段階になった時に、初めて自分の信心がそれらの問題との関わりにおいて、吟味させられる面がある、と言われている。これに関わらせて言えば、教外の諸問題が、金光教というものを問い直す大きな契機になる、ということがあろう。本教の内部で教祖や教義の究明が要請されるというよりも、むしろ、社会のさまざまな思想が、金光教とは

いったい何をするのか、社会に何ができるのかを問いかけてくるのであり、それが教学を求めるエネルギーになってくる、という思いがするのだが。こうしたことが、「信心の信心による自己吟味」という言葉で表現できるのか、ということには疑問に思う。

佐藤 この規定は、神徳派、教学派などという言い方もなされ、とかく布教や信心と教学が相反するもののように言われた当時の教内状況があつた中で、教学の基盤はあくまでも本教の信心自体にある、ということを強調しようとして生み出された表現であると思う。

瀬戸 大淵元所長の規定の中には、「教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば」という表現もあるが、信仰体験というのは、社会性を含んだものと個的なものがある。「教祖の信仰体験を逸脱するならば」という言葉は、受け取りようによっては、個的な信仰体験の方に傾斜していく危険性を持っているように思う。問題は、自己吟味の内容に他者性がどの程度含まれているのか、ということである。このことよって、基礎教学というものの意味がかなり違ってくるのではないか、という気がする。たとえば、教祖を見るということでも、今日の社会から教祖が見える面もある。現代の社会問題への対応を模索する時に、自己吟味という言葉だけの押さえでは、自家撞着に陥るのではないかと思う。

三矢田 瀬戸氏は、「教学叢書 教学とは何か」の中で、過去の教祖の生き方の中に全ての問題を見ていくことは、対象化であり

固定化ではないかという問題意識から、大淵元所長の定義を捉え直して、「信仰の再発見、自己検討の学問的営み」と規定し直している。瀬戸氏は、「思うに金光大神研究は、金光大神と現代に生きる我々が実在的に切り結ぶことである。現代の問題をかかえたわれわれが、金光大神によって、いかにして生き生きと実存できるかを求めるのである」とし、このことなしに教学は進められないという点を指摘している。

佐藤 「現実の信仰体験から遊離する」という表現は、現代人として教祖の信仰を表そうとする際、現実から目を離してはいけなうと言われているのであり、そこには社会というものが入っているとも言える。

山崎 本部、各機関、信徒など、さまざまなレベルで「金光教」という名前の下に一切の営みがなされる場合に、あるいは「金光教」的と思つて何かに取り組んでいる時に、その前提になる、教祖や教団史についての認識というものがある。私も自分なりの認識を持つているわけであるが、それが、はたして事実に近いのか、あるいは、事実なのかどうか、ということを確認できる根拠が教内のどこかにあつてほしい、と期待している。そして、これを基礎教学が行つているのだと思つており、紀要等はそのつもりで読んでいる。布教教学などさまざまな分野があつてもよいと思うが、根本となる基礎的な踏まえ場所は絶えず存在し、歪んではならぬものだと思う。新教典が出て十二年経つたが、その中で私どもが教典を頂きながら生活を進める時に、「ここはどういうことな

のか」という疑問が、基礎的な事柄も含めて多々出てきた。私としては、こういうことも含み込んで課題設定して頂けるとありがたい。

坂本 基礎教学と実践教学について思つて私なりに述べると、実践教学については、教団的には、展開がほとんどなされてない印象がある。基礎教学については、ある面では相当成果を挙げているが、偏りがあるように思える。たとえば、経済学では、学説史というものが絶対なければならない。金光教の場合では、教祖から始まつて、直信や、高橋正雄氏ら先覚を経て、教義がどう展開し、どう変更されたのか、という議論が必要である。また、教祖研究というのは、教祖時代の資料を見て教祖を解釈していくが、救済論レベルでは、現代的な問題からの課題への接近も必要である。たとえば、教会の布教現場からの問題、及び社会的な環境問題等から、教祖を見るという視点が、もつとあつてもよい。現代的な問題を、基礎研究のレベルでも、もつと扱うべきだと思つた。

佐藤 布教に資する研究的な営みも研究だし、基礎教学として進めてきた教学研究も研究と呼べるのではあるが、進め方、必然性、質といったレベルで、どこまで同次元で考えることができるのかについて、留保すべき問題点があるのではないだろうか。

坂本 政策学には、経済政策という分野があつて、政策の基礎を研究する。しかし、もう一方では、現場へ出て、役所や経済界が何をしたらいいか、景気対策をどうすればいいか、地域の活性化

をどうするかについて議論もする。現在は、産学共同は望ましくないと意見もあるが、アメリカでは、自分の学問を政治や政策に活かすのが、本当の学問であるという意見も強く、両面性がある。自分の学問を活かすことを、本教の場合において言えば、研究所にいた先生は基礎研究をやり、研究所を離れたら、それを自分の場で活かすのみであり、研究成果が広く教団全体において活かされておらず、遮断されている、という印象がある。

山崎 しかし、そうした研究が、今後されていくにしても、金光教の営みである限り、教学研究に限らず、研究と名の付けられるものは、常に共通の基礎的な認識を踏まえなければならぬ、という自覚が、どこまでも求められるべきではないか。共通の基礎的認識の確立が教学研究に求められるとすれば、それが本當の意味で教学研究への教内全体の期待であろう。一般的に教内では、紀要論文の内容や教学研究者の発言は、難解で、何か遠いところにあるかのように言われているが、実はそうではなく、皆の足元にある仕事をしているのだということを、今一度、確認しておく必要があるように感じられる。

瀬戸 基づくところは教祖の信仰なのだが、教務においては、教務的な研究に基づいてそこから創造的に打ち出していくことと、時代とか時々々の教団状況に鑑みながら打ち出していくこと、という二つの側面がある。ただ、教務の研究とは、その時代とか、「いかにこの問題を乗り切るか、いかに対策を立てるか」という面が含まれており、この点に関しては教学研究とは少し異なる

思う。

鈴木 その際、どちらかと言えば、研究所に期待するのは、時代の迫り等を捉えながら、本教信仰の信仰たる所以をはっきりさせ、創造的に展開していく営みである。しかし、今までの基礎教学とか自己吟味という営みは、実際には個人的な段階のところでの吟味に止まっているのではないか。吟味をする場合に今の時代との対応、本教の創造的な営みとの対応、といったものが必要ではなからうか。「役に立つ」とか「ためになる」教学ではないのかどうか、ということをおぼわされる。たとえば、天地金乃神の捉え方についても、教務教政の側から見れば、基礎教学の成果の中ではいまだできていない感がある。

〈研究の自由性をめぐって〉

三矢田 現在の制度では、いわば研究の自由と発表の自由を切り離すことによつて、本所の研究は、その自由を確保している。研究における自由という問題を念頭に置いて、機関としての研究のあり方について、話し合いたい。

鈴木 一般学問にとつての研究の自由性ということであれば、どんな内容のものを発表しようと言論の自由が確保されているが、研究所にとつての、研究の自由には、教監による発表差し止めという制約が付帯されている。昭和三十六年に、評議員制度を導入したのは、教団の中の機関としての自律性に関わつて、何か問題があつてのことなのか。

瀬戸 評議員が設けられるまでは、教監であった佐藤博敏氏が所長を兼任していた。その後の所長人事も、教務上の理由から、大淵氏を所長に据えているように、教務主導のものだった。そのことが大淵所長時代に、次第に問題になってきて、今日のような評議員制度が設けられるに至った。

佐藤 私が記録を読んだ限りでは、大淵元所長や和泉氏の議論の中に、教監責任制と所長の裁量権との関係が問題になっているところがある。教規には、「教学研究所の業績は、教令で定めるところにより、教主に報告するものとする」(第百九十五条第一項)、「教学研究所の業績の発表については、教令で定めるところにより、所長が管理し、所長の承認を受けなくて発表することはできない」(同第二項)とあって、発表については所長が管理する、という規定がある。これは当局の承認を経なければならぬということではなく、むしろ逆にそうした手続きを経ずに業績の発表を所長が管理する、という規定である。これが制定された大淵所長の時代には、教監責任制という枠の中で、どこまで教監の監督を受けるのか、ということが問題になっていたのだと思う。具体的には、予算の問題について、大淵元所長は、「イギリスの大学制度では、大学の予算について要求したものを議会がそのまま認めるのが美風になっている。本教でもそうしたシステムが考えられないか」と言っている。これは、研究の側に都合のよい言い方であるかもしれないが、学問研究について教務教政の側はそういう見方をしていくようでありたい、という願いだと思う。

鈴木 組織でいうと、教庁、研究所、図書館、学院も教主統理に繋がっている。そうした組織体制で「統理し、代表する」わけである。そのことと教監責任制の関わりあいは、教規を読んでみると、問題が微妙で非常に難しい。

佐藤 むしろ、これは教監責任制としての教務総理の内容というより、教監の教主補佐の内容と解せる。研究所は、教庁やその他の機関と並列で、教務を総理する教監の内容というより、教主を補佐する教監の内容であると理解しないと、本部教庁の出先機関のようになってしまわないか。

鈴木 現在は教主統理に繋がっているが、教監の責任制のもとに研究所が位置付けられるという、今と違うあり方になった時にはどうなるか。

福嶋 そのようになれば、研究にとっては非常に不幸せであると同時に、教団にとっても不幸せな経験となると思う。

坂本 教規に規定されている教監と所長の関係で、教監には研究成果の発表について拒否権があるとされているが、それはどのような意味であるのか。

佐藤 教規施行細則の第八十七条の三項、「業績は、発表することを建前とする。ただし、学術的価値が少なく認められるもの及びその発表が信仰上疑惑又は混乱を生ぜしめるおそれがあると認められるものは、発表しないものとする」及び四項、「業績の発表につき、信仰上疑惑又は混乱を生ぜしめるおそれがあることが明らかに認められるとの理由により、教監の要求があったとき

は、発表を取り止め、又は取り消さなければならぬ」と、研究所の業績発表について明記されており、内容によっては発表は取り消さなければならない。

坂本 この規定が適用されたケースは過去に存在したか。

高橋 大淵所長時代にあった。紀要第四号に載った畑愷氏の論文「金光教典の成立過程について」がそうである。

佐藤 佐藤範雄が、一時、黒住教の教師資格を持っていた、という資料が黒住教の側にある、という部分が問題になって、一部訂正して発表された、と聞いている。

坂本 それは教監が止めさせたのか。

福嶋 これは問題になったが、所として発表取り止めにはしなかった。

瀬戸 他にも内田元所長の戦時中の高橋正雄氏についての論文を紀要に掲載する予定であったが、止めたケースがあった。

鈴木 こうした差し止めは、教政当局からの要請だったのか。

佐藤 発表の取り消しとは発表後のことで、発表の取り止めというのとは事前のことであるのだが、紀要の原稿は、そのつど、当局へ回覧する訳ではないので、事前に教監が目を通すことはない。所長の立場で問題になると思った時点で当局の方へ相談をしなければ、現実には発表を差し止めるということとは起こってこない。だから、教監責任制の下で、研究業績を所長が管理していく立場がそこにある。

福嶋 ただ、畑氏の論文の件の後、しばらく当局ヘゲラを渡して

いた時があったと思う。

鈴木 今後進められていく制度改革に関わって聞か、現在の研究所のあり方で、不都合な点など、改革すべき点はないか。

佐藤 教規とか本部との関係ということではないかもしれない。

しかし、人材について、これは他の機関も同じだと言われることだけでも、学院卒業者からしか補充ができないとなると、必ずしも研究的志向性を持った人が来るとは限らない。こういう点で、今後、研究所が健全に運営されていくには、もつと違うパイプが確保されなければならない。

福嶋 学院を出た人を、何年もかけて研究者にしていかなければならないのが、研究所の現状である。今後、研究所が発展していくためには、スタッフを整え、給与もそれなりに出し、研究をめぐる環境や職員的生活環境を改善していかなければならない。

鈴木 研究所が「どうも教政の動きがちよっとおかしいんじゃないか」という批判的な見解を持った場合、研究の自由と機関としての関係は、どうなるのか。たとえば教務教政が今日の天地書附や天地金乃神についての解釈を示した場合、それに対して研究所の自己吟味とか基礎教学とかいう立場からの批判は起こり得るのか。あるいは、教務教政が進めようとする問題や、今後、大事なものと取り組もうとすることに對して、研究所は「それはちよつと違っているのではないか」と、教務、教政に対して批判をするところがあるのか。

福嶋 どこまでも教祖に基づきながら吟味した結果、もし違つて

いることが明らかになつたならば、「違ふ」と言う。そして、それは研究の結果として紀要で発表する。

瀬戸 その場合には、当然、研究という形式を取る。当局と同じ立場に立って、別の解釈を示したり、当局の方針に対しておかしい、というような批判をするのでなく。

福嶋 たとえ批判すべきことがあつても、研究所での批判は、現行の教務・教政に対する直接的批判にはならない。研究所自身が教団内の研究という姿勢を持っているから、研究の立場を逸脱して批判的な成果を発表することは許されない。

鈴木 研究所も、そういうことは研究の上でないと、軽々しく言えないわけだ。

佐藤 原則としてそうである。しかし、さまざまな会合の席上での応答関係の中で、「それはこうではないのか」という議論にはなり得ると思う。しかし、ここが非常に混線しやすい点でもある。所長が発言すると研究成果のように見られてしまつて、「研究成果でもないのに、そういうことを言うのか」ということになる。こちらとしては何も言えない。

小林 会合の場で、意見を述べるといふレベルでは、おおらかでよいのではないか。ただし、それを発表し、文字化された時に問題になるのではないか。

〈共同研究の可能性をめぐる〉

鈴木 現在まで教学研究は、個人研究でなされているが、現状か

らいくと、共同研究という分野の方法論確立が必要になるのではないか。教務が期待するのは、研究所が基礎研究で培つた内容を持ちながら、社会・世界の問題という今日の大きな問題に対して、教義的に答えを用意していくという取り組みである。これは、共同研究的な作用が強いという感じがする。

福嶋 いずれは取り組んでいかねばならないだろう。しかし、これまで教祖・教義・教団史研究が必要であつたし、その中で課題設定をし、人材育成をしなければ間に合わない、という状況が続いてきた。もし、今の研究所に倍以上のスタッフがいれば、そうした方向への課題研究も可能であると思う。

鈴木 研究者の側には、今日的な分野の問題について関心はないか。

佐藤 研究の見方にもよる。たとえば「覚帳」の明治六年の研究をしていても、そこに現代的な意識がないかという点とそうではないし、現代の問題意識を持たずに、研究対象に向かうことは不可能である。直接的に現代社会を論じてはいないが、優れて今日的な問題意識から研究がなされている、ということはある。

鈴木 個人的な視点で、教祖時代を見ていくことは当然であるが、もう少し、現代のいろいろな問題に対して、教祖の信仰、あるいは、本教の教義という側面から答えていくことが必要ではないか。

福嶋 現代におけるさまざまな問題を、教学的に研究することには力量が必要なのだが、しかし、それを研究することにな

れば、具体的な事例を調査、研究し、なおかつ、信心の立場を踏まえなければならぬので、なかなか結果は出せない。

坂本 私は今の研究所という場を考えた場合に、共同研究がもつとあってよいと思う。教学叢書が出たこともあったが、共同研究の場や成果というものが、研究所には非常に少ないと感じる。一般の研究所では、共同研究の報告書がたくさん出ている。

福嶋 教典の編纂というのは、教団の出版になるから、研究所の成果ではないように見えるけれども、教典の編纂というのは共同研究そのものであった。

坂本 大淵元所長が想定した自己吟味というのは、信心が個人の問題として言われているのだが、大学では大学自身、教官同士、他の学部、学生、さらには社会が教員をと、さまざまなレベルでの自己点検がある。本教では、そうした意識がないのではないかと、現在は宗教法改正という問題があるわけで、国家権力との関係など、外部から問われることも多い。この自己吟味の内容には、そうしたものが射程に入っていないように思う。

福嶋 私はこの「自己吟味」の「自己」は、教団と見ている。決して一人とか個人を指定していない。研究所の歴史で、この「自己」が自分ということを指す、という了解は全くない。

瀬戸 研究所では、この「自己」というのは、信心そのもの、あるいは、信心の信心の立場による教団的自己点検である、と捉えてきた。他の物によって吟味するのではなくて、信心によって吟味するのである。ただし大淵元所長が言われた時には、布教とい

うようなことは考えられていなかった時期であったと思う。

坂本 研究所の紀要の内容は、学界から見ても遜色がない。つまり、一般の信奉者が読もうと読むまいと、社会的な評価は出ているのであるから、教団的に大事にしていくことは必要である。そうとして、教務が実践教学的な布教書を出すときに、研究成果の蓄積から、どのように発表されるかが問われる面がある。その辺での教務・教政と研究所との有機的関係が必要であろう。結論を言えば、両者の共同研究の場が設けられ、そこからの報告書が出る、ということも考えられてよいだろう。

佐藤 学界でなされる共同研究というのは、専門分野を持った大勢の研究者がいて、それぞれの研究領域が自立している、という保証があればこそ可能である。研究とは何かとか、研究の確かさがどこまで保証されているか、という議論抜きにはできない。たとえば、研究所のOBでも、研究所を離れて五年も経つと紀要も読めない、ということがある。たとえOBであっても、共同研究ができる地盤が共有されている、とは言えない。共同研究が必要だということは分かるのだが、基盤の問題が必ずしもいづれ持つということ。

小林 実際の布教を指導し、調整する働きをいづれ持つということが、研究機関設置当初に謳われていたのだが、それが四十年を経たとうなつたのか、ということもあるのではないかと。

鈴木 教務・教政の御用をしているものからすれば、基礎教学をやっているながら、大事な部分についての教義構築というものが、まだほとんどできていない感じがする。たとえば、生神金光大神

解釈、天地金乃神解釈、人間の解釈、あるいは天地書附を神前の中央に奉掲している意味合いなどについて、教祖の信心に基づき、現代を睨みつつ、創造的に解釈を示す営みを、全教が欲しているのではないか。

佐藤 研究というもののイメージについて、齟齬があるように思うのだが。教学研究というのは、教典、教祖、教団史という素材から、本教が本教自身をどう捉え、それをいかに客観的、普遍的に現代化して表現することができるか、ということであると思う。さらに、学問的にあらゆる批判に耐えていける内容を備えることを目指し、出発している。鈴木氏が言う研究は、教団が現代社会に組織機構をもって存在し、宗教としての働きをしていくについて、基礎的な確認をいかにするか、ということから出発するわけで、ちょうど山を下る線と登る線のような方向性の相違がある。鈴木 教務と研究所の方向性の相違として認めつつ、それをどう「調整」し、「有機的連関」を作り出すのか、ということであろう。たとえば、教学とか教義とかを意識する時、基本的に欠かせないものとして、神観や人間観と時代や生命との関連性は視野に収められていなければならない。その共通の基盤の上で、研究所の教学研究、教務の研究、双方の関連が模索されねばならない。

瀬戸 教務も教会も、基礎教学の部分を読み取りながら営まれているはずであるし、そうであらねばならない。しかし、その読み取り方の解答までを与えるとなると、むしろ教務としては困るし、

与えられた教会でも迷惑することになるのだと思う。たとえば神観についての研究というのは、結局、「この神名の時はこうだ」というような限定された枠組みにおいてなされるべきものである。それらの研究成果を総合することがはたして教学研究なのかといえば、それはかなり微妙な気がする。研究はやはり、対象を限定したケーススタディーとして行うのが基本的なスタンスになると思う。

鈴木 私には、神は時代と共に生成展開していくのだと考えている。教祖のところで終わるものではない。こうした捉え方を研究的に行わなければならない。固定してしまった教祖時代の神観に基づくのではなく、時代状況に即した、環境、貧困、差別等々の問題、また、震災の問題における神解釈の問題も、基礎教学の分野だと思う。

高橋 教学は、研究所の独占物だと考えられがちだが、もっと広義に教学を考えてみた場合に、本教の信仰そのものが、教学を内包しているとも言える。その時に、かつての教団の各方面、教務、教育、教学研究という、あらゆるところで教学的営みが行われ、しかも共同的と言えるように行われていた。しかし、研究所の成果と、教団の各方面との共同性みたいなものが、今や時代的に成り立たなくなってきたのだろうか。かつてできていたのはどういうことだったのか、今後それは可能なのか、ということをお考えされる。たとえば、「あいよかけよ」ということを教務が使う時に、これまでどのように言われてきたのかを教義史的、

教説史的に踏まえることは、教学をすることになる。今後、そうした営みと研究所の研究者との意見交換ができていくことはあり得ると思う。しかし、「あいよかけよ」についての教義史的な研究を五年間でやりなさい、ということとは言えないし、言つてはならないことではある。

佐藤 教学に本来的に期待されるものや、教学として備えておいてほしいものと、実際、本来的な願望を持ちながら、できていないということとは自ずと違うと思うが、とかく一緒にになりがちで、議論がよけいやよこしくなる。基礎教学という言葉の解釈でも、その両面が混同されがちであると思う。このことは、共同研究についての議論とも関わる。一般の研究機関では、委託研究をする場合、共同研究でなければメリットは非常に少ない。そこで、社会学、宗教学、歴史学等との関わりを持って行っている。たとえば、自治体が施策を策定するについて学者の意見を求めるとき、一人ですむ場合もあるにせよ、多角的に専門知識を動員していくことは、まさに共同研究でないとできないことであり、それこそが有効である。本所では、数少ない個々人の研究者が、自分の研究的な、あるいは信仰的な実存で感じ取った問題に重きを置いている側面がある。それは、研究する気が起こらぬと研究にならぬのであり、その人の中から出てくるものを、いかに伸ばしながら、あるいは引き上げながら、研究にしていくなかという側面があり、実はそれがとても大事であつて、それでないと研究者が育たない。逆に言えば、こうした教団の中での研究機関の特殊性ゆえに、本

所が教団の人材育成に寄与してきたとも思える。

坂本 共同研究には二つの意味がある。一つは委託研究であつて、こうした共同研究の成果は他宗教・他宗団でもある。もう一つは、「政治社会問題等に関する研究会」を、さらに研究的に進めたものだと思う。宗教に関わる研究は実存性が非常に強いことから、個人で行っているが、教祖研究というようなものには、連名で発表してもいいものもあるのではないかと思う。

佐藤 個人で研究課題を見つけてそれを育てていくということを基本に置きながら、それが成長する作用の中で、共同に意見をぶつけあい、内容になりあうということは、ずっと行われてきている。そういう意味では、ずっと共同研究であつたと言える。もっと具体的に、最初から共同執筆を最後まで進めるという前提での研究が出てくればはつきりするであろう。共同であることが最も有効な研究というものもあると思うし、研究の性格や対象によつて必要になつてくる時には、今後、共同研究もあり得ると思う。

〈教学研究の展望〉

小林 山崎氏が言われたように、あらゆる営みが金光教の営みとしてある時に、個々の機関、あるいは個々の信奉者の信仰実践のうえで、絶えず教祖なり社会なりに対する事実認識の拠り所をどこに求めるか、ということが問題になる。一定の事実認識という前提が進展や変化をするといった時に、教会現場での営みにおいて、根柢を時々の教義書に置きたいとする観点で紀要論文や教義

書を見る。その時、一定の事実認識というものが固定したものであるというのに気付かされる。そうであるだけに、どこかで有機的な連関あるいは調整を持つことが可能ではないか。

佐藤 教制審議会の上申書の中で、「その機関の研究が実際の布教を指導し調整する」と規定されていることについては、研究所の性格規定をする範囲であるから、研究所にウエイトをおいた書き方になっている点を考慮する必要がある。それはそうとして、長年、教学行政ということが言われてきている。一例を挙げれば、教学研究会は、教学研究の内容を全教化していく場であり、本部教庁が教学行政の内容として開催するのだ、と確認した時代があった。それは、教務が中心となって調整作用をしていくという役割が期待されていたからである。教学が、教学だけで教学になり得ない側面があるように思われる。ざりとて、教学行政という行政の部分までを研究所が担っている、教学の内容が直接、教会と結びついていくと、教務を阻害しかねないところがある。調整作用が必要であるにしても、現在における教学行政とはいかにあるべきなのだろうか。

高橋 確かに、それは教務主導のもので行うべきことであり、研究所が行うべきことではないと思う。

山崎 調整という場合に、研究所は、事実認識の確認等、当然踏まえねばならない事柄を明確にしていく場であると思う。研究所は、事実確認に対して「今」としてという内容でもって応えていく姿勢に徹するべきである。その先の調整を行うのは、教学の領

域を出ている。

小林 既に、研究所は事実確認の窓口として機能している。

佐藤 事蹟についての資料の照会や、教義に関わる事柄での問い合わせ、事実確認というものはあるが、非常に数が限られている。ところで、現在、本所で編纂を進めている『金光教典用語解説辞典(仮称)』は、個々の事象についての本教なりの現在として定義であるから、いかに全教に共有できる内容として書くことができるか、という課題として取り組んでいる。ただし、いざ取り組んでみると、教義史や学説史と言われるほどの論争があったわけではなく、たとえば、ある一つの事柄にしても、誰が言い出したかといったことすら不明確な状態である。「信忠孝」のような極端なケースにおいては、ある程度はつきりするが、それですら研究成果が積み重ねられて、初めて書ける部分でもある。

渡辺 現在の教学研究の力量で、体系的な神観や人間観といった究極的なものの定義付けができるかという点、難しいと思う。瀬戸氏が言われたように、そういった定義を念頭に置きながらも、実際の作業は精緻なケーススタディーにならざるを得ないという段階だと思う。研究の基礎確立や資料の収集という、準備的段階という意味が、大淵元所長が言う「基礎教学」という言葉には含まれていると思う。将来的に目指されていくのは、生きた本教信心の神髄を組織的・体系的に把握し、組織神学を構築することであるとしても、そこまではまだいけないのが現状である。この作業を一気にしたら、学院研究部時代の研究成果のような、恣意

的な方法を用いた研究にならざるを得ない。そうならない基礎を打ち固めるということで、現在まで行ってきた、と言つてよい。キリスト教の神学では、千年以上の歴史があつて、ようやく組織神学が作り上げられてくる。また、教説史との関係で新しい教説が出てくる、というようなことができる。ただかか四十一年ぐらゐの成果の蓄積では、そのようなものができるはずがないのだ、という押さえに立たないといけないのではないかと思う。

福嶋 付け加えるならば、たとえ研究所の歴史が百年、二百年を経たとしても、組織神学というものは、個人名でしか発表できないと思う。機関としてはできない。機関として出したら、機関そのものの性格自体が危ういものとなる。

瀬戸 学問的な研究や、組織的・体系的なものについてはそうだと思ふが、教義書は、取り敢えずさまざまに問いに答えるというものである。今として教会布教の要請に応え得、通用すればそれでいい、という前提に立っている。つまり、研究成果というのではなく、それで教義を創造しようというのではない。教義書は一つの教義構築を狙つたものではなく、「こういう場合には、このように捉えたらどうか」というような、それこそ研究から言へば一側面として書いている。

佐藤 体系というものが、今、学問としてどうあるのか。人間観や神観というような探究の仕方が既に古く、「観の断念」ということさえ言われ、それ自体に限界を感じてきているという側面がある。アナール学派や社会史などの観方や多元主義への注目など

は、そういうものの捉え方、体系志向というものが既に有効でなくなっている側面があるからである。個別研究は個別研究として括れるのだけれど、それもまただんだん変わつてきつつある、という感じがする。だから、基礎研究ということから言うと、どこまでもまだまだ始まつたばかりというか、少なくともキリスト教を念頭に置いて言えば、あと九百六十年ぐらゐは基礎研究であるというような、そういうスパンで考えなければ、現実効用を目指しても、それが現実効用にもならぬような現実効用を目指してしまふ、という危険性を生じかねない。現実さえも動かないというような現実効用を求めるといふことにもなりかねない、ということをも感じさせられている。

小林 だから、研究所に対しては「無用の用」という、一見無駄に見えるけれども、長いスパンで考えれば必ず有効だ、という見方を私はしている。現実の教務教政は即効性を求める。研究所に對しての教務教政の姿勢としては、無用の用も認めるということが必要だと思ふ。

鈴木 小林氏は、時間をかけて基礎研究をコツコツと行うことの大切さを言われた。これは本当に大事ではあるが、だからといって、研究所がそこに安住するようでは問題である。「いざれ何かの上で資するような内容になればいいんだ」という研究態度でいいかどうか。そこを逃げ道にして、大事な部分を抜かしてはいないか。それを自己吟味する必要がある。

渡辺 長いスパンを大切にする意識も持つていないと、現実には流

されてしまつて、自分の立ち所が見えなくなる。もちろん一方では、現代の時代状況との緊密な関係を持つことも必要である。最近の研究所の動きを見ると、昔のようにじっくりと構えて、というよりも、もう少し動きが活発になつてゐる。日韓宗教研究者交流シンポジウムのことでもそうだし、学院教育へ関わり始めたこと等、そこで学んでくることが大きい。現代の状況にアクチュアルに関わりながら、教学の視点を求めているのではないかと思う。

竹部 研究所の職員は、本部の御用として研究しており、個人の関心ではあるけれども当然、金光教全体に資する研究を目指している。自由ではあるけれども、自由というのは、好きなことをするという意味ではない。役に立つということとの兼ね合いでやっていることである。たとえば『金光教教典用語解説辞典(仮称)』に関しても、熱心に教典を読んでおられる先生から、「ここは、こう読めば、こうなるのではないか」というような、その先生なりの完結した問いから始まつて、答えまで整つたものを持つて来られることが時々ある。それが、絶対に間違つてゐるということはない。しかし、「こういう点で問題があるのではないか」と、その先生が見ておられないところ、それも教典の全体という視点から、「もう少しこの点がクリアできたら、そう言える度合いは高まります」というような返事をすることになる。つまみ食いではなく、どれだけ教典の全体を踏まえているか、ということである。教典を全教化するということが言われ、抄録もできたが、逆説的に教典から離れていく面もあると思う。やはり研究所は、教典全

体に戻つていくことを促すべきである。『金光教教典用語解説辞典(仮称)』の編纂につけても、今は部分をもつて部分を答えるしかできないけれども、将来的には全体をもつて全体を答えるに至るような、そういう研究が出てくる可能性はあるということを思いながら、負担とはいへ、取り組む大切さを思つてゐる。

山崎 今の話とも関係するが、いわゆる研究というのは、大学のものと、農業試験場のような、テーマが決められてかなり実践的な研究機関のものとの二つある。教学研究は、大学とそのような機関との中間だと思ふ。金光教の教学研究が役に立たないと教内から言われる時の感覚というのは、ある意味では農業試験場を見つるようなやり方のように思ふ。

たとえば、宗教学者の中には、金光教を研究している者もいるが、これは、個人が研究の自由という枠組みの中で金光教を選び取つてきて行つてゐるのである。教学研究は、今言つた農業試験場とは違ふけれど、しかし、金光教の営みとしてなされる以上、何が前提になるかということやらざるを得ない。たとえば、若い研究者が布教教義に関心を寄せたとして、布教教学がこう展開されていくとすれば、対象は戦争でも何でもよいが、この点は当然はつきりさせておかねばならない、という形でいく。これは、大学のテーマの選び方と違ふし、もう一方の農業試験場のものとも違ふ部分があると感ずる。竹部氏が全体を考へるということと言われたが、これは体系化ということとは違ふと思ふ。体系化は、福嶋氏が言われたように、たとえ千年の歳月を経ても、教祖の信

心からは成され得ないだろうし、成されるべきではない。しかし、全体化を試み、全体に広まっていく、ということは大事である。瀬戸 布教教義書編纂の作業とは、基礎教学から、あるいは教典から、いかに離れ、飛び立つかということが課題だと感じている。しかし、外に向けて、あるいは現代に向けて、教典から巢立っているのは、基礎教学があるからであり、それがなかつたら飛びつばなしになってしまう。基礎教学というものがあつて、それをいつも踏まえられるから、飛んでいけるし、飛んでいくことが意味を持つ。そういう意味では、教学研究というものはいつも基礎研究に帰ってほしい。その中で、信心の展開とか拡充と言われている面については、研究所と教務で重なる面があると思う。ただし、教務の側からの要望と、研究所の側からの主張は、重なる場合があるかもしれないが、やはり向きが違うのだろうと思う。

山崎 基礎というのは、さまざまな視点からアプローチでき、その意味で全体的な面を持っている。ただその場合、研究でも施策でも、ある一点の視点を選び取るしかない。しかし、一点を選び取るということは、他の点を捨象しているわけで、離れている部分もどこかにある。このため、視点が限定されてしまうと、常に同じ性質のものが捨象され続けるわけで、問題がある。つまり教学は、さまざまな視点でアプローチを試みることを怠つたり、止めたりすることはできないと思う。

竹部 おそらく、概説書時代に非常に大事に思われたことと、現在のそれとは変わっており、当時の価値観をずっと引きずつてい

ては、今の布教教義書などではできないということだと思ふ。何十年後のことも考えれば、常にずれていくことが当然であり、それがないと次の教義の展開、あるいは信心生活の拡充展開ということのは出てこないと思う。

山崎 創造というものの中には、視点を覚えて見ていくということも含まれると思う。その視点を留意し、研究的に深めないと、ある所からは行く先がなくなる。そういう意味で、先ほどの「一見無駄のようなこと」が役立つのだろうと思う。

彙報

—平成七・四・一—平成八・三・三一—

平成七年度の業務概要……………	161頁
研究題目の認定……………	162頁
研究講座……………	163頁
研究発表会……………	163頁
教典に関する基礎資料の編纂……………	163頁
資料の収集・管理……………	163頁
教学研究会……………	165頁
教学に関する懇談会……………	167頁
韓日宗教研究者交流シンポジウム並びに諸宗教調査……………	167頁
各種会合への出席……………	171頁
囑託・研究員……………	171頁
評議員……………	171頁
研究生……………	172頁
通信の発行……………	174頁
人事異動……………	174頁
学院との関係・その他……………	175頁

平成七年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜その体制に検討を加え、今日まで、その歩みを進めてきている。昭和六一年度からは、昭和五七年度以来実施してきた所員の題目認定制度を継承しつつ、研究分野に基づく部制の意味を再確認し、同じく昭和五七年度以来の講座制を基軸とする研究体制を改編し、部制と講座制との関連付けを図ってきた。また、平成元年には、近年の資料増加に鑑み、その有効な運用の方途を講じるなど、活動の充実・展開に努めてきている。

平成七年度は、昨年度に引き続き、(1)本教における教義的課題の明確化及び研究の促進、(2)『金光教典』に関する基礎資料の編纂、(3)本所諸資料の全体的確認・整理、などを中心として業務を行った。

(1)については、教学研究会を開催して、研究者個々の研究課題を、今日の教団と社会と人間のありようとの緊張関係において問い直すとともに、教学に関する懇談会を開催して、教学の意義・役割の再確認に努めた。また、日韓宗教研究者交流シンポジウム、その他の会合について開催あるいは参画し、課題意識の醸成を図った。そして、若手研究者に対する全所的指導態勢を整えるなどの取り組みを進めつつ、課題追究に努めた。(2)については、金光教典用語解説辞典(仮称)の草稿の検討を進めた。また、(3)につ

いては、既存資料並びに新収資料の複写及び目録作成作業を行うとともに、コンピューターによる目録管理態勢を一層充実させ、統一的・体系的な資料管理・運用システム構築への作業を進めた。

研究題目の認定

四月二二日、八名の所員による本年度（平成七年）の研究題目が、以下の通り認定された。

〈第一部〉

○金光大神事跡の資料化

金光 和道

○金光四神像の形成とその時代的背景について

藤井喜代秀

○「隠居」考

—明治九年の「隠居」の事蹟をめぐって—

坂口 光正

〈第二部〉

○金光大神の信仰における心の構造

竹部 弘

○金光大神の死と「生神」の意味

加藤 実

〈第三部〉

○窮民救済の視座

—差別論的アプローチによる教祖像の再検討—

渡辺 順一

○本教における「戦後」の諸相

三矢田 光

○法的統制と信仰の関連

—宗団法以前の統制過程と本教教団—

大林 浩治

研究講座

五月八日、本年度（平成七年）の研究講座を發足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ—担当者、金光和

「お知らせ事覚帳」「金光大神御覚書」の影印本をテキストとしたゼミを、七回実施した。

二、教義ゼミ—担当者、竹部

上田閑照著『場所』他をテキストとした講読会を、四回実施した。

三、教団史資料ゼミ—担当者、渡辺

教団史研究の方法・課題についての学習・討議を、四回実施した。

四、金光四神理解講読会—担当者、藤井（囑託）

金光四神理解の内容把握を中心に、四回実施した。

五、文献講読会—担当者、北林

竹田青嗣著『現代思想の冒険』をテキストとした講読会を、五回実施した。

研究発表会

教典に関する基礎資料の編纂

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進することを願って、以下の通り実施した。

○金光大神における女性の身体性について

北村 晴江(7・6・24)

○神号から見る集団意識に関する考察 谷村 仁史(7・9・25)

○神道金光教会における本部組織の成立とその組織的性格試論

—神道金光教会における結界の位置付けを考えるために—

滝口 祥雄(7・9・26)

○戦前期におけるシアトル布教について

—秀島力松の「苦闘の跡」から— 金光 清治(7・10・2)

○神道金光教会初期の岡山県における講社結取について

—第一番・第七番教区を中心に— 北林 秀生(7・11・16)

○北米西海岸在留「日系一世移民」布教の諸問題

—「派遣」教師の布教の軌跡から— 金光 清治(7・11・16)

○「大阪信者願届帳」「生神様御前エ備 新田龍田氏取次」「金光大神筆 大阪関係御祈念帳」「大阪参詣人御賽銭 御賽銭覚帳」の解題

—課題発掘のために—

—課題発掘のために—

滝口 祥雄(7・11・27)

○神号を考えるにあたってのその前段階の模索

谷村 仁史(7・12・4)

本年度は以下の通り実施した。

金光教教典用語解説辞典(仮巻)草稿検討会

一、教義用語

(1)本所職員執筆分担用語について、草稿第三稿の検討を二回行った。また、作業部会を四回行い、改稿を進めた。

(2)所内外に執筆を依頼した原稿について、所外執筆者の意見を求めるため、編集会議(7・10・23)を開催した。さらに、その内容をもとに再執筆を依頼した。

二、教祖事蹟・民俗用語等

採用基準に基づき、用語の選別を進めるとともに、草稿第三稿を踏まえ、検討・改稿を進めた。なお、これらの検討会は七回実施した。

資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1)北米布教史に関する資料(二〇四点の寄贈(7・4・28) / サク

ラメント教会より

(2)李元珪に関する書簡資料(二点の寄贈(7・5・9) / 与井教

会より

- (3) 北米布教史に関する資料(三八〇点)の收受(7・5・10)／北米教務所より
- (4) 北米布教史に関する資料の収集並びに聴取調査(7・5・14)／バンクーバー教会在籍教徒藤井良之氏より(於本所)
- (5) 北米布教史に関する資料収集並びに聴取調査(7・5・25・16・5)出張者二名 資料(四〇点)の寄贈／バンクーバー教会より 資料(三七〇点)の寄贈、二点の借用／シアトル教会より 資料(二三〇点)の寄贈、(六〇点)の借用／サンフランシスコ教会より 資料(四〇点)の寄贈／サンノゼ教会より 資料(三三〇点)の寄贈、(四五点)の借用／ガーデン教会より
- (6) 山本伊平に関する資料(三〇点)の寄贈(7・6・19)／柏原教会より
- (7) 総務部長保管資料(三三〇点)の借用(7・6・29)／本部教庁より
- (8) 恵庭教会資料(九〇点)の借用(7・7・6)／恵庭教会より
- (9) 北米布教史に関する資料収集並びに聴取調査(7・7・19)／トロント教会長岸井貴雄氏より(於本所)
- (10) 教団史資料(寄せ書き一点)の寄贈(7・8・21)／大淵恂氏より(金光図書館へ移管)
- (11) 香取金光教及び堅盤谷金神の布教圏内に重なる神道金光教会の講社の実態調査並びに資料収集(7・9・19)出張者／四名
- (12) 芸備教会神徳書院資料(二四三〇点)の借用(7・10・17)／芸備教会より

二、資料管理

- (13) 大將軍信仰に関する資料収集並びに聴取調査(7・11・8)出張者／三名 資料(二〇点)の借用／熊毛教会より
- (14) 幸田タマに関する資料(四一点)の寄贈(8・1・17)／下村倫子氏より
- (15) 幸田タマに関する資料(二〇点)の移管(8・1・19)／金光図書館より
- (16) 芸備教会神徳書院資料の調査(8・3・27)出張者／四名
- (1) 資料の管理・運用
- (イ) 資料の登録
- 新収図書(四四二点)、教団書庫目録中紀要(五三二点)、教団書庫目録中学会雑誌(二八九点)、布教史資料目録(四七〇点)、教団史資料目録戦前期(七三二点)、教団史資料目録追加分(一一二二点)、金光大神関係資料目録(五三三点)、奉修所資料目録(二六二点)をコンピュータへ入力した。
- (2) 資料の複写
- (イ) 小野家資料(五九点)
- (ロ) 金光大神関係資料(二三二点)
- (ハ) 管長家資料(八六二点)
- (ニ) 布教史資料(二八八点)
- (ホ) 教団史資料(追加分・二二八二点)
- (ヘ) 神徳書院資料(二二二点)

(ト)教内図書(八点)

(3)資料の整理

(イ)金光大神関係資料

○全ての資料について各部数、紙質、教団書庫での保管の必要性、複数化の要不要、資料名の確認などの各チェックを行った。

○複数化されていない資料の内、六二点の複数化作業を行った。

(ロ)小野家資料

○昨年に引き続き、「和算・暦数」「書籍等(筆写本)」等、一〇五点について、各一部ずつ複写本を作成した。

(ハ)教団史資料

○昭和戦前期資料の目録作成を進め、二項目を終了した。

○昭和戦後期資料について、各項目にそれぞれ項目番号を設け、カード目録と資料とを照合した。目録が存在する資料については、年次順に配列した。目録がない資料は、追加資料として年次順に加え、項目番号・資料番号を付す作業を行い、一二項目を終了した。

○教団史資料(追加分)として、祭場保管資料(二三点)、北米布教史資料(二二五点)を整理し、目録を作成した。

(ニ)布教史資料

○資料(四七点)を整理し、目録を作成した。

(ホ)管長家資料

○管長家資料(旧管長邸資料・八六点)について、二部ずつ複写本を作成した。

(4)圖書の整理・保管

破損圖書の補修、所在不明圖書の確認・補充及び新収分の整理を行った。

(5)雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成七年のものについて廃棄処分した。

三、資料編集

(1)「〈資料〉金光四神言行資料集(四)」を紀要第三五号に掲載した。なお、掲載にあたっては、「金光四神言行資料集作成会議」の検討を経た。

(2)「金光教人名索引(仮称)」の昨年度入力分の内、七三二件のデータを修正した。

教 学 研 究 会

第三四回教学研究会(7・7・10~11)

一、日程

第一日

(1)シンポジウム

(イ)発表 坂口光正「布教公認と信仰の継承」

金光清治「北米布教史研究の展望」

(口)質疑応答

コメント 松本光明、山崎達彦

(ハ)全体討議 大林浩治(司会)

(2)研究発表・討議

〈第一分科会〉(教典・教義をめぐって)

① 教学研究の課題、二、三

岩本 徳雄

② 教祖像と生神像

— 教祖研究・金光大神研究への一視角 —

岡成 敏正

③ 奇跡の意味について

小関 照雄

④ 直信にとつての金光大神の死の意味

加藤 実

〈第二分科会〉(本教史をめぐって)

① 社会の中の金光教

— 教師の落し穴 —

大久保信道

② 法的統制、団体主義と教団

— 宗教団体法発布を考える前作業として —

大林 浩治

③ 神道金光教会期の本部周辺地域での信仰実態について

— 神道金光教会第一番教区及び

北林 秀生

第七番教区の調査を踏まえて —

北林 秀生

④ 本教「戦後」の諸相

— 引き揚げ者の動向から —

三矢田 光

第二日

〈第一分科会〉

⑤ 民間・民俗信仰における祈念の形態と意義

河合 信一

⑥ 本教女性布教者研究の視点を求めて

北村 晴江

⑦ 賀茂神社神幸事件について

金光 和道

⑧ 金光四神筆「惣氏子乃おかけお請る心得方乃人名覚帳」について

滝口 祥雄

⑨ 金光大神の信仰における心の構造序説

竹部 弘

⑩ 金光大神家族の神号の意味について

谷村 仁史

— 特に金光正神と金光山神について —

山根 正威

⑪ 信仰における想像性について

坂本 忠次

〈第二分科会〉

⑤ 戦争と戦後の金光教団

坂本 忠次

⑥ 明治大正期における公娼制度への対応

佐藤 雄一

— 救世軍の娼娼運動との比較を中心に —

佐藤 雄一

⑦ 近代日本における「道」と「宗教」

福嶋 信吉

— その問題の所在 —

藤井喜代秀

⑧ 教語伝承に見られる問題、二、三

藤井喜代秀

⑨ 「宗教による救済」と「社会と宗教、教団、教師の関わり」に関する一考察

古瀬 真一

⑩ 戦後50年が学院教育に問い掛けるもの

横山勇喜雄

⑪ 昭和恐慌下の都市底辺布教の諸相

渡辺 順一

二、出席者

小関照雄(新田)、佐藤雄一(芸徳)、佐藤光子(千種)、古瀬真一

(阪急塚口)、高橋行地郎(図書館)

横山勇喜雄、藤井喜代秀、大久保信道（以上、学院）
 高橋一邦、坂本忠次、荒木美智雄、姫野教善、山崎達彦、早川
 公明、岩本徳雄、福嶋義次、福嶋信吉（以上、嘱託）
 阪井澄雄、山根正威、松本光明、岡成敏正（以上、研究員）
 本所職員、研究生

教学に関する懇談会

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今日の教団状況との関わりで、教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべく、教学に関する懇談会を随時開催してきている。第一九回会合は、「教学研究の意義・役割をめぐって」とのテーマのもと、教団の布教体制化が図られつつある教団状況にあつて、改めて教学の意義・役割、研究所の立場・方向性を、現在として確認すべく、平成七年一月九日に本所会議室で開催した。（要旨別掲）

なお、出席者は、鈴木甫（教務部長、瀬戸美喜雄（布教部長）、小林互（学院長・評議員）、高橋行地郎（図書館長）、福嶋義次（国際センター所長、嘱託）、坂本忠次、山崎達彦（以上、嘱託）、本所からは、所長以下六名の職員であつた。

韓日宗教研究者交流シンポジウム並びに諸宗教調査

日本と韓国における各教団の教学・宗学の研究者と諸学問（宗

教学、歴史学等）の研究者との学際的な対話・交流の場を設け、両国における宗教研究の現状の比較・検討と、問題意識の交流を図るとともに、教学研究上の課題意識・方法に示唆を受けることを願ひ、八月一二、一三日に開催された首標の会合に参画した。その後、以下の通り、訪問、見学、調査を実施した。

一、日程 平成七年八月一〇日～一七日

一〇日（木） 午前、金光を出発。午後、下関を出国。

一一日（金） 朝、釜山に到着。鉄道で裡里市に移動。

一二日（土） 円光大学校において、シンポジウム（後掲）に参加。

一三日（日） 午前、シンポジウム第二日に参加。午後、円光教中央総部、甌山教本部、東学革命記念館を訪問、見学。バスで木浦市に移動。

一四日（月） 共生園（児童養護施設）、王仁博士記念館、「聖母の家」（羅州カソリック教会）を訪問、見学。バスで光州市に移動。

一五日（火） 光州学生独立運動記念会館、光州事件犠牲者墓地、ハレルヤ祈祷院を訪問、見学。バスで海印寺に移動。

一六日（水） 午前、海印寺、天理教元南星教会を訪問、見学。午後、バスで釜山に移動。夕刻、出航。

一七日（木） 朝、下関に到着。午後、金光に帰着。

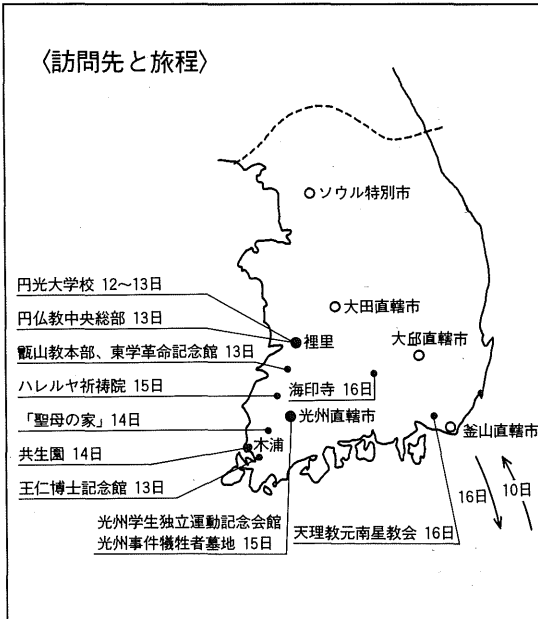
二、参加者

○ 教団関係者

増田清治、今村伊太郎、田中実、吉川万寿彦、高橋誠司（以上、天理教）、李史好（立正佼成会）、天谷忠央、梅津礼司（以上、中央学術研究所）

○ 学会関係者

伊藤亜人、島蘭進（以上、東京大教授）、飯田剛史（富山大教授）、鶴



園裕（釜大助教授）、神田秀雄（天理大助教授）、桂島宣弘（立命館大助教授）、熊田一雄（近畿大講師）、松村浩二（甲南女子大講師）、長志

珠絵、見城悌治（以上、立命館大講師）、河野恒心（上智大助手）、石黒衛、内藤辰郎（以上、立命館大助手）、ロバート・キサラ（南山大助教授）、樋口容子（翰林大日本学研究所員）、湖上恭子（韓国宗教社会研究所員）、林孝彦（シカゴ大東アジア言語文化研究所博士課程）、表智之、金

津日出美（以上、大阪大博士課程）、鈴木健太郎（東京大博士課程）、小池靖、川瀬貴也（以上、東京大修士課程）、森葉月、宮川希世子（以上、富山大修士課程）安田歩、水島博、藤野恭央、島田龍（以上、立命館大学部生）

○ 本教関係者

鳥取和道（開拓布教課）、岩崎道与（国際センター）、佐藤光俊（所長）、渡辺順一、金光和道、竹部弘（以上、部長）、大林浩治、加藤実（以上、所員）、北林秀生、滝口祥雄（以上、助手）

○ なお、韓国側参加者は、柳炳徳（円光大学校宗教研究所所長）、尹承容（韓国宗教研究会長）を始め、教団関係者・学会関係者六名であった。

三、韓日宗教研究者交流シンポジウム

— 韓日両国における近代化と宗教 —

八月二、一三日の二日間、円光大学校崇山記念館において開催された同会合に参加した。本所は、第一回会合以来、同会合の企画・運営に参加、また開催の継続を呼びかけてきた。今年は、

昨年金光での開催に続く三回目の会合である。

なお、参加希望者の増大や加盟団体の増加が顕著となり、その目的意識も多岐にわたるところから、運営委員会を設置した。このことよって国際学会としての体裁を整えつつある。

シンポジウムは、まず、同大会長柳炳徳・宗教問題研究所長が開催挨拶を述べ、続いて、基調講演、研究発表（六巻）、特別講演の順序で進められた。

基調講演は、邊 鮮煥^{ベヨンソクワン}（監理教神学大学校前総長）が、「韓・日両国における近代化と宗教」と題して、韓国・日本それぞれの近代化過程と、その中で宗教運動の変遷を総括した講演を行う予定であったが、同氏は、同会合開催直前に逝去されたため、遺稿となつた原稿を、李正培が代読した。

この後、順次、研究発表が行われた。

松村浩二（甲南女子大学講師）「儒教と宗教―近世日本儒教思想史の場合―」では、従来の礼教性を本質とする儒教理解や、「儒教の宗教性」を見落としてきた近世儒教思想史を批判する加地伸行氏の見解を評価しつつも、儒教の本質を問うという議論が、儒教の思想的意味を問う上で支障をきたすものであることを指摘した。また、子安宣邦氏の「鬼神論」が、二者択一的な議論の枠組みを克服し、「鬼神」論の比較による、中国・朝鮮との儒教思想史の研究交流の可能性を持つものであることを提示した。

金洪喆^{キムホンテ}（日光大学校教学大学院長）「韓国近代化と東学・天道教の役割」では、東学（後に天道教）の創始者である水雲崔濟愚が、特

権的地位を築いていた両班支配からの解放と、西欧文化への反発を目的として展開した広濟蒼生運動が、水雲の没後もその教えが継承され、東学革命、教育、労働、女性等の解放運動となる新文化運動、さらには、日帝支配期の三・一独立運動において中心的役割を果たし、韓国近代化に大きな影響力を發揮したことを提示した。

竹部弘（本所所員）「金光大神の信仰における伝統の継承と展開―神観を中心に―」では、陰陽道の伝統の中で生活していた金光大神が、自らの神体験を通して、新たな信仰に到達したことを示し、金光大神が、天地を生きた神の体ととらえ、天地と万物とはそれぞれが「ある」ということの基底において相互に浸透し合い、畳み込まれている関係にあること、また、人間は、人間の外なるものと観念される「大天地」に対して、「小天地」であるとされることは、日本の民俗宗教の底流に流れる世界観を受け継ぐものであることを指摘した。さらに、金光大神固有の信仰の筋道の内には、心における、個別的・人的側面と全体的・神的側面とが、相互に浸透し合い畳み込まれている関係が見出され、金光大神は、こうした神と人間との双方向の関係において、新たな働きが生まれるとしたことを提示し、伝統との相関性と差異性を指摘した。

盧吉明^{ノキミョウ}（高麗大学校教授）「韓国近代社会変動と甌山宗教運動」では、東学と同時期に誕生した甌山宗教運動が、末世である現代において、既存の秩序が消去され、新しい秩序が到来するという「後天開闢」の思想を掲げ、韓国における近代的な価値と制度の

受容、浸透に機能的な役割を果たした点を評価しつつも、甌山教の創始者姜一淳が、社会変革への参与を否定し、「後天開闢」を信じてることによって福音に与られる、とする現世利己的な教理を説いたことにより、教団的な民族運動・社会変革運動の実現可能性を制約した点を指摘した。

梅津礼司(中央学術研究所員)「立正佼成会における伝統の保持と社会適合―『近代化』を手がかりに―」では、立正佼成会の教団形成以降の社会適合(制度化)や宗教様式(教理・布教・儀礼等)の整備過程を、社会の「近代化」との対抗・適合という側面から紹介しつつ、現在の教団状況が、森岡清美が提唱する教団ライフサイクル論での「制度化」から「解体」段階に移行しつつあることを指摘し、今後の再組織化に向けての問題点と展望を示した。

金星坤(釜山大学校教授)「近代化と円仏教―物質文明と精神文明の調和―」では、円仏教創始者少太山が、近代化を物質文明の開化にとらえ、精神文明と物質文明の調和を目指して教団を創立したことを示した。そして、円仏教が、科学との並進を唱え、人権意識の高揚、他宗教との対話に積極的に取り組む、開かれた宗教を目指していることを紹介し、社会の中での存在意義を評価した。

第二日、島蘭進(東京大学教授)「オウム真理教事件と現代日本―戦後の道德秩序と新たな道德秩序の模索―」では、オウム真理教事件を、現代日本人の世界観や道德意識との関わりにおいてとらえ、日本の近代化の底流における、伝統に根ざした政治的・道德的

信念の欠如を指摘するとともに、現在の日本社会の状況は、自由主義と戦後の道德秩序とは異なる、新たな道德秩序が生成しつつある動向の内にあるとして、オウム真理教事件がそうした道德秩序の変容過程で起こったものである、との考えを提示した。

全体討議の場では、近代化をめぐる両国の歴史観の違いが、議論に色濃く反映されていた。特に、両国の近代化に、新宗教はそれぞれどのように関わってきたかという点をめぐって、活発に議論が交わされた。韓国側の研究者からは、日帝支配と支配からの解放という一連の過程で、新宗教が社会変革へ参与する民衆の意識醸成に果たした役割と位置付けが強調され、近代化に対する肯定的・積極的な見方が示された。これに対し、日本側からは、近代化過程で起きた植民地支配の歴史や戦争責任といった諸々の矛盾を反省的にとらえる視点を内包した問題意識が色濃く、同時に、日本の新宗教が、韓国の新宗教と比較すれば、社会構造を変革するより、むしろそれを支持してきた歴史を持つことが紹介された。討議を通じ、両国における文化的・歴史的基盤の相違性・相同性についての認識がそれぞれに確認された。

閉会式では、神田秀雄氏(天理大学助教授)が、来年度の天理大学の開催をアピールし、閉会した。

各種会合への出席

一、学会

歴史学研究会(7・5・27-28)二名

「宗教と社会」学会(7・6・10-11)三名

歴史学研究会アカデミー第五回講座(7・8・5) 研究員に聴講
依頼

「宗教と社会」学会公開シンポジウム(7・9・7) 嘱託に聴講
依頼

日本民俗学会(7・10・7-8)二名

日本思想史学会(7・10・21-22)二名

日本宗教学会(7・11・10-12)二名

日本史研究会(7・11・18-19)三名

岡山民俗学会(8・2・21)一名

二、教内会合

金光教平和祈願広島集会・原爆死没者五十年祭(7・7・30)一
名

第一〇回布教史研究連絡協議会(7・12・10-11)二名

阪神・淡路大震災復興金光教信奉者大会(8・2・11)一名

三、その他

黒住教主催特別記念プログラム「青年層とのトークング」

(7・3・30)一名

関西社会事業思想史研究会(7・6・3)一名

ノートルダム清心女子大学生活文化研究所生活文化講演会

(7・6・24)一名

NCC宗教研究所ゼミナール(7・12・7-8)三名

コルモス研究会議(7・12・26-27)一名

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、金光教教典用語解説辞典(仮称)草稿検討会、
第三四回教学研究会、第一九回教学に関する懇談会、第二七回紀
要掲載論文検討会への出席・参加、及び教学論総論への出講を通
じて、本所の業務に参画した。

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

一、第六〇回(7・9・5-6)

議題 (1)平成八年度の方針並びに計画案及び
経費予定案について

(2)その他

二、第六一回(8・3・14)

議題 (1)平成七年度研究報告について

(2)その他

○

第六〇回の審議の主な点は、(1)本所の意義、働き、独自性に
ついて、(2)教学研究会における公募研究発表者と開催者側の意識の
違いについて、(3)研究上の指導関係開放の理由、意味について、

(4) 教典用語解説辞典(仮称)の進捗と編集の見通しについて、(5) 紀要『金光教学』の刊行意義、利用状況について、(6) 本教の奉斎様式、靈觀の教学的位置付けについて、(7) 信心生活と教学との関わりについて、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑応答がなされ、平成八年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、宮田真喜男、岩崎礼昭、和田威智雄、小林互、中川八良(欠席)、押木広志の各評議員と所長以下六名の職員であった。

第六一回では、平成七年度研究報告並びに業務報告の概要について報告のち、以下の諸点について審議を行った。(1) 若手研究者の育成、研究課題の明確化について、(2) 問いの教学的意味把握、教学的必然性の確認について、(3) 今日までの覚・覚帳研究と近年の御理解研究の関係について、(4) 理解研究における神・教祖・伝承者の関係について、(5) 教規及び施行細則に関わる問題点について。その他、経費(平成七年度決算書、八年度予算書)の説明を行った。

なお、出席者は、和田威智雄、小林互、宮田真喜男、押木広太、中川八良、岩崎礼昭の各評議員と所長以下六名の職員であった。

研究 生

本年度は、左の五名に、五月八日から六か月間、研究生を委嘱し、実習を行った。

小坂真弓(三幡教念)、水野照雄(松阪新町教念)、高橋浩一郎(岡山教念)、橋本啓子(天津教念)、兒山真生(佐馬地教念)

実習内容は、以下の通りである。

一、レポート

(1) 文献解題

研究生の研究関心に応じて文献・資料を選択し、文献・資料解題レポートを三回提出した。

(2) 実習報告

実習期間を総括して、左記のような内容の実習報告レポートを一〇月に提出した。

○ 小坂真弓

天地金乃神と諸神諸仏との関係についての論究を進めるにあたって、研究的方法を学ぶべく、瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大患の事蹟について」の文献解題を行った。

○ 水野照雄

研究生期間を振り返り、自分にとって教学するとはどういうことか、を問うために、神学の方法論を学ぶべく、ティリヒ著『組織神学』の文献解題を行った。

○ 高橋浩一郎

教団運動と、信仰者個人の信仰的アイデンティティ確立との関係について考察する手がかりを得るべく、M・プーバー著『我と汝』の文献解題を行った。

○ 橋本啓子

本教信仰における社会活動の意味について理解を深めるべく、佐藤範雄の森近運平に対する感化救済活動を取り上げ、二人の交流の様相について、考察を行った。

○ 兒山真生

「信仰」とは何か、という問題意識のもとに、教学研究の方法論について理解を深めるべく、M・フーコー著『言葉と物』の文献解題を行った。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、「教学論総論」「教学論各論」の各講座に参加した。

(1) 教学論総論―担当者、所長・部長・幹事・資料室長・囑託

研究生を対象に、教学の基本理念・歴史、金光大神研究・教義研究・教団史研究の各方法論、及び本所の活動内容、本所蔵資料についての講義を実施した。また、囑託による次の講義を実施した。

○ 「社会学における方法論上のディレンマをめぐって」

山崎達彦(7・7・12)

○ 「教団史研究について考える」

坂本忠次(7・10・14)

(2) 教学論各論

(1) 原典講読1―担当者、滝口

「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」の印影本をテキストとして、通読、討議を中心に六回実施した。

(2) 原典講読2―担当者、高橋晴

「研究資料金光大神言行録」をテキストとして、通読、討議を中心に六回実施した。

(1) 原典講読3―担当者、北林

佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上巻をテキストとして、通読、討議を中心に六回実施した。

(2) 紀要論文講読―担当者、加藤

瀬戸美喜雄「維新时期における金光大神の信仰―政治に対する態度と思想」、佐藤光俊「擬態としての組織化―神道金光教会設立とその結核運動」、渡辺順一「佐藤範雄の感化救済運動―両大戦間期における大逆事件連座者及び無政府主義者達との交渉を中心に」、福嶋義次「死を前にした金光大神―『身代り』考」、早川公明「『覚書』『覚帳』の執筆当初における視点の相違について」、竹部弘「『覚書』における金光大神前半生と天地金乃神」の各論文をテキストとして、講読会を六回実施した。

(3) 調査実習―担当者、加藤

実地調査の基本作法の習得を目的として、布教史に関する調査を一回実施した。

(3) 資料実習

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術及び取り扱い方法について理解を深めるべく、「資料室ガイドランス」を一回、小野家資料、教団史資料等の解読の実習を五回、金光大神関係資料、教団史資料の整理の実習を二

回行った。また、図書整理、資料庫保管資料の所在確認作業を各一回行った。

(4) その他

所内各種会合に出席、傍聴した。また、儀式事務御用奉仕に従事した。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第一五号を以下の通り発行した。

一、期日 平成七年六月一〇日

二、内容 巻頭言、所内の動き、OB便り、編集後記、他

三、部数 三〇〇部 (B5判、八頁)

人事異動

一、職員

任 助手 小坂 真弓 (7.11.1)
 〃 同 水野 照雄 (7.11.1)
 〃 同 兒山 真生 (7.11.1)
 〃 幹事 三矢田 光 (7.4.25)
 〃 資料室長 落合 真人 (7.5.15)
 免 幹事 岡成 敏正 (7.4.25)
 〃 所員 藤井喜代秀 (7.5.14)

二、研究生

委 小坂 真弓 (7.5.8)
 〃 水野 照雄 (7.5.8)
 〃 高橋浩一郎 (7.5.8)
 〃 橋本 啓子 (7.5.8)
 〃 兒山 真生 (7.5.8)
 解 小坂 真弓 (7.10.31)
 〃 水野 照雄 (7.10.31)
 〃 高橋浩一郎 (7.10.31)
 〃 橋本 啓子 (7.10.31)
 〃 兒山 真生 (7.10.31)

三、嘱託

委 藤井喜代秀 (7.5.15)
 解 岩本 徳雄 (7.12.20)
 〃 西川 太 (7.12.20)

四、研究員

委 岡成 敏正 (7.4.25)
 〃 山根 正威 (7.10.1)
 解 山根 正威 (7.9.30)

五、評議員

委 岩崎 礼昭 (7.11.1)
 免 岩崎 礼昭 (7.10.31)

六、本所関係者 (8.3.31現在)

委 岩崎 礼昭 (7.11.1) | 再任 |
 免 岩崎 礼昭 (7.10.31) | 任期満了 |
 〃 小坂 真弓 (7.5.8) | 委嘱期間満了 |
 〃 水野 照雄 (7.5.8) | 委嘱期間満了 |
 〃 高橋浩一郎 (7.5.8) | 委嘱期間満了 |
 〃 橋本 啓子 (7.5.8) | 委嘱期間満了 |
 〃 兒山 真生 (7.5.8) | 委嘱期間満了 |
 〃 小坂 真弓 (7.10.31) | 委嘱期間満了 |
 〃 水野 照雄 (7.10.31) | 委嘱期間満了 |
 〃 高橋浩一郎 (7.10.31) | 委嘱期間満了 |
 〃 橋本 啓子 (7.10.31) | 委嘱期間満了 |
 〃 兒山 真生 (7.10.31) | 委嘱期間満了 |
 委 藤井喜代秀 (7.5.15) | |
 解 岩本 徳雄 (7.12.20) | |
 〃 西川 太 (7.12.20) | |
 委 岡成 敏正 (7.4.25) | |
 〃 山根 正威 (7.10.1) | 再任 |
 解 山根 正威 (7.9.30) | 任期満了 |

職員二四名（所長1部長3幹事1所員3助手10事務長1主事5）
嘱託一名 研究員六名 評議員六名

学院との関係・その他

一、学院教育に関する懇談会に、所長佐藤光俊が出席した。

（7・7・25）

二、学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。

(1) 教祖特別講義「金光大神とその時代」（所員・金光和道、同・坂口

光正（7・6・7、6・30、10・19）

(2) 教義特別講義「教学と教義」（所員・竹部弘、同・加藤実、助手・高

橋晴江（7・9・25、10・26、11・2、11・14、11・20）

(3) 教団史特別講義「布教史」（所員・渡辺順一、同・大林浩治、助手・北

林秀生、同・金光清治（7・7・19、9・8、10・20、10・25、10・28、11・

17）

三、学院後期研修・実習課程コース別研修「教学研究コース」の
レポート検討会に、以下の職員が出向した。（8・2・24）

所員・坂口光正、同・大林浩治、同・加藤実、助手・北林秀
生、同・滝口祥雄、同・河合信一

四、学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。

「教学論」（所長・佐藤光俊）（8・3・6）

五、学院助手教育の一環として、以下の学院助手が、「教学論総
論1」（所長・佐藤光俊）を聴講した。（7・5・26、10・28）

牟田正枝、守屋貴美江

六、学院と教学研究所との懇談を実施した。（8・3・11）

○

本部研修生、ミッシェル・和子・布川（ホノルル教会在籍）は、平
成七年七月一五日に、約一〇か月にわたる研修を終了した。

○

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。

○ アンジェレ・ルイス（カルガリー大学卒業・宗教学）、ヘレン・フォ

ックス（ミシガン大学）（7・5・29）

○ ゲオルグ・コマロフスキー（ロシア総領事）（7・6・16）

○ プニータ・カラ（筑波大学地域研究科修士課程）（7・9・12、13）

紀要「金光教学」三十五号正誤表

264	208	101	100	100	98	96	90	86	86	86	83	83	83	83	66	31	21	頁
上段	上段	上段	中段	上段	上段	上段	資料8	資料5	資料4	資料4	資料2	資料2	資料2	資料2		下段		行
△7	1		△1		10	2									△4	△9	5	
一節では	杉田政次郎(二八一九一八八三)	弔意	昂揚	弔意	詔書捧読式	勅語捧読式	周和球蔡福齡	青島・南兩施療班年度別診患表	7合作社補助班講習所	季村実験村設営機構(季村実験村設営大綱)	195, 533.91	159, 370.69		④ 15, 809.01	匿まう	釜ヶ先資料センター編「釜ヶ先歴史と現在」	匂い	誤
一章では	杉田政次郎(二八五八一一九三二)	弔慰	昂揚	弔慰	詔書捧読式	勅語捧読式	周和球 蔡福齡	青島・済南兩施療班年度別診患表	7合作社補助班講習所	季村実験村設営機構(季村実験村設営大綱)	195, 633.91	159, 470.69	⑤ 5, 930.00を追加。	④ 15, 809.91	匿う	釜ヶ崎資料センター編「釜ヶ崎歴史と現在」	臭い	正

紀要「金光教学」三十四号正誤表

36	頁	3	6文久二年六月、萩雄の病気の事蹟	6文久二年六月、浅吉の病気の事蹟
上段	行		誤	正

金光教学第36号

平成8年9月20日印刷

平成8年9月25日発行

編集・金光教教学研究 所

印刷・株式会社正文社印刷 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究 所
までお送り下さい。

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえないが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究与信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究所が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしなわぬ信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善の信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことであることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教学研究所長 大淵千俣)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
1996
No.36

CONTENTS

TAKEBE, HIROSHI

- On the Relation between Tenchi and Kokoro
by Konko Daijin's Teachings 1

KITABAYASHI, HIDEO

- The Characteristics of Organizing Process of
Believers Groups in the Time of Sinto Konkokyokai ... 31
-

Collected Materials;

- The Saying And Doing of Konko Shijin (5)..... 86
- A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff
of Konkokyo Research Institute for the Year 1995 130
- The Summary of the Records for the Meeting about the Critique
of Papers Contributed to the Previous Edition 143
- The Record of the 19th Conference on Konkokyo Research 146
- A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the
Year 1995 161